

平成27年 第4回定例会

大 樹 町 議 会 会 議 録

平成27年12月 8日 開会

平成27年12月11日 閉会

大 樹 町 議 会

平成27年第4回大樹町議会定例会会議録（第1号）

平成27年12月8日（火曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 委員会の所管事務調査報告(常任委員会報告)
- 第 7 陳情第 1号 TPP(環太平洋連携協定)交渉の大筋合意に関する陳情
- 第 8 議案第 82号 大樹町教育委員会委員の任命について
- 第 9 議案第 83号 大樹町課設置条例等の一部改正について
- 第10 議案第 84号 大樹町行政区会館等の設置条例の一部改正について
- 第11 議案第 85号 大樹町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について
- 第12 議案第 86号 大樹町手数料徴収条例の一部改正について
- 第13 議案第 87号 大樹町税条例等の一部改正について
- 第14 議案第 88号 大樹町国民健康保険税条例の一部改正について
- 第15 議案第 89号 大樹町介護保険条例の一部改正について
- 第16 議案第 90号 大樹町公の施設の指定管理者の指定について
- 第17 議案第 91号 平成27年度大樹町一般会計補正予算(第6号)について
- 第18 議案第 92号 平成27年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について
- 第19 議案第 93号 平成27年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第20 議案第 94号 平成27年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第21 議案第 95号 平成27年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第22 議案第 96号 南十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分について

○出席議員(12名)

1番 船戸 健 二 2番 齊 藤 徹 3番 杉 森 俊 行

4番 松本敏光 5番 西田輝樹 6番 菅 敏 範
 7番 高橋英昭 8番 安田清之 9番 志民和義
 10番 阿部良富 11番 柚原千秋 12番 鈴木千秋

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町 長	酒 森 正 人	副 町 長	布 目 幹 雄
総 務 課 長	松 木 義 行	企 画 課 長 兼 商工観光課長 兼地場産品研究 センター所長	黒 川 豊
町 民 課 長 兼 税 務 課 長	林 英 也	保 健 福 祉 課 長 兼 南十勝子ども発 達支援センター 兼町立尾育所長	村 田 修
農 林 水 産 課 長 兼 町 営 牧 場 長	瀬 尾 裕 信	建 設 課 長	小 森 力
水 道 課 長 兼 大 樹 下 水 終 末 処 理 場 長	鈴 木 敏 明	会 計 管 理 者 兼 出 納 課 長	高 橋 教 一
病 院 事 務 長	伊 勢 徹 則	特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 所 長 兼 老 人 デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー 所 長	瀬 尾 さ と み
教 育 長	浅 井 真 介	学 校 教 育 課 長 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	吉 岡 信 弘
社 会 教 育 課 長 兼 図 書 館 長	角 倉 和 博	農 業 委 員 会 長	鈴 木 正 喜
農 業 委 員 会 事 務 局 長	森 博 之	代 表 監 査 委 員	澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 山 下 次 男 係 長 鎌 塚 喜 代 美

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより、平成27年第4回大樹町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

9番 志 民 和 義 君
10番 阿 部 良 富 君
11番 柚 原 千 秋 君

を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長

日程第2 議会運営委員会報告を行います。

先の本会議で、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

議会運営委員長安田清之君。

○安田清之議会運営委員長

議会運営委員会報告をさせていただきます。

去る11月30日、午前10時より運営委員会を開き、付議事件並びに議事日程及び会期等について協議をいたしました。ご報告申し上げます。

本定例会の提出案件は、陳情1件、委員の任命1件、条例の制定1件、条例の一部改正6件、指定管理者の指定1件、補正予算5件、消防事務組合解散に伴う財産の処分1件、一般質問7議員、11項目であります。

よって、会期については、提出案件の状況及び一般質問の通告状況を考慮し検討した結果、本日から12月11日までの4日間とし、会期日程については、お手元に配付したとおりであります。

以上、委員会での協議結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行わ

れるよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

委員会の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員会報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期の決定

○議 長

日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月11日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月11日までの4日間と決しました。

◎日程第4 諸般報告

○議 長

日程第4 諸般報告を行います。

議会事務局長に内容の説明をいたさせます。

山下議会事務局長。

○山下議会事務局長

それでは、平成27年9月7日開会の第3回町議会定例会以降の諸般報告をいたします。

第1、監査及び検査結果の報告について。

地方自治法第235条の2第1項の規定による10月、11月実施の例月出納検査の結果について、別紙のとおり報告がありました。

第2、一部事務組合議会等について。

十勝圏複合事務組合議会定例会及び十勝環境複合事務組合議会定例会が11月27日、帯広市で開催、議長が出席。

南十勝消防事務組合議会定例会が12月3日、広尾町で開催、西田、松本議員が出席しております。

第3、委員会関係について。

総務常任委員会では委員会を3回、経済常任委員会では委員会を2回、広報広聴常任委員会では委員会を2回、議会運営委員会では委員会を4回開催しております。

第4、会議関係と第5、その他につきましては、記載のとおりとなっております。

以上で、諸般報告を終わります。

○議 長

以上で、諸般報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議 長

日程第5 行政報告を行います。

酒森町長。

○酒森町長

それでは、平成27年9月7日開会の第3回町議会定例会以降の行政の主なものについてご報告を申し上げます。

1番目の気象状況の悪化に伴う被害状況等についてですが、(1)の台風17号では秋サケ定置網の損傷が5件発生をしております。

(2)の低気圧では、強風により住宅や産業関連施設、公共施設などが被害を受けたほか、尾田方面では倒木による停電が発生をしております。

(3)の台風23号による被害ですが、暴風、高潮により旭浜漁港の上架施設や勤労者センター、晩成温泉、旧給食センターで施設の損壊や設備の故障が発生をしております。

(4)の大雪ですが、市街地以外の各地区で、電線への着雪などにより大規模な停電が発生したことから、災害対策本部を設置し、避難所を開設しております。

実際に避難所に避難された方はおりませんでした。停電箇所の把握に時間を要したこと、復旧後に再度停電する箇所等もありましたので、引き続き情報収集や情報提供体制の強化を進めてまいりたいと思っております。

なお、公共施設の損壊等の修繕につきましては、既定予算で不足するものにつきましては今議会に補正予算を計上させていただいております。

また、秋サケ定置網の被害につきましては現在、関係機関による対策の検討が進められており、町としても利子補給等の支援対策を検討してまいりたいと思っております。

2番目の旭浜漁港における行方不明者捜索についてですが、釣りに来られた新得町の男性の方が行方不明となり、海中に転落した可能性が高いとのことで、関係機関により捜索を行っております。

漁業者の皆様には漁船による捜索、旭行政区の皆様には行政区会館の使用など、多大なご協力をいただきましたことに改めてお礼を申し上げます。

3番目の要望・要請ですが、懸案事項について、関係機関とともに国会議員や国に対する要請などを行っております。

4番目の航空宇宙関連ですが、JAXAや民間企業による実験が行われております。

また、宇宙交流センター「SORA」につきましては、11月3日をもって今年度の開館を終了しております。

5番目の大樹町と台湾高雄市大樹区との友好交流締結式ですが、柏林公園まつりにあわ

せ黄区長様、札幌の陳分所長様が来町され、9月1日に高雄市で署名した協定書に日付を記入し、協定書を完成をしております。

6番目の平成27年度大樹町表彰式ですが、先の行政報告以降に推薦のあった方、また功績の追加があった方について9月24日付で表彰を決定し、10月1日に表彰させていただいておりますので、ご報告をいたします。

7番目の委員の委嘱ですが、任期満了に伴い新たに大樹町行財政改革推進委員会の委員10名をご委嘱申し上げます。

8番目の契約の変更ですが2件ございます。大樹町立国民健康保険病院外構工事につきましては、概数等発注工事として契約しておりましたが、取り壊しに伴う発生材や掘削土の増加により契約額を556万2,000円増額したという内容でございます。

もう1件、町有施設浄化層保守管理業務につきましては、旧尾田中学校公社体育館の浄化層の点検回数等を当初3回としておりましたが、改築工事に伴う撤去により1回のみとなったため、2回分を減額した内容でございます。

9番目の入札執行関係ですが、指名競争入札により工事請負契約16件、業務委託契約4件、物品購入契約6件、物品売払契約1件、一般競争入札により物品売払契約1件の入札を執行し、それぞれ記載のとおりの内容で契約を締結しております。

10番目の契約の締結についてですが、大進橋改修工事の入札結果につきましては、7月13日開会の臨時第4回町議会でご報告をしておりますが、この契約によるのその2工事の内容は伸縮装置の取り替え4カ所で国庫補助の対象事業であります。

今回、ご報告申し上げます工事は単独事業として実施するものですが、大進橋の高欄の補修と塗装でございますが、先に受注している業者に発注することにより、諸経費の節減や工事の円滑な執行ができるものと考え、その2工事として随意契約により契約を締結したものでございます。

参考といたしまして、工事名につきましては大進橋の補修工事、工事内容は伸縮装置の取り替え4カ所、契約金額につきましては2,180万5,200円、相手方につきましては大樹町の播間建設工業株式会社であります。工期につきましては、平成27年7月10日から平成28年2月10日となるものであります。

11番目の人事関係、12番目のその他、来町者と会議出席等につきましては、後ほどお目通しをいただきたく、以上で行政報告を終わらせていただきます。

○議 長

続いて、浅井教育長。

○浅井教育長

それでは、教育委員会の行政報告を行います。

1番目の2016第2回ユースオリンピック冬季競技大会出場についてでございます。国際オリンピック委員会主催の表記競技大会に、スケートの日本代表選手として振別地区の堀川大地さんの出場が決定されましたので、ご報告いたします。

堀川さんは現在、白樺学園高校の1年生に在学し、今年の8月、日本代表候補にノミネートされ、11月にオランダやドイツで開催されましたジュニアワールドカップに出場し、好成績を収めたことから、日本代表選手に選ばれたものであります。

ユースオリンピック大会は14歳から18歳までが対象で、青少年にもオリンピックを体験させることを趣旨に4年に一度開催されているもので、次の開催は記載しておりますとおり28年2月12日から21日までの期間でノルウェーのリレハンメル市で開催されることになっております。大樹町としても応援してまいりたいと考えております。

次に、裏面になりますけれども、2番目は子ども農山漁村交流プロジェクトについてでございます。

9月以降のSTEPによる体験活動の受け入れの主なものとして、①の主催事業では9月と11月に小学生を対象とした日帰り体験活動のほか、10月には秋キャンプを実施しております。

また、②の受け入れ事業では、10月において大阪府内4校の高校生155名を受け入れ、農林漁家による民泊による体験学習などを実施しております。

また、③の共催事業として、町内の保育園や学童保育所と連携し、子どもたちの自然体験等への支援活動を定期的に行っております。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

○議 長

次に、ただいまの行政報告に対し、報告の範囲内での質疑を許します。

質疑はありませんか。

阿部良富君。

○阿部良富議員

今、町長のほうから行政報告でございました工事の関係ですけれども、去年、おとし、ここ2、3年、大樹結構大きなものをやっておりますが、そこら辺の杭とかそういうものの関係は別に問題ありませんでしたか、それだけお聞きします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

建築工事の関係で、全国的に話題になっております杭の関係だと思いますが、らいふの工事で同様の工法があったということが確認されておまして、内容について確認をして問題がないということで確認済みであります。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

ちょっと中身ではなくて、このアルファ米って、これはどんなものをいうのでしょうか、アルファ米って。缶詰に入っているのか、すぐ、ぱっと食べられるのか。

もう一つ、これを入れたということは、前のやつが古くなって捨てたのか、誰かが食べたのか、試食してみたのかどうか、そこら辺ちょっと。

○議 長

黒川企画課長。

○黒川企画課長

ただいまのご質問にお答えします。

アルファ米は乾燥させた米でありまして、白米もありますけれども味のついたものもございまして、お湯を注いで、水でも食べられるのですけれどもお湯のほうがよりおいしく食べられますが、お湯をそそいで少しおくとそのまま食べられるというものでございます。レトルト食品だということです。

食べたのかというところでは、賞味期限ございます。ちょっと3年か5年だったと思えますけれども、期限の近くなったものは災害防災訓練等で昼食に出して食べていただいたりして更新をかけております。

○議 長

ほかに質問ありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

病院の関係で内視鏡洗浄容器、これは古いものを入れかえたの。多分、洗浄だから1回入れたものを洗浄するために、もともとなかったのか、あったのか。なかったのなら新しく購入ということなのだけれども、あったやつは入れ替えたのか、そこら辺ちょっと。

○議 長

伊勢病院事務長。

○伊勢病院事務長

古くなったものを更新したものでございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

9ページのその他の関係なのですけれども、11月6日の大田原市長表敬訪問、大田原市ですけれども、これについて聞きたいのですけれども、これ過去にも表敬訪問されたのか、目的は何なのか、目的によっては派遣された人数だとかメンバーも決まると思うのですが、その辺も教えてほしいのと、これ今回、行ったのですけれども、今後こういう表敬訪問、大田原市の繋がりはどうなっていくのか、その辺お聞きしたいです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま会議等の出席の関係で11月6日に大田原市長を表敬訪問した内容についてのご質問がありました。

大田原市の市長、今、津久井市長が大田原市の市長をお務めですが、実は福原町長のころからも行き来をしていたことがございます。ただ、当時は大田原市の津久井市長、市長ではないという形だったのですが、大樹町のほうにお越しいただいておりますし、福原町長も面識があったということでお聞きをしているところでもあります。

津久井市長、今、大田原の2期目の市長ですが、皆さんご承知のとおり大樹町でグリーンハートという農場を経営もされております。毎年のように大樹町にお越しをいただいておりますし、私も副町長時代から何度かお会いをさせていただきました。

この5月2日の日にまたお見えになるということで、私もお会いさせていただき、その中で大樹町と大田原のいろいろな部分での交流を今後進めていってはどうかという市長の思いもございまして、今回、東京大樹会にあわせて私と議長と、そしてそのときに同席をしておりました農協のJA大樹町の坂井組合長とともに大田原のほうに訪問をさせていただきました。

大田原市としましては、大田原市の議長様、そしてJAなすの組合長様、または市の幹部の皆様もご同席をいただいて、懇談もさせていただきました。今後、大田原市との取り組み等についてもどうなっていくということもありますが、そういうのも、こういうのもご縁かなというふうに思いますので、今後、両自治体でどういう交流ができていけるかということも含めてご相談をさせていただきながら、進んでいければなというふうに思っております。

今後の方向等については、具体的にというものはまだないというところだと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認め、以上で行政報告を終わります。

◎日程第6 委員会の所管事務調査報告(常任委員会報告)

○議 長

日程第6 委員会の所管事務調査の件を議題といたします。

調査が終了しておりますので、委員長の報告を求めます。

経済常任委員長、杉森俊行君。

○杉森俊行経済常任委員長

委員会所管事務調査の結果を次のとおり報告いたします。

調査事件名。木質チップの製造・利用状況について。

調査目的。木質チップの製造・利用状況を調査する。

調査月日。平成27年7月21日。平成27年11月18日から19日。

調査内容は、大樹町森林組合チップ工場、北海道熱供給公社熱供給システム設備の現地視察。北海道水産林部での木質資源を活用した地域振興、全道の木質チップ資源を活用した先進事例の聞き取りを行いました。

調査の結果として、木質チップの製造と利用状況について、平成27年7月21日に農林水産課長より大樹町森林組合チップ工場の概要及び設置経過について説明を受け、同日、大樹町森林組合チップ工場の現地調査を行いました。

また、平成27年11月18日には、北海道で初の地域熱供給を導入し、高温水による熱供給をしている札幌の株式会社北海道熱供給公社中央エネルギーセンターを視察、翌19日に北海道水産林務部において、本道の森林資源と木質バイオマスの利用状況について、次の項目の聞き取り調査を行いました。

1、森林資源の潤滑利用。2、木材のカスケード利用。3、木質バイオマスの利用を進める意義。4、道内の木質バイオマスエネルギー利用状況。5、木質バイオマスの利用を進める課題。6、森林資源の潤滑利用、木質バイオマスの利用を進めるための支援制度。7、木質バイオマスの安定供給体制の構築。以上の調査から、今後、町内施設で木質チップボイラーを導入するためには森林資源の潤滑利用や木材の多段階的な利用及び集荷システムの構築、木質チップの安定した供給と品質向上を図ることが必要ではないかと思えます。

単に経済面に注視することではなく、地域振興や環境問題の関与も考えて利用促進を行わなければならないと思えます。

木質バイオマス利用には課題もありますが、当町での木質チップの利用は植林から伐採、そしてチップ製造を通して雇用の増加や産業振興を図ることができるようにしなければならないと思えます。

バイオマスボイラーの導入により近接公共施設の熱利用の供用やその他住宅利用も視野に入れ、利活用をしっかりと経過していく必要があります。パーク利用や家庭用ペレットストーブなど、森林自然の総合的利用を行い、大樹町ならではのまちづくりを行っていくことが重要と考えています。

なお、調査項目の詳細はお手元の計画書のとおりでございますので、お目通しの上、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長
を終わります。

○議 長

委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

◎日程第7 陳情第1号

○議長

日程第7 陳情第1号TPP環太平洋連携協定交渉の大筋合意に関する陳情の件を議題といたします。

本陳情書の内容については、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。

本陳情については、会議規則第94条の規定に基づき、陳情処理表のとおり、議長において所管の常任委員会に付託することにいたします。

◎日程第8 議案第82号

○議長

日程第8 議案第82号大樹町教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第82号について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町教育委員会委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

今回、丹後恵氏が平成27年12月21日をもって任期満了となりますので、後任として引き続き大樹町字荊和485番地6にお住まいの丹後恵氏を任命いたしたく、ご提案申し上げますところでございます。

丹後恵氏におかれましては、昭和28年12月29日生まれで現在61歳、平成23年12月22日に教育委員に就任し、現在1期目でございます。

大変、お人柄も温厚であり、また社会教育関係にも精通しており、教育行政に対して広い視点からご意見をいただける方として私どもも認めてございますので、今回、ご提案を申し上げますところでございます。

内容をご審議いただきまして、ご同意賜りますようお願いをいたしたいと思っております。

それでは、議案のほうを朗読をさせていただきます。

議案第82号大樹町教育委員会委員の任命について。

大樹町教育委員会委員のうち、丹後恵氏は、平成27年12月21日をもって任期が満了

するので、後任として次の者を任命したいので地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めたい。

大樹町萌和485番地6、丹後恵氏。

昭和28年12月29日生まれ。

参考といたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋を載せてございます。任期につきましては、平成27年12月22日から平成31年12月21日までであります。

ご同意賜りますよう、お願いをいたします。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

なお、討論は、大樹町議会運営基準第99条の規定により省略いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第82号大樹町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号大樹町教育委員会委員の任命について、同意を求める件はこれに同意することに決しました。

◎日程第9 議案第83号

○議 長

日程第9 議案第83号大樹町課設置条例等の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第83号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町課設置条例等の一部改正をお願いするものであります。

現条例に基づく組織機構につきましては、平成21年度から9課体制となっておりますが、この間、行財政改革の一環としての職員数の削減を進めると同時に子育て支援や社会保障の充実など、喫緊の課題に対応するため、逐次、人員の配置や所掌事務の見直しを行ってまいりましたが、限られた人員の中では業務に必要と思われる人数を必ずしも配置できていない部署もあると考えているところでもあります。

このことから、各課が所管する業務の関連性や今後、戦略的な取り組みが求められる施策への対応、業務量と職員数のバランスなどを考慮し、より効率的で住民サービスの向上が図られる体制整備を目的に組織機構の見直しを行おうとするもので、職員により組織する行財政改革推進本部プロジェクト会議により原案を作成し、先日は民間委員により構成される行財政改革推進委員会のご意見もいただきましたので、今回、ご提案申し上げるものでございます。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますのでご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第83号大樹町課設置条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、現在、条例に基づき設置する課の数を9課から6課に再編し、併せて所掌事務の見直しを行うとともに課の名称の変更に伴い必要となる関係条例の改正を行うものでございます。

関係する条例は5本のため、5条立てにより構成させていただきます。

それでは、議案に沿いまして改正の概要を説明いたします。

1 ページ目、第1条、大樹町課設置条例の一部改正でございます。

表の第1条では、課の再編及び名称の変更を規定してございまして、現在の企画課と商工観光課を統合し企画商工課に、町民課と税務課を統合し住民課に、建設課と水道課を統合し建設水道課とするものでございます。

1 ページ下段、第2条でございますが、各課の事務分掌を規定するものでございます。

2 ページから3 ページになりますが、総務課につきましては現在の分掌事務に現在、企画課で所掌してございます行財政改革事務を第7号に、税務課で所掌しておりました固定資産評価審査委員会事務を第8号に、企画課で所掌してございます町有財産事務、土地利用の連絡調整事務、業者指名、入札及び契約事務、防災及び消防事務をそれぞれ第14号から第17号として追加するものでございます。

3 ページの企画商工課ですが、現在、企画課が所掌しております事務のうち、行財政改革事務、交通安全及び防犯事務、防災及び消防事務、土地利用の連絡調整事務、町有財産事務、業者指名、入札及び契約事務を除く事務と現在、商工観光課が所掌しております事務のうち、

消費者関連事務を除く事務を所掌するものでございます。

3 ページ下段の住民課ですが、現在、総務課が所掌しております行政区関係事務、企画課が所掌しております交通安全及び防犯事務、商工観光課が所掌しております消費者保護事務をそれぞれ第11号から第13号に、企画課が所掌しております地籍事務を第17号として追加するものでございます。

5 ページの建設水道課でございます。現在、建設課と水道課が所掌する事務を列記いたしました。第15の上水道に関することにつきましては、大樹町水道事業の設置等に関する条例でも規定されてございますが、他町村の条例等を参考に追加させていただいたものでございます。

なお、本条例の改正をお認めいただいた場合は設置する係等の名称及び所掌事務等について定めます行政組織規則の改正を予定してございますが、現段階では現在の9課31係体制が6課1室31係体制となるものと見込んでございます。

また、各係の所掌事務につきましても、若干見直しを行うこととしてございまして、所管する課が変更となる事務もあろうかと思っておりますので、内容のお知らせに十分留意してまいりたいと考えてございます。

続きまして、5 ページ下段、第2条大樹町議会委員会条例の一部改正についてでございます。

6 ページの表になりますけれども、現在の条例第2条第1号総務常任委員会、第2号経済常任委員会の所管する課につきまして、課の名称を改正するものでございます。

続きまして、6 ページ中段、大樹町総合計画策定審議会条例の一部改正ですが、表の中、第8条の庶務担当課の名称を改正するものでございます。

続きまして、7 ページになります。第4条大樹町子ども・子育て支援会議条例の一部改正の表でございますけれども、表中第8条の庶務担当課の名称を改正するものでございます。

改正前、町民課になってございますけれども、改正漏れによるものでございます。現行は保健福祉課が所管してございます。お詫び申し上げます。

続きまして、7 ページの中段になります。大樹町第5条大樹町水道事業の設置等に関する条例の一部改正ですが、表の中、第3条第2項の水道事業の管理者の権限に属する事務を処理させるため置かれる課の名称、水道課を建設水道課に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては、平成28年4月1日から施行するとするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

課が少なくなるということは職員の士気にとっても大変デリケートな問題になってくるかなと私は思うのですが、組合関係との協議についてはもう済まれているでしょうか。

○議 長

布目副町長。

○布目副町長

今回、機構改革に関しましては、大きな労働条件とかそういった変更は伴いませんけれども、将来のそういうもろもろ、議員ご指摘のこともございますので、お認めいただきましたら今週中にでも組合のほうとも話し合いをさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長

ほかに質問ありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

今、町長の説明でデメリットとかメリットがあるのかということもわかりましたし、機構も半年ぐらいこのような体制でやっているの、課で問題がなければそれでいいのだということに思いますが、これで人員の削減をできるのかということにつきましては、できるという町長の人員を削減できるということで行いましたのでいいのですけれども、それと町民の立場に立った機構改革なのかということで、高校生議会でも町の職員なりで物事を決めて問題があるのではないかという意見も出ていましたが、私もそう思っていましたら、諮問機関に答申をしてもらったということがありますのでよろしいと思います。

それで、4の7の(4)と(6)の間にあるのですが、これは私、町議になる前に覚えているのですけれども、町民課に行ったらそれはらいふのほうですから行きなさいと、そういうふうに受けられまして、本人が自転車に来ていた方でしたので、自転車で下り坂を走りまして、らいふでいったらこれは町民課の仕事ですから町民課に行ってくださいというふうに、今度は自転車で上り坂上がってくるのですよね。そしてまた、町民課に行ったらまたらいふに行きなさいと、その本人もかなり年を召している方なのですけれども、おもしろくない、腹立つ、そういう人でなかったら、そういうことがさっきの総務課長の説明でありましたように、そういうことが物すごく生じるのです。

私も町議になる前にも、隣の席で昨日まで話をした人が、課が変わったから知りませんよと言われたときには、私が腹立って暴れました、そういうことがありますし、町民課で文句を言っている人がいて、私が見ている限りでは、ほかの課長あたりはそれを助けてくれないですね、町民課の女の子が怒られているのですよ、町民に。そうしたら、課長なり、その税務課の課長でも自分たちは人事異動で回っているのですから、ある程度のことはわかると思

います、そういうときは宥めるとか、そういうのを新人みたいな女の子、2年か3年たっているかもしれないけれども、そういうことを全然助けてやらないですね、私はこんな町のやり方ではすごく、町の職員というのは冷たいんだなとそのときは物すごく感じました。

それが今度、またこれを、この課を9課から6課に変えるのですけれども、大変な部分が出てくると思うのです。さっき言った4と6というのはらいふと町民ですから今度は住民課になるのですけれども、そういう問題が出てきてときに、電話一つすればいいだけの話でしょう、らいふに電話してこういう人が来ていますからそっちのほうの話ですか、こっちのほうの住民課の話ですかと聞けばいいやつをあっち行きなさい、こっち行きなさいとたらい回しにするというやり方は絶対、やはり町民に対してはやるべきでないと、そこを今、説明したとおりそれなりのきちっとすることでございますので、そういうことはないように努めてもらいたいと思います。

以上です。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま杉森議員から機構改革に伴って住民サービス、住民に対するサービスをしっかりと守るよというご意見をいただきました。

議員もご理解いただいていると思いますが、職員数を削減するという部分も行財政改革の一環であります。今後もその計画に基づいた職員で適切な事務事業を行うという部分も含めて今回、機構改革をさせていただきたく条例の一部改正をお願いをさせていただいているところでもあります。

今、議員からご指摘の部分については、機構にかかわらず住民サービスとしての職員の意識、あとは心がけだというふうに思っておりますので、その点についてはしっかりと意を尽くして進めていきたいというふうに思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今の説明の中で9課が6課というふうな説明を受けたのですけれども、ちょっと知りたことの一つが20課が17課になったのかなというふうに自分は思っているのですけれども、その9課というのが正しいと思うのですが、そのところをひとつお聞きしたいと思います。なぜ20課が17課でなくて、9課が6課なのかというご説明をいただいたのか、ちょっと本質論ではないかもしれませんが、済みません。

それから2番目に統一的な考え方というか、何か僕思ったのは課長の今のお出ででない課を統合するのか、隣の方から統合するのかはよくわかりませんが、現象的には現在、課長を設置してない課の実際の業務ということで課を統合したのかなというふうに思っ

おりまして、水道課と建築課は業務の一体化ということでお考えだということは理解できません。

その中で、例えばの話で教育委員会などの場合には課長職を設置してない給食センターですとか、図書館だとかというのがあるのですけれども、そういうふうなことについては今回、条例改正に上がってきてないというのはどのような理由で上がってないのかも知りたいと思います。

それから、三つ目に教育委員会やそのまま課長を設置してない課がこのままなのだというふうなことになれば、新年度、課長など、そのような責任ある職員を充当するのか、その三つをお聞きしたいのですのでよろしく願いいたします。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、1点目のご質問でございます。20課が17課ではなく、9課が6課になった理由でございますけれども、地方自治法の中に地方公共団体の町の直近の補助機関、いわゆる大樹町でいうと課なのですけれども、そこについては条例で定めるということになってございます。

例えば、20の中に含まれてございました農業委員会事務局、議会事務局、教育委員会事務局というのはそれぞれ、各執行権者の補助機関として置かれてございまして、これらは規則で制定されてございます。

それから特別養護老人ホームとか町立病院というのは個別の条例でございまして、例えば特別養護老人ホームには所長を置くとか、そういった形の個別の条例になってございまして、そちらについては今回の機構改革の中で条例を変更する、改正する必要がなかったものですから、直接関係する大樹町課設置条例というもの、この9課がのっかっていたもののみ改正するというものでございます。

そのほかのものにつきましては、個別の条例の改正は必要がないと見込んでございまして、それともう一つはもし教育委員会の課の名称が変更になる云々という形になりますと、そこにつきましては教育委員会規則で制定することになりますので、議会ではなく教育委員会の中での決定手続きという形になりますので、今回、20から17ではなく9から6でご提案させていただいたものでございます。

以上です。

○議 長

布目副町長。

○布目副町長

私のほうからは2点目と3点目のほうをあわせてご説明をさせていただきたいと思いません。

今回、町長部局のほうが機構改革の主なものなのですけれども、教育委員会のご質問の給

食センター、図書館の長についてはということなのですけれども、ご承知のとおり給食センターにつきましては学校教育課長がその職に当たっていますし、現場には主幹を配置してございます。

図書館につきましても社会教育課長が兼務ということで所掌しておりまして、かつてを見ますとそこに長を置いたりということもございましたけれども、現在は数年前からこのような状態に来ておりまして、今後はその業務ですとか、その中身を見まして、人員のこともありますけれども、総体的に、将来的にはまた置く可能性もあるということで、今回はそこに町長部局みたく統合するということに至っておりませんが、将来的なことも勘案いたしまして、そのまま給食センター、それから図書館という組織をそのまま残しているところでございます。

新年度に残した場合については、新年度の所属長を配置というのはご提案というか、こともございましたけれども、全体的な人員等を十分に検討いたしまして、直ちになるかどうかわかりませんが、検討させていただきながら将来に向けての配置も検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

大変デリケートな2番、3番についてはなのですが、あるかもしれない、ないかもしれないというのは、それは事実だとは思いますが、僕は町長が代わったとか、教育長なり教育委員長さんが代わったとか、そういうときには仕事のスキームやいろいろな人事のことですので、もっとちゃんとしっかりした根拠こととか、あるべきだというふうに思っているのです。

僕は必ずしも誤解があったら困りますけれども、担当課長を置いたらいいとは言っていないつもりですので、そこら辺は誤解のないように、むしろ例えば次長制ですとか、そういうふうなことでもっと意志の決定が早くなっていくような、そういうふうなことなどもこの時代ですので必要かというふうに思っております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第83号大樹町課設置条例等の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第84号

○議 長

日程第10 議案第84号大樹町行政区会館等の設置条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第84号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町行政区会館等の設置条例の一部改正についてをお願いするもので、旧尾田中学校を災害時の避難所としての機能を持つ尾田地域コミュニティーセンターとして本条例に位置づけるため、表の改正欄の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものであります。

それでは、表に沿ってご説明を申し上げます。

別表の名称、尾田児童館を尾田地域コミュニティーセンターに。所在地、字尾田458番地を字尾田798番地の1にそれぞれ改めるもので、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上のとおり、ご提案申し上げますのでご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

地域のコミセン、これについて地域に対する説明というのはどういう日程でやられるのでしょうか、また使用開始時期は公布の日からということになっていますが、どういうことになっているのでしょうかよろしく申し上げます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

使用開始の日という部分でございますけれども、利用者説明と申しますか、まず施設が水落とし管理の関係の説明を木曜日、10日に各行政区の皆さんにお声かけいたしまして、こちらから建設業者含めて説明にお伺いする予定でございます。

それから15日に尾田の地域懇談会がございます。それが終わりました、施設の中を見たいという方、もしくはその施設の管理方法をお知りになりたい方、その方たちにもまた改めて15日、地域懇談会終了後に見ていただこうかと考えています。

実はまだこの中に備品が納入されてございません。先ほど行政報告の中で、尾田のコミュニティーセンターに入れるものも含まれてございましたので、それも入っている日程を見ながら、それともう一つは尾田児童館、今の施設から尾田地域コミュニティーセンターのほうに動かす備品等もございます。その辺の日程調整もしながら、地域、特に区長さん関係とお話させていただいてしっかりとした期日を定めていきたいと考えています。

最悪、当分、尾田の旧中学校、いわゆる地域コミュニティーセンターと尾田児童館が併用されている状況が生まれようかと思えますけれども、そこはそこで運営しながら、できるだけ早目に尾田地域コミュニティーセンターに動くような形をとりたいと考えてございますが、最終的には行政区の皆様と引き続きご協議、ご相談させていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

行政懇談会で詳しくはということによろしいですか。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

こちらの考え方としては、10日の施設の管理説明会並びに尾田の行政懇談会の中でお話はさせていただきます。

ただ、先ほど申しあげました備品の移動等の関係もございますので、そこについては15日の段階でいつからですよと明確にはお答えできないかと思えます。使えるところから使える形で使っていただいて、早期に全面的に地域コミュニティーセンターのほうに動いていたくというのを考えてございます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第84号大樹町行政区会館等の設置条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第11 議案第85号

○議 長

日程第11 議案第85号大樹町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第85号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてをお願いするもので、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に基づき、町の事務事業での個人番号の独自利用と個人番号を含む情報の提供に関し、必要な事項を定めるものであります。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第85号大樹町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法につきましては、社会保障と税の一体改革を進める中で制定されましたが、この法律の第9条の規定によりまして、地方公共団体の長、その他の執行機関は福祉、保険、もしくは医療、その他の社会保障、地方税、または防災に関する事務、その他これらに類する事務であって、条例で定めるものの処理に関して必要な限度で個人情報を利用することができるかとされてございます。

また、個人番号をその内容に含む情報、いわゆる特定個人情報ですが、この特定個人情報の提供が制限される除外規定といたしまして、第9項に地方公共団体の機関が条例で定めるところにより、当該地方公共団体のほかの機関にその事務を処理するために必要な限度で、特定個人情報を提供するときと規定されてございますので、町が行う事務事業のうち、個人番号の利用または特定個人情報の提供を行う必要があると認められる事務並びにその範囲、運用を定めるものでございます。

それでは、条文ごとに概要をご説明申し上げます。

1 ページ中段、第1条でございますが、この条例の趣旨について定めるものでございます。

第2条では、この条例で用いる用語の定義を定めてございます。

第3条は、町の責務といたしまして、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講じること。国との連携を図りながら、地域の特性に応じた施策を実施するものと定めてございます。

第4条ですが、第1項で個人番号を利用する事務について定めてございます。具体的には、2 ページ目の別表第1及び別表第2に掲げるとおり、ひとり親家庭等医療費、乳幼児

及び児童医療費、重度心身障害者医療費の助成に関する条例による助成金の支給に関する事務のほか、マイナンバー法別表第2に定める事務の一部としてございます。

なお、別表第1と別表第2の中段でございますけれども、同一の内容となっておりますが、これは別表第1につきましては一つの絡み、例えば総務課なら総務課のみ、別表第2は複数の課、例えば総務課と町民課というような、複数の課が同一情報を利用する場合に必要とされるため、同一の規定を書いております。

また、法別表第2に規定される事務に係る町長が行う児童福祉法や、このマイナンバー法の本文の別表第2になりますけれども、町長が行う児童福祉法や国民健康保険法、予防接種法などにかかる30余りの事務が記載されてございまして、この30余りの事務につきましては、条例上、定める必要はないとされてございます。

続きまして、1ページの第2項でございます。1ページ下段、第2項第4条第2項、特定個人情報に係る町内連携、いわゆる行政機関の中の内部連携について。

第3項では、自ら保有する特定個人情報できる事務について。

第4項では、ほかの条例との規定に基づき同様の情報を含む書面等の提出があった場合につきましては、これを利用することができる旨の規定となっております。

第5条では、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることを規定してございます。

附則といたしまして、条例の施行日を平成28年1月1日と定めるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

個人番号ですが、これは提供をしない場合の不利益というのはあるのですか。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

このマイナンバーをこういう事務手続きに提供しないということでございますでしょうか。

実は、マイナンバー法自体は提供すべきというふうに法律で定められているもの、例えば確定申告云々もあるのですけれども、そこにつきまして提供しないことによる罰則はないということになってございます。Q&Aの中では、それが連携することによって、その方たちに対するメリットもあるということ、それから事務手続きもかなりの簡素化が図られるという部分で、ひたすらご協力をお願いするよというご指導でございまして、不利益という部分で申しますと、例えば代わりの書類を複数、もしくは大量に提出していた

だくような形が発生する可能性があるかと思えます。

具体的に、これに伴いまして提供しないから、この医療費の助成をしませんというような決定には多分ならないかと思うのですけれども、私ども、こういう形で法に基づいて提供をお願いするというので、基本的にはご協力をお願いするように誠心誠意、依頼させていただくつもりではございます。

ちょっと答えにはなっていないかもしれませんが、その辺でご理解いただければと考えてございます。

以上です。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

答えには十分なっていると私は思っています。

不利益にならないということは、そのとおりでと思います。ただ、書類が多くなるということは確かにそういう面、出てくるみたいですね、確定申告なんか。ネットでやる場合は、それでネットで確定申告すると、こういう場合はマイナンバーについては書かなきゃネットでは利用できないと、こういうことになっているのでしょうか。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

今、税の申告システムの中でEタックス、Lタックスというものがございます。こちら、インターネットで接続して、この情報通信上でそういった行為ができるのですが、今現在は住基カードを持っていらっしゃる方、それをできることになっています。認証システム、認証いただけるということで。

実は、これは後に出ますけれども、1月1日以降、住民基本台帳カードの新規発行はとまります。というのは、個人番号カードというのが発行されまして、その個人番号カードでも今は住基カードと同じようにEタックス、Lタックスの中でも確定申告事務ができるようになるという聞いてございます。できるようになるという触れ込みと申しますか、説明でございませう。

以上です。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

できるようになるということで、特別そうしたらネットでまだ前のはその申告する場合はマイナンバーを書かなくて、打ち込まなくてもいいということで解釈していいのかな。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

個人番号カードを持っていらっしゃる方がEタックスとかで使えるということでございますので、個人番号カードを持つということは、それはマイナンバーが記載されたカードになりますので、それがなければできないというふうにご理解いただきたいと思います。

住民基本台帳カードにはまだそれがないのですけれども、基本的には税の申告等には個人番号を記載することというような形になってございますので、原則的には個人番号記載しないと、そういった手続きが進んでいかないというふうにご理解していただいて構わないかと思えます。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

マイナンバー、これ個人に与えられているものです。今、同僚議員も言っているように税の申告のときに書かなければ税の申告ができないということでまずいいのですか、マイナンバーを書かなきゃ税の申告はできないですよというふうに僕はとったのだけれども、違うよね、違いますよね多分。個人名でもいいはずですよ。だから、それはちょっと間違いだというふうに私の認識の中では個人番号は記入しなくても申告はしなければならない義務があるというふうにとっているのですが、間違いはないですか。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

済みません、私、先ほど申し上げたのは電子申告に関する部分でございますので、直接書類を持って確定申告に行く場合は絶対になければならないという話にはなっていないはずですよ。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

マイナンバー、これは国が定めているので町に何ぼ言ってもだめだろうというふうに思っておりますが、ここで一つ、第3条に国との連携を図りながらという文言があります。これから、国からどのような規則なのか、条例なのか、法なのかわかりませんが提案をされるようなものが出てくる可能性はありますよね、新聞報道でいろいろあるようですが、今、知り得る情報をお教えをいただきたいと思いますというふうに思います。

多分、税もそうですし、銀行もそうですし、固定資産も全部それに直結した番号で一覧にする計画なのだというふうに思うのですが、今、されているのは何も余り見えてこないもので、現実的に今後されるもの、多分もう来ているのだろうと思えます、こういうものを

やるよと、ただ執行でまだ法律的に議会を通過していないからということなのだろうというふうに思いますが、知り得る情報をお教えてください。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

国が将来的にどういうふうにしていきたいとかいう部分なのですけれども、本日の道新の中にちょっとマイナンバーの部分ございまして、その一文を若干、一、二分かけて読まさせていただきたいと思います。

例えば、引っ越しや結婚、相続などの際に変更事項や死亡連絡を入力すれば自治体勤務先、電気、ガス会社などへの個別の手続きが不要になるワンストップサービスというものの導入を想定している。このほか、政府は個人番号カードですね、これの電子証明機能を生かしまして、自治体が住民票や印鑑登録証明書などのコンビニ交付を行えるようにする、将来的には健康保険証やキャッシュカード、クレジットカード、電子マネーなど、官民間問わずさまざまなサービスも利用できるようにしてマイナンバーの利便性を高めていくというようなことを想定されます。

また、国家公務員におきましては、身分証明に個人番号カードをつけるとか、そういった形の想定、もしくは図書館の貸し出し用にも使っているよとか、いろいろなアイデアが生まれているのですけれども、基本的にそれが実現するのは1月1日以降、結構さまざまな課題があると思いますので、それが整理されて徐々に進むものと理解してございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

個人番号なので、郵送はされてきました。申し込みがどのくらい、個人番号の申し込みが今、来ているのか町ではわかるのですか。わからないよね、多分。これ国のほうに行くのだから。

現実的にこの中身を余り理解していないのではないかなというふうな気がいたします。例を例えれば、ここに障害者だとかの方々がこれを理解できるのかというのが問題なのです。会社等は個人番号を聞いて本人のあれを給料に払った者につけなさいよと、税務署に出しなさいよというお達しが来ておりますが、現実的に子どもたちはこれわからないのではないかなと僕は実に思っているのです。

我々も読んだら何か難しすぎて、なかなか難しい、だから提出はできない人がたくさん出てくるのではないかと。そうすると500円かかるのですよね、期限が切れると、今度、提出するときは、そうでしょう。金かからないか、ずっと。では出さなくてもいいということかな。

だから、これは現実的に個人番号は町は全部知っているのですよね、知ってなければおかしいよね。そうでしょう、個人番号。だって、税にできないでしょう、知ってないと。

多分知っているのだろうと思う、個人番号は国から安田清之は何番から何番だよと、今後、税に打ちなさいよと、固定資産税のあれにも全部つけなさいよという形になってくるのだろうと思うけれども、それ以外の方でわからない方がたくさん出てくるのだろうと、身分証明書にもなるといっていますけれども、これはきちっとしたものをもらわないと個人情報にならないのですよ、現実的に。

この手続きの仕方を、これ3回目なので簡素にこういう手続きをしてやってくださいと、書き方等も含めて、代筆でというわけにはならないでしょう、これ。どうですか。代筆でいいのかい、だめですね多分。これ大変、難しい問題なので、町長にお願いをするのは多分、きちっとできない方が出てくるだろうというふうに思っています。

そこで、ここにあるようにいろいろな情報、生活保護とか障害者の関係等々もありますので、専任に誰かつけてやらないといけないのではないかという気がするのです。住民課になるのだと思いますが、個人情報なので町長が任命して課長なりがその対応に当たるというような形をとってやったほうが町民のためにはいいのではないかという気がするのですが、そこら辺どうですか。これちょっと書けないと思います、申し込みをきちっと、お願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいまマイナンバー制度に関する住民の説明のあり方、また障害者の方々、また高齢者の方々に対する制度の啓蒙普及についてというご意見だったというふうに思います。

実は、先般、老人クラブ連合会の懇談会、私どもの懇談会がありまして、老人クラブ連合会からも実はマイナンバー制度の中身についてしっかり教えてほしいという要望をお受けをさせていただきました。その中で今、ご指摘のご意見、同じようなご意見が参加されていました7、80名の方々がいらっしゃいましたが、その大半からお寄せをいただいたところであります。

せっかくの機会でもありましたので、私どももこの業務を担当しております町民課の担当係長に同席をさせて説明をいたさせました。その中で、制度としてはそういう制度ができたということでもありますので、ぜひカードの交付についてということのお話もさせていただきましたが、正直申し上げまして、そのカードを交付いただいたことで、今今、すぐすぐメリットがあるかという、まだまだ制度がこれからいろいろなサービスも含めて、まだまだこれからだというふうに思っておりますので、高齢者の皆様方にはカードの通知の部分がありますので、その部分についてはしっかり保管をしておいてくださいということ、また、今、町がそのナンバーを把握しているかどうかということでもありましたが、私どもがその個人の皆様にあなたのカードの番号は何番ですかなんていう照会すること、またはカードをつくるに当たってお金がかかりますよというようなこと、ご本人に連絡するということは全くないので、そこについてはくれぐれもお気をつけくださいというお

話もさせていただいたところでもあります。

確かに、免許証等をお持ちでない方々にとってはそのカードが身分証明書になるという機能もあるということで、国のほうからとも言われております。ただ、その身分証明書を必要かどうかということも含めてしっかり考えていただければなというふうに思っておりますし、マイナンバー制度の中身について、高齢者の方々からも説明会の要望もありましたので、そういう部分で細かな対応をさせていただきたいと思っております。

要望等があれば、どこでも説明に上がりたいという体制で臨みたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

説明を受けて、私も勉強会に行ってきたのですが、高齢者だけではないですね、たしか生まれた子どもからですよ、ゼロ歳から。そういうふうに同僚議員が言うとおりに誰が書くのですかと、書けるわけじゃないですよ、うちの親父たちも認知症で書けませんよ、自分の字もかけないのですから。誰が書くのですかということになった場合に、国の方針だから反対はしないけれども、見た感じでは私たちにはメリットはないという感じがします。なおさらさっき新聞の報道を読んだ人のあれによると、これは貯金通帳とかそういうふうになってしまったら本当に大変なことですよ。そのほかに貯金通帳の個人番号というのはあるのでしょうかけれども、それ認知の人にあなたの番号わかりますかと言っても誰もわかりませんよ、1歳、2歳の子どもに親として例えば通帳に子ども産まれたからといって、定期とか何かで積み立て定期している人だって、子どもたちでわかるわけじゃないです。

そういうことをやはりもう少し、町のほうで国のほうに対してある程度、同僚議員が言うとおりにそういうできる人、町のほうに持っていったら、この人には代筆してもいいですよみたいなシステムをつくっていかないと、そういうのは町長のほうからでも来たらやってくれますよとか、なおさら知能の遅れたと言えば語弊がある物の言い方かもしれませんが、そういう人のこともきちんと考えることを町のほうから国に対して言わないとあれでいいですかという、全然わからない人が出てくる。そしてマイナンバー、マイナンバー言いながら守秘義務だとか、個人情報だと言いながら、町のほうでは知っているのですよ、全部。ただ、言ったらだめだと言っているだけの話。

例えば、それを公に公表したり、その物品を売り買いしている人がいるのですよね、世の中には、新聞に載っている人だっているのですから。そういうほうの罰則とか何かも3条に書いてあるとおりに、国のほうと連携しながらやりますと言っていますけれども、町のほうでももう少し、やはりそういうことをきちんと裏のほうの附則とか、条例とかできちんと書いて出すべきではないですかと思うのですが、そういうのはいかがですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、杉森議員から住民に対する周知のあり方、または制度のあり方についての啓蒙が必要だというご意見、私も全くそのとおりだというふうに思います。

代筆の制度等も今、確認をしましたがあるということでありますが、その内容について、しっかり町が周知しているかというところでは、私どもの説明の仕方、まだまだ十分ではないというふうに思っておりますし、今後、新たにこの内容が国のほうからいろいろ周知の部分が細かく出てくると思いますので、そういう情報をしっかりお伝えをして、この制度の中身をご理解いただくというところがまずは肝要かなと思っておりますので、鋭意努めていきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

同僚議員と関連する部分もあるかもしれませんが、一つは既に町民全体に配付をした書留郵便で、本人に渡らなくて戻った分というのは町内でどの程度の数字があるのですか。

○議 長

林町民課長。

○林町民課長

ただいま、現在、通知されている通知カードの発送、これが転送不要の郵便で送られていることから、それが本人に届かなかった場合に各自治体の窓口のほうに戻されてくると、それが大樹町の場合どのくらいあったかというお尋ねかと思えます。

郵便のほうは各世帯分を1通にまとめてというような形で配送になってますので、世帯単位で送られているという状況でございますが、番号につきましては各個人に割り当てられておりますので、一人一人番号が中に入っているというような形になってございます。

したがって、大樹町のほぼ全住民に当たる人数に対して番号が発送されたというような形になるかと思いますが、郵便局のほうで配送を最終的にして配れなかったという形で大樹町に戻ってきたのが約8.9%という割合で戻ってきてございます。

現在、役場のほうとしましては、その渡らなかった方によりましては、単に転出先がわかっているのですけれども、転送不要のために届かなかったとか、あるいは長期施設に入所されているのだけれども住所が移っていないために届かなかったとか、ある程度、把握ができる方もいらっしゃるものですから、そういう方々に対しましては、改めて通知をさせていただいて、本人からの連絡を受けた後、受け取りの方法とかを相談しているという状況で、戻ってきた郵便のうち、番号のうち約半数については既に処理済みというような状況で、現在、まだ処理できていないものにつきましては全体の4%程度という状況になってございます。

以上です。

○議 長

今のパーセントは人数、それとも1世帯にまとめて行っているでしょう、戸数で言っているの、今のパーセントで言ったのは、人数ですか。

よろしいですか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

ということは、8.9%ということは人口に掛ければいいということですね。今はそれは掛け算していませんけれども。

二つ目に、世間的ないろいろな話題になっております一つは悪質な人が行っている詐欺行為的な問題があったりして、そこは情報の漏洩とか、この制度の不備な点をついていろいろな被害に遭った人もいるのですが、一つは町としてこれはどこかで管理しているわけですから、それがその管理が不十分さから、その個人のナンバーが外部に漏れない対策というのは万全ですかと聞いたら万全ですと言うと思うのですけれども、まだ、例えば職員が何かを忘れて外に出るとかということがよくいろいろな、このマイナンバーだけでもあるのです。

ただ、それとその情報の漏洩で言いますと、このシステムをつくった自体が人間ですから、それと同等な頭脳を持っているとそこにまた、それを悪用できるというような可能性もあるので、その辺、町としてのその管理として、個人の町民一人一人が心配のないような管理体制として万全なのかということと、それからセキュリティーに関して国から町に対してきちんとしたシステムが通っているのかどうか、ちょっと僕は機械に余り詳しくないので、その辺ちょっとひとつ教えてください。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

個人番号に関する、実は地方公共団体システム機構というのがあるのですけれども、そこのやりとりと、例えば役場行政内部から一般のインターネット繋がる、そういった行為ができないということで、10月以降、マイナンバー、個人番号を扱うところは外部インターネットとの接続をできないようにしてございます。

とりあえずマイナンバーを管理しているところと市町村の端末は専用回線で繋がれていますので、外部アクセスというところはないのと、そのマイナンバーを管理しているパソコンとインターネットを切断したということで、外部からのアクセスもないという状況に今現在してございます。

より、それで100%だというふうに、とりあえず今は国のほうの最優先の指示事項についてはきちんと対応してございます。ただ、先ほど申しましたとおり、それでも漏れているのがあるのではないかという話ですので、どんどんセキュリティー対策としては厳しくなっていくのだろうとは思ってございますけれども、今現在、町として対応しているの

はその外部インターネットとの接続遮断、それから専用回線ということですので、そこからの外部漏れはないというふうに理解してございます。

以上です。

○議 長

菅敏範君。

○菅敏範議員

新たな制度ですから、セキュリティーの問題はそれ以上言ってもないとか答えがないと思うので終わりますけれども、新たな制度ですので今、世間を騒がせているのは、例えば自宅に電話かかってきて個人のお宅の番号が漏れていますとか、それを何か修正するか、いろいろなことで被害に遭った人もいるのですが、個人も漏れないという話に対して、漏れているのではないかという不安があってそれがあおられるとか、ということが出てきて、あなたの番号必要ですからと言って、うっかりして例えば言ってしまうと、特にしっかりしていない人と管理、本当に真剣に自分でできる人はいいのですが、そうでなくて重要、大事だという認識を持たないで、まあいいかと言ってしまうと、それがずっと流れると、例えば先ほど出ました赤ちゃんから年寄りまでですけども、子どもたちが自分の番号を変に覚えていると、僕の個人情報何番で、1万円で買うよとか、2万円で買うよとかと言ったら言ってしまう、そのようなこともあるのでその辺のやはり町民に対してこの今、いろいろ例えば広報などで周知をするということがあるのだと思うのですが、町としての管理のほかに今度は個人に対してどういう注意が必要だというやつはいろいろ言われていますけれども、ここのところをちゃんとしていかないと、またせっかくの制度が便利だ、便利だと言いつついろいろな問題が広範囲に広がってくる可能性があると思います。

僕は余りこの制度いいとは思っていないのですが、個人的には例えば税金払うにしても、何にしても個人と役場の人と面と向かって、そういうのが一番いいのかなと思うのですが、見えないところでコンビニで操作をするとか何とかなると、その操作がどうかと例えば言われるとか、そういう問題があるので、いろいろ心配があるのですが、その辺も町民に対してしっかりこういうことには気をつけましょうという部分を再三再四繰り返し徹底していくことが僕は必要だと思うのです。

このぐらいでいいだろうということではなくて、大事なものであれば、と考えますけれども、その辺、今後の二重、三重の町民にそういう不安をあおらない、被害に遭わないような体制についての心構えを聞きたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま菅議員からもこの制度に対する町民に対する情報の提供、または注意喚起も含めての必要性のご意見をいただきました。

前段でも同様のご意見をいただいておりますし、ご答弁をさせていただきましたが、私

も全くそのとおりだというふうに思いますので、あらゆる広報媒体、また町が取り得る広報媒体を通じて啓蒙普及、または被害防止に努めていきたいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第85号大樹町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第86号

○議 長

日程第12 議案第86号大樹町手数料徴収条例の一部改正についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第86号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町手数料徴収条例の一部改正をお願いするもので、いわゆるマイナンバー法に基づく個人番号カードの発行が来年1月1日から開始されることに伴い、住民基本台帳カードの発行が終了となりますので、手数料徴収条例から削除するものであります。

それでは、表に沿ってご説明を申し上げます。

第2条第1項第40号住民基本台帳カードの交付手数料、1件につき500円を削り、第41号から第43号までをそれぞれ1号ずつ繰り上げるもので、附則として、この条例は平成28年1月1日から施行するものであります。

以上のとおり、ご提案申し上げますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

住基カードですが、これは現在、発行枚数は何枚ぐらいなのでしょう。

○議 長

林町民課長。

○林町民課長

住基カードについてですけれども、大樹町で交付している件数につきましては71件でございます。そのうち、現在の町内でお持ちで使用可能の枚数につきましては60枚ということになってございます。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

住基カードも随分、鳴り物入りで導入して、全国的にやって大したお金かかったのですが、これまた新たにマイナンバー法に基づいてこういうことで、こっちは廃止と、さらに今度はこっちの個人番号カードということになって、さしたる新たな制度もないということで、この廃止条例にはそれでそのとおりなのですから、今までの住基カードに対する検証って一体やられているのでしょうか、その点についてお伺いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま住民基本台帳カードの枚数、発行枚数と今現在、活用できる枚数を報告させていただきましたが、その数にとって検証しているかということのご質疑をいただいたと思います。

正直申し上げます、その内容について検証はしてございません。ただ、残念ながら発行枚数については報告したとおりの数ということだというふうに思っております。

今後、この住基カードが個人番号カードに変わっていくというようなこともありますの

で、先ほどの議案の中でもご説明をさせていただきましたが、マイナンバー法に基づく個人番号カードの内容等についてしっかり啓蒙していく、また制度の中身をしっかり周知をさせていただくということで、必要な枚数、またサービス等がいろいろ向上してくればおのずと発行が進むというふうに思っておりますので、そういう部分でしっかり対応していきいと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第86号大樹町手数料徴収条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第13 議案第87号

○議 長

日程第13 議案第87号大樹町税条例等の一部改正についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第 87 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町税条例等の一部改正についてをお願いするものであります。

この改正は、平成 27 年 3 月 31 日に公布された地方税法等の一部を改正する法律、また平成 27 年 9 月 30 日に公布された、地方税法施行規則等の一部を改正する省令に基づき、大樹町税条例と平成 27 年条例第 26 号で交付いたしました大樹町税条例等の一部を改正する条例について、必要な改正を行うものでございます。

それぞれ条文の内容につきましては、税務課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林税務課長。

○林税務課長

議案第 87 号大樹町税条例等の一部改正について説明させていただきます。

この改正は、平成 27 年 3 月 31 日に公布された地方税法等の一部を改正する法律、平成 27 年法律第 2 号及び平成 27 年 9 月 30 日に公布された、地方税法施行規則等の一部を改正する省令、平成 27 年総務省令第 85 号に伴うものでございます。

改正は 2 条からなっており、第 1 条では大樹町税条例の一部改正を、第 2 条では平成 27 年条例第 26 号で交付しました、大樹町税条例等の一部を改正する条例の一部改正を行うものです。

改正内容の主なものとしましては、平成 27 年度の地方税法の改正において、徴収猶予制度等の見直しが行われ、地域の実情に応じて分割納付の方法等について条例で定めるとされたことから、改正を行うものでございます。

地方税法第 15 条では、納税者、または特別徴収義務者が災害、疾病などにより一時に納税することができない場合、その納付し、または納入することができないと認められる金額を限度として、その徴収を猶予することができることと規定していることから、それらの手続きを定める内容となっております。

それでは、条文に沿いまして説明をさせていただきます。

第 1 条は、大樹町税条例昭和 25 年条例第 9 号について、次の表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

徴収猶予制度等の規定について、第 8 条から第 13 条に新たに追加しております。

第 8 条では、徴収猶予にかかる町の徴収金の分割納付、または分割納入の方法について規定しております。

地方税法第 15 条において、徴収猶予の要件等が規定されていて、徴収の猶予に係る徴収

金の納付、または納入については、条例で定めるとされていることから、徴収の猶予及び徴収の猶予をした期間の延長する場合におけるその方法を分割して納付、納入させることとし、分割して納付させる場合に納付期限、納付金額を定めること、やむを得ない理由があるときは、納付期限、納付金額を変更することができること、納付期限、納付金額を定めたときは通知をしなければならないことなどを規定しております。

2ページの下段になりますが、第9条では、徴収猶予の申請手続き等について規定しております。地方税法第15条の2において、徴収猶予の申請手続き等が規定されており、徴収の猶予及び徴収の猶予をした期間の延長する場合の申請への記載事項及び添付書類について定められておりますが、条例で定めるとされている事項もあることから、申請書の記載事項、申請書に添付する書類について規定しております。

5ページになりますが、5ページの第6項は、添付書類の提出が困難である場合は、提出を要しないとされた規定がありますが、その例外規定を定めているものです。

また、第7項は申請の訂正、添付書類の提出等を求めた場合に、通知を受けた日から20日以内に提出しなければならない旨を規定しております。

第10条では、徴収猶予の取り消しについて規定しております。地方税法第15条の3において、徴収猶予の取り消しが規定されており、条例で定める債券の不履行が生じたときも取り消しの該当事項となることから、その債券について規定しているものでございます。

第11条では、職権による換価の猶予の手続き等について規定しております。

地方税法第15条の5では、職権による換価の猶予の要件について、第15条の5の2では職権による換価の猶予の手続き等について規定されており、職権による換価の猶予及び換価の猶予をした期間の延長する場合においても、徴収の猶予と同様に定めるとされていることから、職権による換価の猶予及び換価の猶予をした期間の延長する場合における、その期間の徴収金の納付方法を毎月の分割納付、納入をさせることとしております。

やむを得ない理由があるときは納付期限、納付金額を変更することができること、納付期限、納付金額を定めたときは通知をしなければならないことなどについては、徴収の猶予の規定を準用することとしております。

6ページの第4項は、換価の猶予の取り消しについて規定しているものでございます。

第12条では、申請による換価の猶予の申請手続き等について規定しております。地方税法第15条の6では、申請による換価の猶予の要件等について、第15条の6の2では申請による換価の猶予の申請手続きとについて規定されており、申請による換価の猶予及び換価の猶予をした期間の延長する場合の条例で定める事項について規定しております。

第1項では、申請の期限について定めており、徴収金の納期限から6カ月以内としております。

第2項では、換価の猶予をすることが適当でない場合について規定しております。

第3項以降については、申請による換価の猶予及び換価の猶予をした期間の延長する場合におけるその期間の徴収金の納付方法、申請書に記載する事項、添付する書類、訂正を求め

た場合の期限などについて規定しております。

8ページの中段になります。第13条では、徴収の猶予、職権による換価の猶予、申請による換価の猶予をする場合において、担保の徴収を不要とする基準について規定しております。

第18条第23条は、地方税法を法とする規定を第8条に、地方税法施行令を例とする規定を第9条に規定することから、文言の整理を行うものです。

9ページの第67条は、固定資産税の納期の規定の誤りを訂正させていただくものでございます。

次に、第2条でございますが、大樹町税条例等の一部を改正する条例、平成27年条例第26号について、次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するものでございます。

同条例では、番号法に関する改正について、番号法の施行日から施行するとされておりますが、このうち、税条例第2条第3号及び第4号の改正規定を削除し、第36条の2第9項、第63条の2第1項第1号、第89条第2項、第139条の3第1項、第147条第1項に規定した法人番号について、番号法上の参照既定を追加するものでございます。

13ページの附則になりますが、第1条では施行期日について規定しており、平成28年4月1日から施行するものですが、第2条の規定につきましては、公布の日から施行するとしております。

第2条では、徴収の猶予、職権による換価の猶予、申請による換価の猶予に関する経過措置について規定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

阿部良富君。

○阿部良富議員

今の、ここに固定資産税とかいろいろと出てきました。

国では今、遊休農地等に掛けるような話で進んでおりますが、町長としてはどうですか、この遊休農地に掛けようとする気持ちはありますか、ないですか、それだけ聞きたいと思えます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま阿部議員からご質問をいただきました遊休農地に関する固定資産税の関係だというふうに思っております。

今回の私どもの税条例の改正の部分には直接、かかわらない部分ではありますが、今のところ大樹町としてそういう形で遊休農地に固定資産税を掛ける、さらに上乘せするというような考えは今のところは持ってございません。

○議 長

阿部良富君。

○阿部良富議員

確かに、町としてはそういう考え今のところはないというのはわかります。

しかし、この農家同士でも結構、不公平あるのですよね。ただ離農した人と違って、農業者年金もらって悠々と年を越して200万円以上の所得を得て、笑って暮らしていると大分差があるのです。

例えば、豊頃とか池田のほうに行くと今度、休耕奨励金ですか、それをもらって笑って暮らしている、年末に300万円ぐらいもらって、だから本当は遊休農地とか、そういうものに対してはある程度、税金を掛けていくのは私、妥当ではないかと思いますが、その考えは。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 1時15分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま再質問をいただきました、休耕という部分では田んぼの話かなというふうに思いますが、遊休農地の解消については農業サイド、農地サイドでは大きな問題だというふうに思っております。

大樹町も幸い、大きな遊休農地が発生している状況にはないというふうに思っておりますが、今後、遊休農地の解消に向けては鋭意努力していきたいというふうに思っておりますし、先ほども答弁をさせていただきましたが、その部分での固定資産税の上乗せ等については今のところ導入する予定はありません。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

執行猶予で保証人という3の13を見てください。(6)番、この中身を見ると保証人、担保等々と書いてあるのですが、この中身をもうちょい教えていただけますか。これだけで見

ると私、意味がわからないので、3ページの13、この中身をちょっと、これだけ読んでもなかなか理解がちょっとできないので、こういうことですよというふうにお聞かせをいただければありがたい。

○議 長

林税務課長。

○林税務課長

ただいま3ページの9条の第6項に規定しています担保の関係に関してということでお尋ねだったかと思います。

ここの規定は、基本的には災害とか起きたとき、徴収の猶予について申請を受けた場合に、その期間を納期限を何カ月か延長するとか、災害1年延長して納期をおくらすというような規定ができるというような中身になってございます。

ただ、その中でその債券が100万円を超える金額である、それからその期間が3カ月を超える期間、この両方を満たす件については担保を徴収させていただくというような中身になってございます。

それで、担保にするものとしては、その方が持っている財産の一部ですとか、あるいは債券、株とか、そういったものが対象になるものとしてあると思うのですが、そういった財産を担保とするわけではなくて、保証人を担保とするというようなケースが出てくると思われますので、その場合の規定がここの中の括弧書きになっている部分ということで、保証人の方をその理由として手続きを進める場合については、その保証人の方の住所とか氏名について記載していただきますよというような中身になってございます。

以上です。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

ちょっと聞いているとなかなかわかりづらい。保証人をつけるということは、その人、保証人の人の同意を得てということでもいいのですよね。それだと書き物が必要になりますよね、そうですね。これ、現実的に担保をつけて保証人になるということは、その人の保証するだけのあれがあるかどうかということも必要になるのだろうというふうに思うのですが、そこら辺は保証人は何もなくてもいいのか、どうなのか、ここら辺の規定は何もないでしょう、これ。特別にあるのかな、要綱で定めているのかな、ここら辺は僕らには見えない部分なので、保証人になるということは少なくとも同等の財産、現金、預貯金を持っている方が保証人になる、これは1名ですか、2名ですか、3名ですか、何も出てない、ただ保証人をつけるということは1名という解釈で、これに要綱が何も出てこないということになると、保証人はつけたけれども、保証人が最後、背負うことができない保証人の可能性もあるというふうにとっていいのかどうか、そこら辺をお教えてください。

○議 長

林税務課長。

○林税務課長

ただいま細部についてちょっとわかりづらいのではないかというような内容だったかと思えます。

今回の条例提案をさせていただいているものにつきましては、地方税法によって規定されているもの、そこがベースにありまして、その中で条例で定めなければいけないという内容について条例で定めるというのが今回の提案内容になってございます。

この件に関しましては、地方税法の第15条に關係する部分の中で、それら担保が必要となるようなケースについてなどの規定も定められております。

今回、条例で規定しなければいけないとされている部分につきましては、その担保を要しない範囲、必要としない範囲として今回の場合は金額の100万円、それから3カ月を超える部分ということで提案させていただいておりますが、この部分に関しては町村が定める事項というようなことになってございますので、その部分に提案させていただきまして、そのほかの規定に関しては地方税法に規定されている内容を遵守するという形で対応させていただきたいと考えておりますので、ご了解いただきたいと思えます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

ちょっと説明が立派過ぎて私、理解できないのです。

地方税の関係なのだけでも、これは6項のことで3カ月を超えると、100万円を超え3カ月を超える場合はと、この部分だけ私は言っているのですが、地方税、この部分は何もそれでは保証人をつければいいのかというふうに解釈してもいいのかと聞いているのです。この部分。地方税は地方税であるでしょう、固定資産税とか、だからこの部分はどういう意味なのだと。保証人は、誰が保証人にこの人はいいですよとなるのか、その財産やらそれがなければ保証人にはならないのではないですかと私は聞いているのです。それはどういうふうにするのですかと聞いているの。

保証人をつけるということは、最後をその人が肩がわりするわけですから、それだけのものがきちっとお持ちになって、どうやって調べるのですかと、ただつけばいいのですかといつて聞いているので、地方税がこうだあだは要らない、この部分については保証人には100万並びに100万を超える財産があればというふうにするのか、その根拠がわからないから聞いているので、地方税を聞いているわけではなくて、この部分はどういうわけで保証人の担保をもらうよというふうに書いているのだから、この人の担保の価値があるかどうかはどうやって決めるのですかと、ただつけばいいのですかと聞いているのです。その部分。

わかる議長、言っている意味わかる。わかるよね、だからそれをちょっと答えてほしい。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時25分

○議 長

休憩します。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時30分

○議 長

再開いたします。

林税務課長。

○林税務課長

先ほどの説明の内容が不適切で申し訳ございませんでした。

ここの規定につきましては、全てについてですけれども、基本的には地方税法という上位の法律でございまして、それに基づいて適切に事務を進めていくと、したがって金額、それから期間に関しては町村ごとに決めるべき要件とするということで今回、提案させていただいておりますが、その他の事項については地方税法に基づく適切な判断をさせていただくということになるかと思っております。

先ほどご質問の保証人がつけられた場合、どのようなということになりますが、その保証人の方が適切な保証ができるのだろうかということについては、それらを判断させていただきながら、地方税法に基づいた中で審査を進めていくということになるかと思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第87号大樹町税条例等の一部改正についての件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第88号

○議 長

日程第14 議案第88号大樹町国民健康保険税条例の一部改正についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第88号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町国民健康保険税条例の一部改正についてをお願いするものがあります。

この改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、国民健康保険税の減免手続きにおいて個人番号が利用できるようにすることなどを定めるため、大樹町国民健康保険税条例について必要な改正を行うものでございます。

それぞれの条文の内容につきましては、税務課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林税務課長。

○林税務課長

議案第88号大樹町国民健康保険税条例の一部改正について説明させていただきます。

この改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法とか番号法と言われているものでございますが、この法律の施行に伴い、国民健康保険税の減免の手続きにおいて個人番号が利用できるようにすることなどを定めるものでございます。

改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に改正するもので、国民健康保険税の減免について規定しております第26条において、減免申請書の提出期限を納期前7日までから、納期限までに改正し、申請書に記載する事項に個人番号を追加する内容となっております。

附則になりますが、施行期日は平成28年1月1日としてございます。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

菅敏範君。

○菅敏範議員

この減免でマイナンバー法の適用だということなのですが、さっき午前中にマイナンバー法を個人が適用しなくても不利益はないというような話があったのですが、これ削除してしまうと、もし個人がマイナンバー法、私が使わないとなった場合に、これに該当するときには、これちょっと違和感ありませんか、なくなってしまうと。7日前とか、こういうふうな手続きのやつを全部マイナンバー法でやることになったのですが、該当しない人はこれを減免措置を受け付けないということになるのか、ちょっとその辺をちょっと教えてください。

○議 長

林税務課長。

○林税務課長

今回の改正の提案内容につきまして、まず減免の申請をするための提出期限、それとその申請の手続きの際に個人番号を書き込んでもらうということを分けて考えていただければと思います。

申請書の提出期限につきましては今まで納期限の前7日までに提出してくださいというのが現行の条例になってございます。先の税条例の改正におきまして、その他の税目に関しましては期限前7日となっていたものを、納期限までに申請してくれば申請としてはオーケーですよというような改正をさせていただきましたので、国民健康保険税条例のほうもそれにあわせて納期限まで適用を広げるというような中身で改正させていただくという内容でございます。

それから、その後の申請する中身の中で住所氏名のほかに個人番号も新たに書き加えてくださいというようになりました。これは法律に基づいて申請の様式の中に個人番号を記載するような欄が新たに設けられることとなります。その記載によって、手続きについて簡単にできるような内容なども含まれてくると思われまますので、それらに記載をお願いするというような内容になってございます。

以上です。

○議 長

今言ったのは、マイナンバーでこれを記載したくないと、利用しないという人が、その場合はいろいろな書類が、先ほどのあれではたくさん書類が必要とかあったのだけれども、その辺をちょっとどんなことになるのかだと思っております。いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第 88 号大樹町国民健康保険税条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 15 議案第 89 号

○議 長

日程第 15 議案第 89 号大樹町介護保険条例の一部改正についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第 89 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町介護保険条例の一部改正についてをお願いするものであります。

この改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、介護保険料の減免手続きなどにおいて個人番号が利用できるようにすることなどを定めるため、大樹町介護保険条例について必要な改正を行うものでございます。

それぞれの条文の内容につきましては、保健福祉課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

それでは、議案第89号大樹町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

この改正は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、介護保険料の執行猶予、減免の手続きにおいて個人番号が利用できるようにすることなどを定めるものです。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を、改正後の欄に掲げる規定に改正するものです。

それでは、表に沿ってご説明をいたします。

第10条第2項第1号では、保険料徴収猶予の際の申請書に記載する事項に個人番号を追加するものです。

第11条第2項では、保険料の減免申請を納期限の7日前から納期限までに改正するものです。これは、先ほど前の条例でもありましたように、利用者の方について7日前だったものを納期限までということと同じように改正をするというものでございます。

また、同じく同条同項第1号では、減免申請の際の記載事項に個人番号を追加するものです。

附則になりますが、施行期日は平成28年1月1日となります。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

安田清之君。

○安田清之議員

納期限ってさっきも条例同じなのだけれども、納期限というのは3月31日でいいのかい、という意味でいいのかな。期限というのは、納期限というのは固定資産税にしても、地方税にしても、何期分、何期分ってあるのだけれども、年度内の3月31日でいいのか、これだとちょっとわからないので。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

納期限についてですが、納期限につきましては介護保険条例の第3条で第1期から第6期までが決めてございます。

例えば、第1期ですと7月31日までとか、第2期ですと8月31日とかというような形で普通徴収の場合はそういう形で決まっております。

あと、介護保険はご存じのように年金から天引きさせていただくというような制度もございますので、そういった形での徴収をいただいておりますが、基本的には納期といたしましては普通徴収の場合、そういうふうな形で期別に定めさせていただいているということになります。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

期日的にはわからない、6期に分けて払うわけでしょう。期限というのは、その1期分は何日までです、最後の6期目は何日までですということでしょう、これは法律で決まっています。何でこれ、ここに書かないの。納期限というのは1期も納期限だし、2期も納期限だし、全部違うのだよ、これ。これ全然わからないと思うな。何月、何月、何月、何月ならわかるけれども、申請するのだから少なくとも3月31日ではないのかと私は解釈をしたのですが、僕はそう解釈したのです。だけど、課長の話だとどうも違うように感じるのだけれども、それでは納期限って何月何日を指すのですか最終日。

だって、最終日をもってだから、そうでしょう。最終日をもって申し込みをするのでしょ。最終日がわからないのにどうやってするの、これ。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時45分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

課長から、今のこと答弁させます。

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

すみません説明が足りなくて申し訳ございません。

例えば、例でいきますと、先ほど言いましたように第1期の納期は7月31日となっております。例えば、この方が1期までに払えなくて減免申請をしたいといった場合は、次の第2期の納期は8月31日までというふうになっておりますので、それまでに申請をしてくださいということになります。

その申請をしていただいた場合は、それ以降の3期以降、また納期が来るわけですがけれども、そういったものについて手続きをできるというふうになっているということでございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

すばらしい答弁をいただきました。わかったような、わからないような、現実的に。だから、1期分が払えない方は減免措置を8月に提出をしてくださいということではないのですね、間違いないですね。

その以後は、減免がずっとされるというふうな認識でいいのか、違うでしょう。どうも私、理解できないのです今。それちょっとわからない。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時47分

○議 長

再開いたします。

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

申し訳ありません、ちょっと先ほどの答弁を訂正させてください。

先ほど言いました、例えば第1期7月31日までの納期ということになりますと、まず1期の減免を受ける場合については7月31日までに申請をしていただくということになります。

ここまでに申請をしていただいた方について減免の対象になるかどうかということをお判断させていただいて、手続きをとることになります。

2期以降につきましては、その状況が続いているかどうか等を判断いたしまして、状況が続いているということが確認できた場合は2期以降についても同じような形で減免をしていくというようなことになります。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

だから、これ介護保険って6回だよ、納付期限というのは。だから、現実的にこれで理解をすれば最終的には3月31日なんだよね、やっていかないとその納付が払えないとずっといくのではないの、どこで切るの減免を。死ぬまで提出をしなければいけないでしょう、毎度毎度、しなくてもいいの。

だから、それがちょっと私は理解できないので、毎度出さなければいけないよね、

その都度、6期。1期、2期、3期、4期、6期って6期までの間ずっと減免措置の書類を出さなければいけないのですかと、まず一つ。

それから、これはいつまでずっと続くのですか、年度の決めはないのですかと。我々の考えるのは3月31日というふうに思うのだけれども、出納検査が決まるのは3月31日なのだからというふうに理解をするのですが、そうではないようなので、改めてここで時間をとってもしけないので、多分これは上位から来ている文面なのだろうからもう1回、課長にはお伺いに議長行ってもいいかだけを許可ください。

○議 長

聞きに行くのはいいです。

○安田清之議員

だから、後で聞きますからもう一度。

現実的にここで論議しても私もわからない、3回で終わりなのでここでやめますから、もう一度、これは上位から来ているものだから通すけれども、もう少しわかりやすくお願いをいたします。

これでやめておきます。

○議 長

暫時休憩します。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 1時53分

○議 長

再開いたします。

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

減免の期間等にかかわるお話になると思います。

介護保険につきましては、介護保険法がございまして、この法令に基づいて行うことになりますので、その部分、きちんと確認させてご報告させていただきたいと思えます。

○議 長

そうしたら、その件については全議員がわかるように報告してください。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第89号大樹町介護保険条例の一部改正についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第90号

○議 長

日程第16 議案第90号大樹町公の施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第90号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大樹町公の施設の指定管理者の指定についてをお願いするものであります。

歴舟川パークゴルフ場につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、町の条例を定め、平成20年度から指定管理者による管理を行っておりますが、次年度以降も引き続き指定管理者による管理を行いたく地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議決をお願いするものでございます。

指定管理者の募集に当たりましては、大樹町公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例に基づき、公募を行い、応募のあった1社について職員により組織する大樹町公の施設に係る指定管理者選定委員会による審査、応募事業者からのヒアリングを行い、サービスの向上、施設の適正かつ効率的な管理、経費の節減などが図られるものと判断したところでございます。

それでは、議案に沿ってご説明を申し上げます。

議案第90号大樹町公の施設の指定管理者の指定について。

大樹町公の施設の指定管理者を次のとおり指定する。

1、公の施設の名称及び位置。名称、大樹町歴舟川パークゴルフ場。位置、大樹町暁町7番地地先。

2、指定管理者。大樹町字晩成210番地、株式会社寺島商産、代表取締役丹羽和之。

3、指定期間。平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

参考として、地方自治法の関係部分を抜粋して掲載いたしましたので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

ちょっと中身を聞かせていただきたいと思います。指定管理者については何の問題もないというふうに考えておりますが、この中身が何もうたわれておりませんので、中身を若干教えていただければ、指定管理料が幾ら、パークゴルフの料金改定等もあるのかなというふうに思いますので、そこら辺の中身を若干、どのような内容で指定管理者ということになったかお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○議 長

布目副町長。

○布目副町長

ただいまのご質問の歴舟川パークゴルフ場の指定管理に関する指定管理料とそれから将来の利用料に関しての見込みといいますか、その辺の考え方ということで大きくいうと2点かなと思いますけれども、ご提案、10月の5日から16日にかけて12日間にわたって募集をしていたわけですが、先ほど町長の冒頭の趣旨説明のとおり応募1社でございました。

ご提案をいただいた株式会社寺島商産の事業計画の中のお尋ねの指定管理料でございますけれども、今回5年間の指定ということでお願いしているわけなのですが、平成28年度分につきましては1,455万円の管理料として提案を受けております。

現在の27年度までと比べますと450万円ほど増額をしていると、こういうご提案でございました。

それから、29年から32年までにつきましては、消費税のアップ等のこともございまして1,482万円、合わせまして5年間で合計、一応この上限といたしましては7,383万円の予定をしております。

これにつきましては、後ほどまた補正予算の中で債務負担行為のお願いをすることでございますけれども、金額的にはこういうような状況になっております。

それから、もう1点の利用料の関係でございますけれども、これは町のほうの考え方でご

ざいまして、改定の見込みもある得るといことのご提案を差上げた中での提案でございました。

改正の内容でございますけれども、現在の利用料は1日の料金なのですけれども、これは大人と高校生が300円ということになってございます。これを大人にしまして200円ということに、高校生につきましては今回、今まで小中学生までは無料でしたけれども、そこに高校生も入れるということで無料にいたしました。

回数券につきましては、11回券ですけれども現在、3,000円のが2,000円ということで1,000円の引き下げでございます。

それから、年間のシーズン券でございますけれども、これは現在1万円ということでございますけれども、これを半額の5,000円ということで改正の予定をした中でのご提案でございます。

なお、この料金の改正につきましては条例改正も必要でございますので、また別途改めてまたご提案をしたいというふうをお願いをしたいと思っておりますので、その点につきましてはよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

若干増額をしたということですから、これは仕方ないのかなと今の情勢を見ると指定管理をする上で、指定管理者にばかり負担をかけないよう町も、町がやると試算で約2,000万かかる、600万以上の減税ができていますと、業者ばかりいじめないように、やはり町健康福祉に寄与してくれている企業だというふう認識していますので、余り料金を抑えるだけが町のやり方ではないというふうに考えますので、しっかり協議をしていただいて、立派なパークゴルフ場を住民も喜んでいただけるようご協力を町もして差し上げてやってほしいなというふうに思います。

料金改定については、後日また提案があるようですから、そのときに質問をさせていただきますので、どうか健康増進のためのパークゴルフ場ですから、使いやすくいいゴルフ場をつくっていただくよう業者の選定された寺島商産には敬意を表して終わります。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

公費ですのですみません、余り言いたくはないというか、450万増額になった行政として納得されたと思いますけれども、その中身というのはどういうふうなことで指定管理者になられる予定の方のどういうふうな理由なのかなということが一つと、あとはもう一つ、パークゴルフ場は何か以前、その業者の方にちょっとお話しして、もう何年も前でだけれど

も、自分たちの管理については非常にいいレベルでの管理なのだとおっしゃって
いたのが印象的なのですけれども、そのときの芝の刈るのは2センチ以上になったら刈るの
だよと、それから回数なんかについても町とのお話以上に自分たちは頑張っているのだとい
うようなことをお話をされたのですけれども、一つは今の450万のアップの納得でしたら
その450万の内訳を教えてくださいたいのと、私たちの通常、料金がある程度、下がるの
だったらある程度、どうでしょうかメンテナンスの部分も2センチで刈れるものだったら3
センチで刈るとか、そういうふうなご協議なんかはされなかったのでしょうか、以上、2点
です。

○議 長

小森建設課長。

○小森建設課長

今、ご質問のパークゴルフ場の指定管理にかかる450万円の増額に関する内訳でござい
ますけれども、まずパークゴルフ場の管理費につきましては芝管理の人件費等、それから機
械管理、それから地材費等高騰しております。芝管理につきましては、ここ3年間で25%
程度、上昇しております。

それらを考えまして、まず管理費にかかる人件費につきましては64万円の増、それから
管理費、こちらのほうは機械車輛の経費、それから資材、消耗品費、光熱水費、それから管
理諸費ほかということで67万円、それから租税効果の影響額ということでは、ここ5年間
につきましては指定管理者との協議によりまして5%据え置きのみまでお願いというか、そ
ういう了承をいただいて運営しております。

今後、次年度からにつきましては8%となるということでございますので、その分の影響
額につきましては65万1,000円、それから使用料改定の影響額でございますけれども、
こちらのほうは26年度の利用、今年度まだ決算が出ておりませんので26年度を参考にさ
せてもらいまして、比較させてもらいまして算出しております。その影響額が80万円。

それから、指定管理23年度に2期目の管理をしていただいておりますけれども、その当
時と比べますと利用収入がかなり落ち込んでおりまして、その差額分、それぞれ5年平均
にならしましてその金額を出しました。23年度の利用収入が289万7,300円、5カ
年平均収入額では218万540円、それからその23年度の利用料から5年平均収入を
差し引きしまして、その影響額としまして72万円、それから2点目の質問でございました
芝の維持管理経費でございます。

当初、協定書の予定では仕様書ではラフ、ティー周り、それにつきましては11回という
使用でございます。ただし、6月から8月につきましては芝の伸びも早いということで刈り
込みを多くしないということで利用に影響がございました。利用者の要望もありまして、それ
につきましては指定管理者の努力で芝管理の対応をしておりましたけれども、人件費、機械
経費等の高騰もございまして、その上昇の影響額も大きくなっております。

その部分、今回、新年度からの指定管理につきましては仕様書のほうを見直しまして、フェ

アウェーと ラフグリーン、こちらのほうの刈り込み回数を18回に増やさせていただいております。その分の影響額が101万9,000円となります。合わせて、合計で450万円という金額の内容になっております。

それから、2点目の芝の管理でございますけれども、パークゴルフ場の管理につきましてはパークゴルフ協会、関係団体ですけれども、それと指定管理者、それから町が3者で毎年3回程度、オープン前、それからオープン中、クローズにあわせてそれぞれ協議をしております。その中で、いろいろと要望等があります、それに応えられるよう指定管理者のほうで努力されております。その分、芝の刈り込み回数も多くしていただいているということで、今までは年、芝のコースですけれども三段刈りということでラフ、フェアウェー、グリーンという形で刈り込みをしていました。ことしから、その部分を二段刈りということでフェアウェーとラフという刈り込みをするような形にしたところ評判もいいということで、今後もそれらと同じように管理できるような状況ということでコース管理の設定をさせていただきます。

以上でございます。

○議 長

ほかに質問ありませんか。

休憩します。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時20分

○議 長

再開いたします。

90号の質疑を続けます。

質疑ありませんか。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今、課長の答弁の中でヒアリングの中で18回の芝管理をする、そのほかにサービス業務もヒアリングの中にも出てきたのですけれども、このサービス業務ってどの程度までサービス業務なのか、また450万円増の中で利用期間は変わらないのか、休業日の扱いは従来どおりなのか、その辺ちょっと聞きたいです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま齊藤議員からサービスの向上の僕は先ほどご説明をいたしましたサービスの向

上の部分でよろしいでしょうか、それと営業期間、あとは休業日の3点のご質問をいただきました。

サービスの向上というところではありますが、過去5年間、指定管理でパークゴルフ場を運営をいただいております。その中で、私どもの仕様書にはない形でそれぞれ対応をいただいたということで、その部分について私も感謝を申し上げたいなというふうに思っております。

今回、仕様書の部分でそういう部分についてはある程度、実態に即した仕様とさせていただいたということでもあります。今後、また指定管理をお認めいただいて、予算もお認めいただければ5年間にわたって指定管理をお願いすることになりますので、そういう部分で指定管理をされる側で、利用者の方々に対してのサービスの部分については、また新たな対応をとっていただいて、そのサービスの向上が利用者にとって利用の増加というような方向にあればなというふうにも思っているところでもあります。

期間につきましては、指定管理の方の努力もありまして、例年、降雪までやっていただいているということで、管内的にも使用期間は長いのではないかなというふうに思っております。例年、連休明けから降雪までという期間でやっていただいておりますので、新年度、また新たに指定管理をお願いする部分では、そういう形で利便性を図ってもらえればなというふうに思っております。

今、今年までは週1回の休業日、金曜日を週1で芝の管理、または施設の維持管理も含めてさせていただきました。利用される方々からは休業なしでやってほしいというご要望も確かにございますが、そういう部分については適切な施設の管理をするという部分で週1回の休業は必要かなということも含めて、仕様の中でそういう形で指定管理の募集もさせていただいたところでもあります。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それで休業日の関係ですけれども、先ほど町長も言いましたように、大体どこの町村も年間通して休業日がない設定で、その中で順次、芝管理をやっているから大体そういう指定管理が進めていく、その場合は指定管理は休業日を設けるということで、これはきちんと協議されたのですよね。

それと、今、課長のほうからありました利用者が年々減っていているということで、これは特に町外の方が減ってきている傾向にあると思うのです。そうすると、休業日の設定の仕方が金曜日がいいのか、何曜日がいいのか、その辺もう少しきっちり協議しながら利用者を増やす休業日というのを設定する必要があるのではないかと思うのですけれども、その辺の協議はどうでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

週1回の休業日の関係であります。確かに管内的にも休業しないでやっているパークゴルフ場というのはあるというふうに聞いております。

ただ、今までも週1回の休業で対応しておりましたが、どうしても通常の管理が間に合わないということもあって、うちのコースの特殊性というか、手間がかかるということもあるのかもしれませんが。平日にも機械が稼働するというようなこともあって、プレーされる方から正直落ち着かないというようなお声もいただいているところでもあります。そういう部分で、しっかりした管理をやっていくためにはいたし方ないかなというふうには思います。

ただ、齊藤議員もご承知のとおり従前は月曜日が休業日でありました、土日に大会等が集中するということもあって、その前にきれいなコースにしてほしいというようなこともあって、今、金曜日という日にちを設定しております。

休日、1日休んでも維持管理に当たる日がいつがいいかというところは週1回、どの日にするかというところはいろいろご意見もあると思いますので、そこら辺については協議はしてございますが、またさらに協議を進めたいというふうに思っております。

利用者が減ったという部分では確かに町外の方も減っている部分もありますが、今の運営上、営業上で独自に施設をクローズするというようなこともあって、以前は夏期間であれば、私どもも仕事が終わった後に行ってパークゴルフ場ができたという状況にあります。今現在6時ということもあって、なかなか職場帰りでのパークゴルフを愛好するというような状況にもないということもあります。その部分については、今回の協議の中でこちらからも指定管理のほうにもいろいろご相談をさせていただいております。

6月、7月の特定の期間だけではありますが、その期間だけでも延長で営業していただければ各職場での利用も促進できるかなというふうな思いもありますので、今後の利用の拡大に向けて鋭意、町としてもしっかり指定管理の方とともに、その部分については励んでいきたいというふうに思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

阿部良富君。

○阿部良富議員

ちょっと1点だけ教えてほしいのですけれども、寺島商産代表は丹羽さんに代わったのですか。そして、このまま5年間やっていくのですか、それだけ教えてほしいと思います。

○議 長

布目副町長。

○布目副町長

寺島商産の代表者の関係ですけれども、25年4月4日登記でございますけれども、丹羽和之さんに登記になっております。

ご提案のとおり、このご提案の内容で5年間、町とともに指定管理をしていただくということでお願いしたいと考えております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第90号大樹町公の施設の指定管理者の指定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第91号

○議 長

日程第17 議案第91号平成27年度大樹町一般会計補正予算(第6号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第91号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成27年度大樹町一般会計補正予算(第6号)をお願いするもので、今回の補正は歳入歳出それぞれ1億472万6,000円の増額と債務負担行為の追加、地方債の補正でございます。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますよ

うお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

それでは、議案第91号平成27年度大樹町一般会計補正予算(第6号)についてご説明します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億472万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億3,156万4,000円とするとともに、債務負担行為の追加、地方債の補正をお願い行うものでございます。

最初に、資料でご説明申し上げますので、5ページをお開きください。

なお、表中の財源内訳につきましてですが、特定財源があるもののみ説明し、全額を一般財源で措置するものにつきましては省略させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

最初に総務費、財産管理費、町有地建物維持管理経費、事業費修繕料でございますが80万円の増、町有建物のうち、貸し付けを行っている旧教員住宅や職員住宅の修繕費にかさみましたので、予算の不足が見込まれます。以上により補正をお願いするものでございます。

同じく総務費、電子計算費、総合住民情報システム維持管理費、委託料で17万3,000円の増、来年度からの自動車税、軽自動車税の関係なのですけれども、古い車への重課、それから燃費のいい経済的な車に対する軽課の税制改正に伴いまして、軽自動車税の電子データの取り込み並びにセットアップ料を委託するものでございます。

同じく諸費、行政区会館等維持管理費、備品購入費で27万7,000円の増、旧尾田中学校につきましては、避難所機能を持たせた地域コミュニティーセンターに改修しておりますが、非常用発電施設の燃料としてLPガスを使用いたしますので、LPガスのボンベを購入するものでございます。

同じく諸費、難視聴対策事業、需要費、修繕料でございますが45万4,000円の増、地上デジタル放送難視聴対策で設置いたしました相川地区の共聴設備でございますが、10月の強風による倒木により損壊してございます。現在は応急措置で対応しておりますが、降雪により再び損壊の恐れがあるため修繕を行うものでございます。

同じく総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳管理事業、備品購入費で13万円の増、マイナンバー制度につきましては、現在、通知カードの配付が行われてございますが、来年から始まります個人番号カードの交付に当たりましては、職員による目視、目による確認と機械的な確認を併せて行うため、その機械的な確認のための顔認証システムを導入するものでございます。

同じく総務費、選挙管理委員会費、選挙管理委員会経費、委託料で27万2,000円の増、財源といたしまして国庫支出金、国庫補助金でございますが13万5,000円、一般財源が13万7,000円、選挙権の18歳への引き下げに伴いまして、選挙関係システム

を改修するための経費でございます。

続きまして民生費、福祉、医療、諸費、心身障害者医療費助成事業、償還金利子及び割引料で4,000円の増、道内医療機関によります医療費の算定誤りに伴いまして北海道医療給付事業補助金の額が変更となりましたので、超過交付となった分を返還するための予算でございます。

6ページをお開きください。

同じく民生費、福祉医療所費、未熟児養育医療費助成事業、償還金利子及び割引料で7万3,000円の増、未熟児養育医療費国庫負担金事業の前年度事業分の精算に伴いまして、超過交付分を返還するものがございます。

続きまして、発達支援センター費、発達支援センター運営費、歳出の増減はございません。利用者の増加に伴います道補助金の増額によりまして一般財源を28万1,000円減額し、国、道支出金、道補助金を28万1,000円増額するものでございます。

同じく民生費、公衆浴場費、公衆浴場運営費、事業費、修繕料でございますが、160万名の増、公衆浴場のボイラーの修繕や埋設タンクの配管修繕などにより予算の不足が見込まれるため、補正を追加するものでございます。

同じく民生費、保育所費、児童保育一般経費、備品購入費で43万1,000円の減、財源は国道支出金が152万4,000円の増、一般財源が195万5,000円の減となるものでございます。

旭保育所の閉所に伴いまして運行しております園児送迎車輛ですが、この新車を購入するに当たりまして、道からの補助金の交付が決定したことにより、財源の調整と購入完了事業費確定によります不用額の減額でございます。

同じく民生費、保育所費、法人保育所運営事業、委託料1,230万6,000円の増、財源は国道支出金が515万6,000円の増、一般財源が715万円の増、保育単価の増額改定に伴います措置費の増額でございます。

続きまして、衛生費、健康づくり推進費、健康推進事業、負担金補助及び交付金で131万2,000円の増、11月20日からドクターヘリの運航圏が十勝管内まで拡大されておりますが、これに伴いまして各基地病院の設備整備に充てられるための加入時負担金を計上してございます。

次に、農林水産業費、農業委員会費、農業委員会運営事業、共済費及び賃金で170万3,000円の減、財源は国道支出金が101万3,000円の増、その他分担金及び負担金でございますが7,000円の減、一般財源が270万9,000円の減でございます。

当初、予定しておりました臨時職員1名の新規雇用を見送り、再任用職員により対応したことによります減額と、農業委員会活動に対する道補助金の増額決定による財源調整を行うものでございます。

7ページをお開きください。

同じく農林水産業費、農業委員会費、農業者年金事務費、需要費から使用料及び賃借料ま

で42万3,000円の増、財源はその他、諸収入ですが42万3,000円の増、農業者年金事務取扱手数料の増額決定に伴います歳入歳出の調整でございます。

同じく農林水産業費、農業振興費、機構集積協力金交付事業、負担金補助及び交付金で4,229万4,000円の増、財源は全額が国道支出金、道からの補助金でございます。

農地中間管理事業によります農地中間管理機構の集積協力金で対象者12名、対象農地は118筆、2万1,147アールで、10アール当たり2万円を交付するものでございます。

同じく農林水産業費、農用地集団化事業費、農地等交換分合事業、報酬から使用料及び賃借料まで17万2,000円の減、財源は国道支出金が1,000円の増、一般財源が17万3,000円の減でございます。交換分合事業の歳出の一部確定及び今後の執行見込みによる歳出と財源の調整を行うものでございます。

次に、商工費、商工振興費、中小企業特別融資資金利子補給事業、貸付金で1,000万円の増、財源は全額その他、諸収入でございます。

町内業者の設備投資や運転資金を措置するため、帯広信金に資金を預託し、その3倍を限度に運用する制度でございますが、預託金9,000万円、運用限度額2億7,000万円の枠に対し、不足が見込まれるため1,000万円を追加預託し、今後の資金需要に対応するものでございます。

同じく商工費、商工振興費、地場産業振興奨励事業、負担金補助及び交付金150万円の増、地場産業振興奨励事業に係る補助金で、当初、ハード事業1点、ソフト事業2件を予算化しておりましたが、追加でハード事業、ソフト事業それぞれ1件の申請があったため、所用の予算を計上したものでございます。

同じく商工費、観光振興費、観光振興対策事業、需要費で1,770万円の増、ふるさと納税のお礼の地場産品につきまして、当初500件分を予算化しておりましたが、PR方法の強化や地場産品のメニュー増加によりまして寄付件数が大幅に伸びております。そのため、地場産品購入費として1,770万円を増額するものでございます。今年度の寄付総件数を2,800件、4,040万円程度と見込んでございます。

8ページをお開きください。

観光施設費、晩成温泉維持管理費、需要費及び補償補填及び賠償金で565万円の増、10月の強風により破損した晩成温泉の屋根、また高温風呂の濾過器の修繕料といたしまして65万円、指定管理事業者との年度協定に基づきまして、基本協定を結ぶ段階で勘案をしておりますでした消費税率の改定、電気料の値上げ、原油価格の低下に伴います木質バイオマスボイラー原料との価格差の乖離など、指定管理者の負担となることが適当ではないと認められますかかります経費について補填するもので、その見込額として500万円を計上してございます。

続きまして土木費、道路維持費、町道維持管理事業、委託料で99万4,000円の増、下大樹23路線、工藤公園さんの移転場所でございますけれども、通行車輛の増加に伴いまして既存の道路幅では通行に支障が出ることが懸念されるため、拡幅要請に向けた調査設計

を行うものでございます。

同じく土木費、道路維持費、土木車輛維持管理費、需要費、修繕料でございますが、1,000万円の増、当初予算で1,076万5,000円を計上してございましたが、グレーダー用ショベル、ダンプの修理がかさんだことにより予算の不足が見込まれるため、今後の除雪作業も見据えた上で補正を行うものでございます。

同じく土木費、住宅建設費、川南第2団地建設事業、歳出の増減はなく、財源の組み替えを行うもので、当初、地方債の借入れを予定しておりましたが、充当可能な地方債には今年度の地方交付税措置がないこと、前年度の繰越金や臨時財政対策債、普通交付税の上ぶれ等があることから、地方債の借入れを取りやめて将来負担の軽減を図るものでございます。

続きまして、教育費、学校管理費、中学校でございますけれども、共済費及び賃金で19万5,000円の増、大樹中学校の臨時事務職員の退職に伴いまして後任を採用いたしましたが、後任者はフルタイムでの雇用となるため社会保険料と賃金の不足がありますので計上させていただきました。

続きまして諸支出金、事業会計操出金、介護サービス事業特別会計操出金、操出金で87万5,000円の増、特別養護老人ホームの臨時介護員の増員に伴います操出金の増額でございます。

以上、合計で補正額1億472万6,000円の増、特定財源といたしまして国道支出金5,040万4,000円の増。

地方債5,850万円の減、その他1,041万6,000円の増で、特定財源の合計では232万円の増となるものでございます。

一般財源は1億240万6,000円の増でございます。

続きまして、第1表歳入歳出予算を説明いたしますので11月ページをお開きください。

最初に歳出でございます。歳出合計、補正前の額61億2,683万8,000円、補正額2款総務費から13款教育費まで、1億472万6,000円の増、補正後の歳出合計62億3,156万4,000円。

続きまして、歳入をご説明しますので、10ページをご覧ください。

歳入合計、補正前の額61億2,683万8,000円、補正額12款分担金及び負担金から21款町債まで、1億472万6,000円の増、補正後の歳入合計が62億3,156万4,000円となるものでございます。

続きまして、第2表、債務負担行為補正を説明いたしますので、3ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正。今回は追加でございます。

事項、大樹町歴舟川パークゴルフ場指定管理者管理運営業務委託料。

期間、平成28年度から平成32年度までの5年間。

限度額、7,383万円。

先ほどの議案でお認めいただきました歴舟川パークゴルフ場の指定管理に関しまして、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、第3表、地方債補正をご説明いたしますので、4ページをお開きください。

起債の目的でございますが、最初に公営住宅事業債、補正前の限度額5,850万円の借り入れを取りやめ、補正後の限度額を0とするものでございます。

次に、臨時財政対策債、補正前の限度額1億9,300万円を補正後の限度額2億1,904万9,000円に増額するもので、起債の方法、利率、償還の方法の変更はございません。

普通交付税の算定に伴いまして、臨時財政対策債発行可能額が確定してございますので、限度額を増額するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

19ページの晩成温泉の関係なのですけれども、565万の多分、説明などは消費税とか電気料とかチップ燃料の関係で指定管理者には負担をさせることはできないということ増額してあるのですけれども、その積算根拠、もう少し詳しく知りたいのですけれども。

○議 長

黒川商工観光課長。

○黒川商工観光課長

ただいまのご質問にお答えいたします。

565万のうち65万は修繕費でございますが、補填のほうは500万という予算でございます。

議員協議会でちょっとお話もさせていただいておりますけれども、指定管理者と町の間では基本協定と、それから年度による年度協定ということで協定を結んでおりまして、今年度の場合の年度協定につきましては、バイオマスボイラーが初めての導入であるということで、年度協定を結ぶ3月までには詳細なことは決定できなかったということがございまして、協定の中では年度の中で両者協議をして、推移を見ながら決定するということが決まっております。半年経過した中で協議をさせてもらって、検討をさせてもらったというところでございます。

まず、燃料費の補填でございますけれども、木質チップの単価は森林組合から購入してございますけれども、1立米当たり税別4,250円、税込み4,590円という単価が示されてございます。これは、前回は申しましたが少量生産、あるいは原木をそのまま全て使うというような原料が高いというようなことでの若干高めな設定にはなっているということ

ございます。

4月からチップを購入して運用してございますけれども、チップの使用量でございますが4月は116.2立米、5月114.8、以下、大体110前後で推移してきてございます。

年間の使用量、これから半年、冬がありますので読めないところもございますけれども、1,300立米程度というふうに推測をしております。木質ボイラー導入計画によりますと、晩成温泉1,512立米という数値が出ておりますけれども、若干、それよりは少なくて済むのかなという読みはしておりますが、ちょっと冬の推移を見ないとわからないところも若干ございます。

これらに運賃、森林組合から晩成温泉まで運ぶ運賃料金を含め、大体1,300立米で年間749万4,500円と推計しております。大体750万円程度ということでございます。

それで、この実際のA重油との乖離というところの計算でございますけれども、これは実際、A重油、今たいておりませんので、ほとんどたいておりませんので、これは過去の実績から持ってくるしかないかなということで考えておまして、平成25年度8万2,000リットル購入してございます。また、平成26年度は9万リットルでございまして、この2年の平均をしますと8万6,000リットル購入していたということでございまして、これに今の実勢単価、毎月のように単価が変わっておりまして、前にも申しましたけれども、指定管理者の本体のほうで大量購入による安価に購入していると、市場価格よりも安く購入しているというところでの上期6カ月の平均でいきますと、61.88円で購入しているという計算でございます。

これで、仮にこの下期も同じ値段でいったとしますと8万6,000リットルの61.88で532万1,680円になるということでございまして、この乖離が217万2,820円になろうかと思っておりますが、冬場の燃料の使い方がちょっと読めないところもありますので、若干強めに見て250万円程度かなというところでございます。これが、まず木質ボイラー導入によるA重油との乖離差でございます。

続きましては電気料の補填でございます。電気料につきましては、こちら昨年、大幅な値上げが11月にありまして、北電から影響額の試算というものが提出されてございます。

その中で、変更前でいけば平成26年度の電気料は452万2,725円、変更後は551万4,848円になるということで、影響額99万2,123円、21.9%の影響が出ると、これは単価が変わることによっての影響額でございますけれども、21.9%上がりますよということで試算がされております。

それに伴いまして指定管理者からこの補填をお願いしたいという要望は当時から来ております。

それで、今年度に入りまして半年たちましたので比較しますと、21.9%程度上がるかなと思っておりましたら、例えば5月、26年度の5月は39万3,527円、27年度は50万9,287円で29.4%の増でございます。また6月は、同じように26年度は40万1,603円、それが57万6,378円、44%の増となっております、その後、それ

以後、46、43、42、10月、11月も出ております、10月は46、11月は54ということで、大変、大幅な値上がりがしております。値上がりといえますか経費がかさんでおります。

これは、木質ボイラーの運転によるものも含まれているのかなと思われまじけれども、木質ボイラー分だけの算定というのはちょっと難しいところもありまして、21.9%、年額の3月で決算が出ますので、年間にかかった電気料の21.9%は補填、まずしたいなというふうに考えております。

その影響額でいきますと、年間ちょっと弱めに見ていますが648万円程度になるのかなと、この推移でいきますと、もうちょっといくかもしれません、それが21.9%で141万9,120円の影響があらうかという推測をしております。電気料の影響額としましては150万円を見込んでいます。

続きまして、消費税の補填ということでございまして、こちら消費税が上がる平成26年度4月に消費税の値上がり分の補填をお願いしたいという要望は来ておりますが、そのときの判断では企業努力で我慢してくれということでもあったのですが、それはその町の判断でございまして、その後も今年になってから電気料のこと等含めて消費税のこともまた考えてほしいということでございまして、私どもも内部協議をし、町長との協議も行っております。その中で、消費税が上がった分というのは、これは特殊事業に該当するのではないかという、今年度から見ると見べきであらうという結論に達しまして、ただ、見方としましては、本来であれば使用料金に消費税を転嫁するのは本来のやり方ですけども、使用料金は替えておりませんので400円のままでございます。入湯税込で500円ですけども、正味の部分は400円でございます。それが105%で400円だったものが108%で400円になりましたので、その部分の実入り分、自分の取り分というのが105対108の比較になりますけれども、2.6程度目減りするということ、その分は理論上、計算できるのではないかと考えてございまして、108分の100と105分の100を比較しまして、昨年度の収入、自主事業を除いた部分の収入が2,824万4,860円でございます、それに今の率を掛けますと74万7,218円、ことしは上期約9%の収入の伸びがございました。収入といえますか、来客者伸びがございまして、若干伸びるのかなという予測もございまして、影響額としましては74万7,000円あたりかというところですが若干伸びるといところを類推しまして、この部分で90万円の今回、補正をさせていただいております。

以上で、490万円になろうかと思っておりますけれども、これにこれまでのルールでありました77円を超えた灯油の分、ほとんどありませんが、4月ぐらいに少しあった程度ですけども、そのほかに過去に大樹町、あるいは前の指定管理者が発行した回数券を利用した場合の補填、これは補填することにしておりますので、その分を10万円と見込みまして合計500万円とさせていただいたものでございます。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

先ほどチップの関係でお聞きしたいのですけれども、これからチップを運ぶ運賃の積算が約750万円かかるのだよとなったのですけれども、その750万の単価設定って指定業者の見積もりなのか、それとも道単価で積算されたのか聞きたいのと、もう一つは、チップボイラーですから、多分、24時間体制でボイラーを管理していかなければならないのですけれども、その費用は今回、見てないのか、多分、24時間体制で、多分チップが詰まった場合はすぐ出向いて、チップの詰まったところを除く作業が出るのですけれども、その管理費は今回、協議されて出るようになったのか、その辺を聞きたい。

もう一つは、そのチップボイラーともう一つの補助ボイラーの灯油ボイラーありますよね、この半年の間で完全に100対0でチップでいっているのか、それとも9対1とか、85対15とか、そういう割合で補助ボイラーをたいてきたのか、その辺ちょっと聞きたいのですけれども。

○議 長

黒川商工観光課長。

○黒川商工観光課長

まず、運賃でございますけれども、議員協議会でもお話をさせていただきましたが、今年度に限ってはどうか、今年度にあっては取り急ぎ緊急避難的に建設業者さんをお願いをして、その建設業者さんの請求に基づいて払っているというのが現状でございます。見積もりをもらっているわけでも、こちらが設計しているわけでもありません。実際には、請求をいただいた分で支払っているということでございます。

また、管理のための人件費的な部分というところですが、これは議論がございまして、手間もかかっているし、人件費分も見てほしいというお話はいただいております、1日1時間、2時間の人件費をみようかという議論もあったのですが、ちょっと余りにもアバウト過ぎるところがありまして、当初、機械を入れたときはやはり心配ですのしょっちゅう見に行ったり、チップを崩したりというようなこともあったようですし、また製品の中にちょっとひも状のものが入るとアンローダーが引っかかって、ブザーが鳴って、夜中に駆けつけるというようなこともありましたけれども、様子を見てきて大分、落ち着いてきているというところもございまして、今回については人件費の部分はちょっと勘弁してもらったといえますか、算定はしなかったというところでございます。

また、補助ボイラーにつきましては必要に応じてたいてございます。比率についてはちょっと率までは出してございませんけれども、1日600人入ったという連休、これが一番多かったかと思うのですけれども、そういったときに多少、補助ボイラーが動いたと、あるいはチップボイラーが異常を起こして止まったときなどにサブで動いたと、また、今、A重油のボイラーも使える状況にありますので、それも必要に応じては万が一のためには使え

ることもありますので、若干の運転はしているというふうには聞いています。メンテも含めてということで聞いておりますけれども、わずかであるというふうに聞いております。

以上です。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

それでは最後に、これからのことなのですけれども、そのチップの燃料の価格設定ですけれども、例えば化石燃料は運賃、消費税、原油込み込みの1リッター70円計算ですね、重油ですと、するとチップもやはり運賃、消費税、原料含めて1立米何ぼという計算すれば、例えば、これから半年間の間はどれぐらい使うかわからなかったですけれども、これからのについてはやはり熱量のカロリー、熱量計算の中で基準となると思うのです、価格設定の中で。

その辺を今後はきちんと単価の中に運賃込み、消費税込みでいかないと、なかなか我々も理解もできないし、評価もできないと思うのです。どっちが正しいのか、どっちが燃料が高騰なのか、単純にそうやってしまうと上がったから補填するよではちょっと困るのです。

そういうことを今後、お願いしたいのと、やはりそのボイラーの管理費も今回は我慢してもらったのだというのですけれども、これからどうなるかわかりませんが、年度協定の中で一つの価格の設定も必要ではないかと思うのです。

今回、この運賃は見積もりの価格でやったというのですけれども、相手の指定管理、それが本当に正しいかどうかやはりきちんと精査しながら、これからの年度協定につないでいただきたいのですけれども、以上で終わります。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま晩成温泉の補填の関係で、今年から稼働しておりますチップボイラーの今後の実績を踏まえての来年度の運用の部分だというふうに思っております。

今年度からスタートしたということで、指定管理の方にはなれないボイラーのチップも含めて維持管理に春先お手数をおかけしたなというふうに思っております。半年間が経過して、これから冬場を迎えるということでもあります。通年で動いた実績をもとにチップの適正価格、または運賃の適正な設定等について鋭意、また関係するところと協議を進めていきたいというふうに思っております。

町の中で木質ボイラー、木質チップ、バイオマスを使っていくという計画のもとにスタートした部分でもありますので、その実現に向けてまず一步ということでもありますので、ここは大事だというふうに思いますので、今後、また明年度に向けて協議を進めた中でしっかりと対応していければなというふうに思っております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、ページ数ですけれども、資料というのですか、その補正予算の内容の資料のページ数で質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

一つは6ページの民生費の保育所運営事業の委託費1,230万円ほど増額になっていて、保育単価の改定ということでの話だったのですが、その積算内容をお願いしたいと思います。

次、7ページの農林水産業費の農業振興費の機構集積協力金ということで、大きな金額、交付事業、町のほうのお金は出してはいないのですけれども、国道補助金ということなのですが、貸し手が何人いて、どのような人が貸し手になっているのかとか、借り手が何人であるのかのような個人の酪農家といいますか、農業の方なのか、法人なのか、そういうふうなことを特定な人が借り手に力があって、うまく農業経営のそういうふうなプラスになっていない場合もあるかと思ひまして、その内容について教えていただきたいと思ひます。

次、商工費の観光施設費の晩成温泉の維持管理費を補償補填の部分、お聞きしたいと思ひていたのですけれども、今、質問に出ましたので若干の内容の積算ですとか、そういうふうなことは別なことで、消費税、外税というかにしていませんよね。僕は消費税は外税にしたほうが水道だとか、いろいろなことでも町の方針、そのようなことですから一貫してそこら辺、消費税のことがいかなものかなと思ひたいと思ひます。

それから、あともう一つ消費税で言えば格同じような指定業者の人などもこれから出てくると思ひますが、それは同じような処遇といいますか、対応していただけるものだというふうには思ひてはいますが、そこら辺の考え方をお願いしたいと思います。

電気代のことについてはわかりました。

あとはチップのことです。もう金額のことについても、ここに民有林新聞というのがあって、大樹町の森林組合の出ている立方あたりのチップの価格は他地域、それから十勝の中でもそれ以下だというふうなこともわかっておりますので、そのことについては同僚議員もお話になりましたけれども、僕はカロリーベースでこれからは1年とかというふうに過ぎていけば、いろいろカロリーベースがよろしいのではないかというふうに思ひていたのですけれども、そこら辺はいかがお考えでしょうか。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

保育園の支弁単価の根拠ということでございますが、南保育園、北保育園それぞれ定員が異なりまして、定員の数によって単価も違ってまいりますので、そのような形でご紹介させていただきます。

南保育園につきましては、予算当時、乳児につきましては16万7,380円ということ

で設定しておりましたが、現在、国のほうから来た単価ですと15万3,010円ということで、マイナス510円となっております。

1歳児につきましては、予算見込み時が9万8,720円だったものが、9万360円ということで3,670円の増、2歳児につきましては9万8,720円だったものが9万360円ということで、3,670円の増、3歳児につきましては4万7,460円が4万3,340円ということで6,810円の増、4歳児につきましては4万610円が3万7,080円ということで、7,240円の増、5歳児につきましては4万610円が3万7,080円で見込んでおりましたので、7,240円の増ということになっております。

北につきましては、同じように増減だけ説明させていただきますと、乳児につきましては1,860円の減になっております。1歳児につきましては、単価差が6,040円、2歳児につきましても同じく6,040円、3歳児につきましては9,190円増、4歳児、5歳児につきましては9,610円の増ということになっておりまして、これと毎月の児童数を掛けまして、その差額分が新たな今回の補正をさせていただく額ということになったということでございます。

○議 長

森農業委員会事務局長。

○森農業委員会事務局長

機構集積協力金交付事業の貸し手、借り手何人、どんな人に貸しているかというような質問だったかと思えます。

貸し手は個人12名で、今回の貸し手は体調不良により離農された方や、高齢化により農地を機構に貸し出す方、また法人の設立により貸し出す方でございます。

借り手は16名で、今回の借り手は貸し手の土地の近くの地権者、あるいは規模拡大を目指している担い手の方々でございまして、法人7件、個人9件となっております。

以上でございます。

○議 長

布目副町長。

○布目副町長

3点目の消費税の関係の晩成温泉絡みの補填の中での消費税の考え方といいますか、その課税のあり方ということでございます。

あわせて、指定管理者ということで、先ほどのパークゴルフ場の指定管理者の関係も含まれるのかなということで考えておりますけれども、1点目はチップの関係ではカロリーベースでということもございました。

バイオマス導入のときに実は検討した中でもそういうカロリーベースという言葉がありまして、なかなか含水率だとか、そういうこともあって、単純にはちょっといかない部分もありますけれども、そこは今後、検討、研究にもなりますけれども、そういう単純にといいいますか、そういうベースで検討、補填ができるとすれば、ちょっとそこは検討していきたい

というふうに考えております。

それから、消費税の関係ですけれども、再来年から10%という消費税というふうにご案内でございますけれども、外税、あるいは内税の考え方、2本ございます。導入のときにまた検討してご相談、提案させていただきましても、余り細かい数字になってもまた面倒だということもありますけれども、そこは明解な形で検討して、またご相談させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

確認みたくなって恐縮なのですが、民生費の法人の保育所の単価で、僕のメモのとり方が悪かったのかもしれないのですが、南保育所の4歳児、4万610円で、改定の分が3万何ぼというふうに僕ちょっと聞き間違いなのかもしれませんけれども、プラス改定に幼児以外は、ゼロ歳児以外はプラス改定になっているというふうに聞いていたのですが、南の4歳児の金額をもう1回、現行と改定になっているのでちょっと、まず確認させてください。

それから、次、農林水産業費の機構集積の部分なのですが、これについてはもう来年もあるというふうに考えてよろしいのでしょうか。これから本当に農業情勢、厳しくなって大変、国から来る、道から来るお金でこれだけがいろいろ集積に役に立っていれば大変、ありがたいものだというふうに思っているのですが、そこら辺をお聞きしたいと思います。

それから、ちょっとチップの単価については僕、先ほどお話ししましたように、この民有林新聞なり、道新電のそういうふうなインフォメーションとか、これは10月の道林業、北海道林業木材課の調べですから、それなりの信頼感はあると思うのですが、私はせつかく町長が木質バイオの今もご答弁いただいたように、そういうふうにして経済を内循環型の経済に持っていくのだよというふうなお話で、これについても本当に大変結構なことだというふうに思っております。

そう思っていて、こういうことを言うのも大変申し訳ないのですが、例えば町有林なんかでも4,000町歩近くあったりとか、それから民有林なんかでも全然手が入っていない、本当に真っ暗な森林というのですか、そういうふうなところも見受けられますので、そういうふうな方については、本当にお金のことよりもある程度、例えばそういうふうな町有林で、ある程度のお金にならないような木をチップのほうに、農林課のほうでいろいろ森林組合なり、どこなりに、そういうふうな原料を提供するとか、そういうふうな総合的なことも必要でないかなと思うのですが、そういうふうな考え方というのはいかがなものかでございますか。

以上です、2回目。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

すみません、もしかすると私、欄を間違えて読んだのかもしれませんが、申し訳ありません。

4歳児、5歳児ということですが、予算時の積算単価が4万610円で、今回、改めて改正になった単価が4万7,850円で、7,240円の増となっております。失礼いたしました。

○議 長

森農業委員会事務局長。

○森農業委員会事務局長

この事業は、来年もあるかという質問でございましたけれども、28年、29年度、この耕作者集積協力金事業でございますけれども、半額の1万円でございます。

それから30年度が、またその半額の5,000円ということで、30年までこの事業はあがります。

以上でございます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

木質チップの関係の再度のご質問をいただきました、議員もご指摘のとおり町有林では4,000町歩多くのまた、それとは別に民有林があるということであります。

大樹町も木質バイオマスの計画を進めております。ただ、全道的に今後の傾向として大きな木質のバイオマスの設備が稼働するというようなことで、全道的にチップの材料の奪い合いになるのではないかという懸念もあるところです。

先ほどもお話ししたとおり、地域内で循環をさせるためには、そのチップ、材料となる資源につきましても計画が順調にいて、チップの需用が伸びるということであれば、必然的にそういう部分で原料は供給していくということが町有林の役割だというふうには思っております。

ただ、現状では経済林でもありますので、売り払い等では少しでも高く買っていただけるところにお売りをしたいという思いもございます。組合のほうからは、そういう部分も進んでくれば町内限定でしてほしいというお申し出もありますので、それら段階に応じてそうさせていただきますというふうに思っているところでもあります。

民有林の中で、手が入っていない暗いところもあるというご指摘、私も町内を歩いててそういう民有林をお見かけするというのもよくわかっているつもりであります。

そういう部分につきましては、ぜひ森林組合、自らの組合員に積極的なアプローチをかけて間伐であるとか、そういう施業を加えることによってその民有林の経済価値もあがるというふうに思いますので、そういう部分については町の役割もございますが、民有林の部分については森林組合のほうにもぜひ意を注いでいただきたいという思いでございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

事項別明細書の17ページの13節委託料、選挙システム改修業務ですが、18歳選挙権ということですが、現時点で直近の数字で19歳、18歳でどのぐらい、何人ぐらいの有権者が増えるのかということと、こういう若い有権者を育てていく、そういうような指針みたいなものがもうできているのかなというふうに思いますが、その点についてお伺いをいたします。

それからもう一つ、下大樹の23号線交差点のことですが、具体的にどのような方法にするのかということと、裏の砂利道、三角地帯、その砂利道の扱いはどうなっているのかお伺いをいたします。

○議長

松木総務課長。

○松木総務課長

ただいまの志民議員のご質問でございますけれども、選挙関係は私のほうから説明させていただきます。

人数については、申し訳ございません、具体的に把握してございません。ただ、今の中学校卒業生が大体同世代として40人から50人ということでございますので、例えば来年7月初めて18歳で選挙を受ける方、例えば40人にいたしまして4月1日からすると4分の1ですか、ですから多分、大樹高校の中には5、6人とかと思います。

なおかつ、半分ぐらい町外から来られていますので、住民として大樹高校生が投票できるのは5、6人というような形でございますし、もちろん19歳も19歳の方は実は町外から大分転出されるのです、進学の関係で。ですから、多分19歳の年代という方は少なくとも1学年分の40人はいらっしゃると思います。

そうしますと18歳まで引き下げになって来年度、有権者数、町内で何人増えるのだということがございますけれども、大樹に住民票を置いて帯広の高校に行かれています方とか含めると30人から40程度がいいところなのかなという推計はしてございます。

それから、新たに有権者、引き下げにより有権者になれる方たちへの教育という部分なのでございますけれども、ご承知のとおり成人式には実は大樹町の選挙管理委員さん、都合のつく方は出席されました上で選挙に対する啓発パンフレットなどをお配りさせていただいております。

先ごろ、総務省と文部科学省のほうで高校生を指導する教員向けの選挙の啓発の教本と申しますか、そういうのが出版されてございまして、場所によっては北海道の選挙管理委員会が出前講座という形でやっているようなこともございます。

今現在、大樹町といたしましてはその対応をとってはございませんけれども、選挙管理委員会の中では特に19歳の方を集めてやるというのはなかなか難しいのですけれども、高

校生の皆さんには何らかの啓発活動をしていきたいと考えておりまして、追って高校のほうともご相談をさせていただければというふうに考えているところでございます。

選挙に関するご質問につきましては以上のおりご説明させていただきます。

○議 長

小森建設課長。

○小森建設課長

ご質問の下大樹23号線の交差点の調査設計業務についてでございますけれども、今年10月に工藤公園さんが柏木町から下大樹のほうに移転してオープンされております。

店のすぐそばに町道の23号があるのでございますけれども、町道と国道236号線、そのすりつけの部分、国道から入ってくる部分なのでございますけれども、そのところの道路幅が狭く現況3.5メートルの道路でございます。なおかつ、歩道の部分が盛り上がりまして、乗用車などが通った場合には腹がつかえるとか、そういった問題もありますので、今、臨時的に砂利を入れて極力段差を押さえた中でそういった対応をしております。

また、さらに道路幅が狭いということで、販売する花だとか、いろいろなものをトラックで運びます。そういった際に、そこから出入りすることができないということで、その辺の事のご相談がございました。

それで、ぜひとも早くに春先になりますとお客のほうも1,000人以上の来客数があるということで、できれば早目に対応してほしいということでご要望をいただいております。その中で、やはり国道に面する面、接する部分でございますので、交通事故の懸念も考えられます。そういったことも考慮しまして、その道路のすりつけですか、その部分を国道の基準に基づいた角度に付け替えというか、改修するというような内容でございます。

そのため、今回、早目に調査設計をしまして、できれば新年度明けた中でまだちょっと予算のほうをお認めいただけないのですけれども、早目に改修をしたいということで今回、予算を計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

砂利道の関係は。

○議 長

小森建設課長。

○小森建設課長

町道23号線につきましては砂利道ということで、こちらの道路につきましては今、道路整備計画ということで町のほうの道路整備計画には盛り込まれていない道路となっております。

今後、状況を見ながらそういったことも考えていかなければならないかなと思っております。

すけれども、今、現状では計画のほうはございません。道路改良するという計画には載っておりません。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

選挙権の関係ですが、18歳というか、19歳になったらもうそういうことで大学に行くなり、就職するなりで、高校3年生あたりには一番ベターかなと、3年生でちょっとわずか2カ月ぐらいあるかな、3カ月、来年6月というから、2年生ぐらいにやるのが適当かなというふうに思いますが、そういうような有権者の育成ということは非常に大事なことで、そういうふうにぜひお願いしたいと思います。

それから、道路ですがぜひこれは計画に載せるとしたらまだ相当ある、面倒な手続きはあるのでしょうか。

○議 長

小森建設課長。

○小森建設課長

道路計画ということでございますけれども、道路計画のほうにつきましては、町の総合計画に基づきまして年度ごとにそれぞれ道路改良事業を実施しております。これらが今、終わるまでにつきましては現状の総合計画の中で今、計画どおり進めさせていただいております。

そのほかに原課で道路整備計画というものを立てておりますけれども、こちらにつきましては数年、年数のあれはないのですけれども、何年かに一度は見直しということで、優先順位とかそういったものもございます。

そういったことで、内部のほうで一応、計画は立てておりますけれども、今後、その辺につきましては計画の見直しでございますので、内部的な協議が必要かなということでございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

休憩します。

休憩 午後 3時28分

再開 午後 3時40分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑を続けます。

質疑はありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

6ページ、公衆浴場運営費、これが160万ですけれども、前のときにボイラーがいかれたら公衆浴場やめますというような答弁があったのですけれども、そういう考えは今でも持っているのかというのが第1点。

そして、法人保育所の運営について、これも単価上昇分ということで来たので、これは国と道のほうの指導でやっているのかというのを確認ということで聞きたいと思います。

それから健康推進費ということで説明ではドクターヘリのことが出たのですけれども、これは例えばドクターヘリが釧路から飛んでくるとすれば、それは距離によってこの負担金が違ってくるのか、そこの負担金の算出というのですか、その方法はどのようなものなのかを教えてください。

それから農業委員会運営費、今回は再任用ということで減額したということで説明しているのですが、これは臨時職員を募集して誰もなかったので再任用をしたのかどうかということを知りたいです。

7ページの中小企業特別融資利子、これ説明を受けたのですが私が納得できない部分があるのでもう一度説明だけ、9,000万円だか1,000万円だかをどうのこうのというやつをもう少し噛み砕いて教えてもらいたい。

7ページの観光振興対策費、これはふるさと納税ということで500件から2,800件で増えるのだらうということで算出してありますが、これは前に同僚議員が一般質問の中だと思えるのですけれども、ホームページなどでこれをもっとアピールしたらどうかということをお聞きしたい。そしてお礼の品ですか、返礼していると思うのですがそれはどのようなもの、どのような物品をやっているのかを知りたいです。

晩成温泉の維持管理費、これはみんなしたので見ていたら、一般質問でやったほうがいいのではないかと考えていたのですが、町のほうで結構、詳しく説明するのでチップを原料としてのバイオマスボイラーを導入に際し、他の先進地の見学や研修をしたのか。そしてこれは何人が行って、何日かかったのかということ。この報告は、どのようであって判断はどのようにして決めたのか、これは図面や構造は見きわめたのか、チップを納入する森林組合とチップの大きさや形状の話し合いをしたのか、値段は4,000立米幾らだとかという話をしていたのですけれども、この単価の決め方をどのようにやったのか、さっき言ったからいいのかもしれませんが、この他の業者との比較はどうかということを知りたいです。同僚議員は大樹は安いと言っていますが、私の認識ではかなり高いというふうに認識しております。

そして、チップホッパーの私達が所管事務調査に行ったら、所管事務調査のことを町のほうから言うなど言われたのですけれども、見た感じでは大変危ない状況だったので、これは黒川課長のほうにこういうやり方でやれば事故起きたときに、私たちが所管事務調査に行ったら後で事故起こしたとなれば困るので、副委員長と2人でこれは申し入れしております。こ

それは今回の改良費の中には含まれているかいないかを聞きたいです。

そして、8ページの川南第2団地の建設について。これは地方債から一般財源にした理由というのは説明は受けたのですけれども、これはいいということで、私、これを見学に行ってきたのですが、見学の中でアンケートはとっていると聞いているのですけれども、これはただ耳で聞いているだけだという私は感じを覚えました。これは文書にするとか、こういうものが悪いとかというのはやっていないような気がしたのですけれども、これはどうなのですかということ。

それと第1団地のほうで、これは計画終わってからなののですけれども、第1団地と第2団地を比べた主婦がいまして、電話が来まして、カーテンのとめ金というのか、カーテンをとめるやつが第1団地ではついてなくて、第2団地はしてねとアンケートには書いたと言っているのですけれども、それなかったのだということその女性の方は言っている。

○議 長

それはどの部分になるの、この議案の中で。

○杉森俊行議員

川南団地(「建設事業」と発言する者あり)そうです、8ページ。

振興費はゼロとか書いてあるのですけれども、振り替えをした地方債から一般財源にしたと書いてあるでしょう、そのところ。(「財源の組み替えだから」と発言する者あり)

これ、計画してきたと言ったら財源の振り替えは関係なと言えやめます。

○議 長

財源の関係だからやっている内容だとか、それとはまた別になってくるから。

○杉森俊行議員

では、そこまで結構でございます。今までの8番目の晩成温泉の維持管理費までをお願いします。

○議 長

まず1点目から、酒森町長。

○酒森町長

何点かのご質問をいただきましたので、順番に答弁をさせていただきます。

私から答弁させた部分と、説明員から説明をさせていただく部分がありますので了解をいただきたいと思います。

公衆浴場の関係で、従前から町としては施設が老朽化をしているということでボイラーを含めて大きな破損が出た場合は廃止やむなしという考え方で進んでおります。あの施設については、確かにそういう部分でいつ壊れてもおかしくないかなというふうに思っておりますが、今回も埋設管のところの一部、破損があるということでの修繕をお願いをしているところでもあります。

公衆浴場につきましては、多くの方々から心配の意見をいただいているところでもありますので、今後、あの施設についてはちょっといつまで持つかというところは非常に心配にな

るところではありますが、今後、公衆浴場のあり方についてはまた、皆さんともご意見を伺いながら、どういう形が望ましいかも含めて検討していきたいなというふうに思っております。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

私からは保育料の関係とドクターヘリの関係についてお答えさせていただきます。

保育料につきましては、予算時におきましてまだ制度改正等に伴いまして示された単価がございましたが仮のものということでございまして、今回、改めて国のほうで積算等をし直したものが示されたということで、これは国が決めた基準単価に基づいて法人に対して支弁しているというもので、町が独自に決めているというかということではございませんので、そのようにご理解いただければと思います。

ドクターヘリにつきましては、距離等は関係ございません。あくまでも道東及び道北の基地病院等で算出しました金額を関係町村で均等割等をした額での負担金ということで、遠いから高いとかというような設定にはなっておりません。

以上でございます。

○議 長

松木総務課長。

○松木総務課長

農業委員会費の中の臨時職員の関係でございすけれども、平成27年度当初予算をお認めいただいた3月中旬というタイミングであったものですから、なおかつ人事の配置の関係で再任用職員を運営委員会に配属できるということだったものですから、臨時職員の募集は行ってございません。臨時職員の賃金につきましては、特に配置する側はともかくといたしまして、総務管理費のほうで計上してございました。そのため、農業委員会費のほうで不要になりましたこの従前の臨時職員の分も減額したものでございます。

以上です。

○議 長

黒川商工観光課長。

○黒川商工観光課長

中小企業特別融資制度の預託金の件につきまして説明させていただきます。

要綱の中に融資の運用基金として一定の金額を帯広信金に預託すると、信金はその預託金の倍以上の額を貸し付けることとするということで、一定程度の担保になるものでございまして、それによりまして貸付枠を設けて借りるほうは担保なしで信用保証協会の信用保証のみで借りられるというメリットがございす。また、金利も低金利に抑えられておりまして、現在ですとおおむね1.2%程度の金利で借りられるというメリットがございす。

これは、平成26年度からスタートしておりまして、26年度で7,500万を積んでお

りまして3倍枠まで借りられるということでもございましたけれども、早晩、枠がいっぱいになりまして1,500万の追加補正をさせていただいて現在9,000万で2億7,000万までの貸し付けができるということになってございます。

この2億7,000万もこの12月で大体貸し切るということでございますので、1,000万の先ほど補正をお願いして3億まで1億の預託金になりまして、3億まで貸し付けられるようにしているというものでございます。

続きまして、ふるさと納税の件につきましてお答えいたします。

先の補正予算でホームページの改良の費用を認めていただきまして、そのアピール効果があったのかということでもございますけれども、あの時点でホームページのこと、それからふるさとチョイスというポータルサイトに登録をして、その画面から注文できるようにしたい、それからクレジット決済もできるようにしたいということをお願いしたものでございます。

今年の9月まではお返しの品は5品目、5種類でございまして、町のホームページだけでやっております、ふるさとチョイスでは品物は紹介していますが申し込みはできないと、大樹町のホームページから申し込まなければならない、申し込み用紙をダウンロード、プリントしまして、それに書き込んでこちらに郵送するという手間がありましたけれども、その補正を認めていただきまして10月から5品目が16品目に増やさせていただいております。16になりまして、またPRも上手に品物のよさもアピールしてございます。

また、ふるさとチョイスというポータルサイトから直接、名前と品目をクリックしていくと申し込めるようになってきているということでもございます。

また、クレジット決済につきましては、その時点で申し込んでおりますが2カ月後と言われておりまして、12月1日からクレジット決済ができるようになっておりまして、現在はクレジット決済ができるようになります。大体7割ぐらいがクレジットでの買い物、この12月に入って7割がクレジット、3割が従来の郵便振替というような申し込みになっておりまして、大変、好調でございます。

残念なことに、品物がすぐなくなってしまって売り切れ状態となるとぐっと落ちてしまうと、また翌月、1月分が充当されると、またぐっと申し込みが来て、また売り切れになるというような状態が続いておりますけれども、この12月にまた5品目ほど追加をする予定でございまして、来週にはアップできるかなと思っておりますけれども、その点ではさらなる売り上げといたしますか、寄付が増えるものと期待しているところでございます。

品目につきましてはチーズ、あるいは加工肉、ハム・ソーセージですね、それから生肉、牛肉、あるいは豚肉などでございます。また、アイスクリーム、ジャムなどもございます。一つ特徴的なのは、生ハムの足一本を10万円を寄付したら、その足一本というのを用意しましたけれども、1個だけだったのですけれども、それも売れました。また、水産加工品、漁協さんの物、あるいは加工屋さんの物も加えてございます。

それでは、晩成温泉のチップボイラーの件ですけれども、先にボイラーのホッパーといい

ますか、サイロといいますか、その点で委員長から危険であると、現地視察した直後に危険であると、崩れるようにスロープをつけるべきだというご指摘をいただきました。すぐ手配をいたしましたけれども、指定管理者のほうで今、あのときは7月だったと思いますが、7月、8月、10月までは休みなしでやっているの、気をつけてやるからちょっと待ってくれという申し出がありまして、11月になりまして定休日が休みになったところで設置をしております。11月10日に設置をさせていただきました。これは、メーカーにお願いをしましてアフターケアという中でやっていただいておりますので、費用は発生しておりません。

もう1点、チップボイラーの視察並びに判断等々でございますけれども、ちょっと私、直接かかわっておりませんでしたので詳しくわかりませんが、視察には浦幌、あるいは和寒、音威子府、議員さんたちと共に行っているやに聞いております。判断は、聞きますと木質ボイラーは2社しかない、こちらではメーカーを特定したわけではなくて、仕様書では能力を書いて支持をした、仕様書に書いたというふうには聞いておりますけれども、その2社のうちの1社の製品を使っているというふう聞いております。

ボイラーそのものは大変好調であって、またメーカーによりまして半年使ってみて、点検に来ていただいたのですが、これだけきれいなのは珍しいと言われるぐらい今のところボイラーそのものは調子がいいというふう聞いております。

チップの形状等につきましては、特にこちらから決めたという経緯はちょっと私、書類を見た中では私の知る限りではないのですが、チップは大体、機械の歯の形で決まるのかなとは思っておりますが、特に実際、運用している中ではチップが大きいとか小さいとかという問題は今、発生していないというふう認識しております。

また、単価につきましては、森林組合に幾らで出せるのだということ、2月に森林組合から単価の見積もりをいただいております。4,250円税別という回答をいただきまして、その内訳も人件費が幾らで、何が幾らでというのはいただいておりますけれども、もう少し何とかならないかということ、多少言いましたが、いやこれをお願いしたいというところでの決定でございます。

以上でございます。

○議長

よろしいですか。

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

公衆浴場が160万の金がかかったとなっておりますが、これは前はたしか40何万のボイラーの整備費だと思って私は記憶しているのですが、その当時で町営の住宅の老人の住宅の人たちが風呂がついてないので入るのだということで、ああそうなんだという気持ちで私も調べたらそういう状況だったので黙認はしていたのですが、今は晩成温泉に週2回ぐらいバスが出て結構、利用する人もいますので、余りにも金がかかり過ぎればやめると

いう方向性でたしか前町長が話をしていると思うのです。

そして、話を聞くと私もこれに入ったことないのですけれども、タイルがはがれているとか、そういう問題がかなり出てきているというのであれば、やはり町のほうでも将来的にはもう金をかけるのをやめて、晩成温泉はこのようにバスに揺られて20人も30人も乗っていくというのであれば、逆に晩成温泉のほうに週2回でなくて3回か4回出してもらえないかと、そういう要望を出して、そのバスの運行費のほうを持ってもらったらいかかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

それと、この再任用のやつですが募集してないということ出ているのですけれども、これは前にごみ焼却のときにも再任用しているかどうかということは聞いたような気がするのです、そのときにはその当時のごみの所長ですか、その人が一応、募集したのだと、私もそういうことは町の町民からきちんと募集したのだから私も入りたかったのだよねと言われると、こういうふうに募集をかけてないこと自体がちょっと問題あるのではないかと、それは再任用のやめるときに再任用するのだということをしてあるのならいいのですけれども、募集をかけないというのはちょっと町民に対して問題があるのではないかという気がするのですけれども、そここのところをもう少し詳しく教えてもらいたい。

チップの形状がどうのこうのと言っていますけれども、チップの形状は私たちはさっき所管事務調査で言ったとおり、行ってきた感じは50ミリと25ミリなら値段が全然違うのです、それを森林組合にただ任せているというのもちょっと和寒と音威子府、浦幌行ってきたという割には全然なっていないような気がするのです。

そして、こういうところに聞くとチップのホッパーで物がたまるということはないということです、ただそういうことは、どういうふうに計画してきたのかというのが物すごく不思議に考えます。そして、これ何人で行ったかというのもあれしているのですけれども、1人で行ったのであれば自分の見方だけでやるので、例えば漁師の人が農家の仕事を見ると物すごく変わった仕事をしているなと思うし、農家の人が漁師の仕事を見ると変わっているというのが物すごく目につくのですよね。それ、1人で行って決めるということ余りいいことではないと思うのです。やはり2人と3人、例えば東川町に行ったときには町の職員と私たちが行って見てくるので、そういうのは構わないのですけれども、1人か2人で行ったというのであれば、ちょっとその人も悪く言えば偏見が物すごく入り過ぎて、自分がいいのだという感じになる。でも、2人とか3人で行くと自分はこういうのはいいけれども、私はあれがよくないのだという意見が出てくると思うのです、そここのところは何人で行ったというのが説明がないので、そここのところをもう1回、説明してもらいたい。

そして、体底のところは札幌に行ったときもそうですけれども、地方のほうでもそうです、持ち込みで幾らなのです、自分たちが取りに行くとか、誰がどうのこうの、例えば、この4,520円のチップは持ち込みで幾らというのです。そういうものはちょっと行ってきた人のしてきた割にはそういうのは反映されていないのかと。話を聞きますと、余り運搬賃が高いので指定業者がダンプを買ってきて自分たちでやっているのだと、運ぶにしても立米、立

米で言うけれども、ダンプ1台幾らで持ってきて、見た感じ自分たちが積むと6立米で、業者に積ませると5立米、それで値段が同じというような話を聞くのですけれども、このところをもう少し説明をお願いします。

○議 長

説明できるところはしていただきたいと思います。

もう少しまとめて質問してください。

酒森町長。

○酒森町長

何点か再質問をいただきましたので、私からできるものについては私から答弁をさせていただきます。

公衆浴場の関係であります。今回、修理が必要だとうことで160万円の修繕の予算を計上させていただきました。繰り返しの答弁で申し訳ありませんが、公衆浴場については町の中で必要だという声も大変多くいただいているということも踏まえて、今回、修繕の予算を計上させていただきました。

今後、どういう形でのあり方についてご相談をさせていただきたいというふうに思いますし、今後の廃止後のどういう対応をしていくかという部分では、先ほど議員がお話のとおり晩成温泉に送迎を新たに2回ではなくて加える、または送迎を拡大する等の対応も可能性としてはあるかなというふうに思っております。

ただ、今現在、公衆浴場の役割からして、この修繕をお認めいただいて活用していきたいという思いでの予算でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

農業委員会の賃金の削減の部分であります。当初、農業委員会から新しい事業を行うに当たって、1人分の人件費が必要だとうことで臨時の職員の賃金を予算化して、そこに臨時の人を募集する予定でございました。ただ、平成27年の4月の、この4月の役場全体の人事配置の中で再任用の退職者を配置できるというもろみがありました。作業の内容からして臨時の方を雇うよりも、ある程度、町の中、そして農家の状況もわかる再任用の職員を配置したほうが、その事務事業を行うに当たって効果的であると、効率的であるということも踏まえて再任用職員を充当したということでもありますので、ご理解をいただきたいと思ます。

あと、チップボイラーの関係で視察、浦幌とあとは道北の和寒と音威子府、そちらのほうに行きました。後段の道北のほうは私は行けませんでした。留真温泉については私も副町長の立場で現状を見せてもらいに参りました。副町長、財政、農林課、建設課、そして森林組合の組合長と職員も随行して浦幌の視察は行っております。

それ以降の部分については担当のほうから説明いたします。

○議 長

黒川商工観光課長。

○黒川商工観光課長

視察の件でございますけれども、4月15日に行政視察として行ってございます。26年4月16日に音威子府に行ってございます。議会経済常任委員会行政視察調査ということございまして、議員さん、経済常任委員に加えまして町の職員としましては農林水産課長、あるいは課の主幹、林政係長、商工観光課長、建設係長、森林組合からも加わって総勢15名で視察をしてございます。手塩川温泉のバイオマスボイラーを視察してございます。

○議 長

杉森議員。

○杉森俊行議員

町長が説明したので黒川さん私は納得しています。それ以上は私は聞いていませんから、何人で行きましたか聞いたので。

それで行ってきたのに、何で大樹のホッパーがああいうふうに詰まっているのかというのが私は不思議でならないのがそこなのです。見てきてみんながいいと言っているのですよ、ボイラーも物すごくいいボイラーですよ、わかりますよ、いいボイラーだって、私見てきているのですから。

ただ、ホッパーにああいうふうに何で残るのですかというのを聞いているだけで、せっかく現地のほうに研修なり行ってきたのだから、そういういいものをつくればいいのではないのですかというだけの話で、それを何でせっかく見学してきたのにそういういいものがつくれないのかというのが私には不思議でならないということなのです。

さっきは業者がアフターで無料でやりましたということですがけれども、それがまたうまく稼働しているかというのは次の私たちの行くと思うか、私が個人的に行くかもしれませんので見てきます。あとはいいです。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第91号平成27年度大樹町一般会計補正予算(第6号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 9 2 号

○議 長

日程第 18 議案第 9 2 号平成 27 年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第 1 号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第 9 2 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成 27 年度大樹町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)をお願いするもので、今回の補正は歳入歳出それぞれ 8 4 5 万 1, 0 0 0 円の増額でございます。

内容につきましては、町民課長より説明いたさせますのでご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

林町民課長。

○林町民課長

議案第 9 2 号平成 27 年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第 1 号)について説明させていただきます。

今回の補正は、規定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 8 4 5 万 1, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 3, 6 4 5 万 1, 0 0 0 円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきますので、8 ページ、9 ページをお開き願います。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、補正額 7 8 万 7, 0 0 0 円の増。これは、高額療養費の支給管理業務において個人番号を利用するために必要となるシステムの改修を行うものでございます。

次に、1 0 款諸支出金、1 項還付金、3 目療養給付費交付金等還付金、補正額 7 6 6 万 4, 0 0 0 円の増。療養給付費交付金等は、現年度に概算で交付され、翌年度に精算することになっているもので、前年度国庫負担金の療養給付費負担金の額の確定により、還付金が生じることになりましたので増額補正をお願いするものでございます。

次に、歳入について説明させていただきます。

6ページ、7ページをお開き願います。

歳入、9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額845万1,000円の増でございます。中身としましては、前年度繰越金となります。

次に、5ページ、総括の歳出をご覧くださいと思います。

歳出合計、補正前の額9億2,800万円、補正額845万1,000円の増、計9億3,645万1,000円。

次に、4ページ歳入ですが、歳入合計、補正前の額9億2,800万円、補正額845万1,000円の増、計9億3,645万1,000円となるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第92号平成27年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第93号

○議 長

日程第19 議案第93号平成27年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第3号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第93号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成27年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第3号)をお願いするもので、今回の補正は歳入歳出それぞれ5万8,000円の増額補正であります。

内容につきましては、保健福祉課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

それでは、議案第93号平成27年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ6億7,628万円とするものです。内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので8ページ、9ページをお開きください。

歳出です。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額5万8,000円の増、これは南十勝介護認定審査会のテレビ会議で使用しておりますビデオカメラが故障し、型が古く修理ができないため新しく購入するものです。このビデオカメラにつきましては、審査会に始まりました平成11年当時から使用しているものです。

次に、歳入についてご説明いたしますので6ページ、7ページをお開きください。

歳入です、8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額5万8,000円の増となります。

次に、総括の歳出5ページをお開きください。

歳出です、1款総務費、歳出合計、補正前の額6億7,622万2,000円、補正額5万8,000円の増、計6億7,628万円でございます。

次に、4ページの歳入です。8款繰越金、歳入合計、補正前の額6億7,622万2,000円、補正額5万8,000円の増、計6億7,628万円となります。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

今、ちょっと聞き逃したのですがデジタルビデオカメラの使用方、南十勝何会議にすると

きに使うというの、ちょっとそこを聞き逃したのもう一度お願いします。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

南十勝介護認定審査会でございます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第93号平成27年度大樹町介護保険特別会計補正予算(第3号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第94号

○議 長

日程第20 議案第94号平成27年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第94号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件については、平成27年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)をお願いするもので、今回の補正は歳入歳出それぞれ329万7,000円の追加補正でござ

います。

内容につきましては、特別養護老人ホーム所長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げまして提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

瀬尾特老所長。

○瀬尾特別養護老人ホーム所長

議案第94号平成27年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ329万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3億9,791万4,000円とするものです。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、8ページ、9ページの歳出をお開き願います。

歳出、1款居宅介護サービス事業費、1項居宅介護サービス事業費、1目通所介護費、補正額233万5,000円の増につきましては、7節の賃金、臨時職員の増員による賃金の増でございます。

今年、デイサービス利用者が昨年と比較し増加し、1日に30名近くが利用するため、送迎の車を今年度から1台増やし、8月から運転手を2名から3名体制にしたことから、それに係る83万1,600円の増となっています。

また、利用者増加により送迎介助や入浴介助などの業務が増加したため、臨時介護職員を1日7名から8名に増やしたことによる150万2,800円の増となっています。

次に、2款介護老人福祉施設事業費、1項介護老人福祉施設事業費、1目介護老人福祉施設費、補正額96万2,000円の増、7節賃金164万円の増、臨時介護職員の増員による賃金の増でございます。

特養入所者並びに短期入所者の重度化に対応するため、日中の介護に当たる臨時介護職員を増員するための経費です。

15節工事請負費、67万8,000円の減につきましては、屋上防水工事が完了したため不用額の減額でございます。

次に6ページ、7ページの歳入をお開きください。

歳入、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額87万5,000円の増です。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額242万2,000円の増、これは前年度繰越金を充当したことによります。

次に、総括の5ページの歳出をお開きください。

歳出、1款居宅介護サービス事業費と2款介護老人福祉施設事業費、歳出合計、補正前の額3億9,461万7,000円、補正額329万7,000円の増、計3億9,791万4,000円となります。

次に、4ページの歳入をご覧ください。

3款繰入金から4款繰越金まで、歳入合計、補正前の額3億9,461万7,000円、補正額329万7,000円の増、計3億9,791万4,000円となります。

以上で説明を終わります。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安田清之君。

○安田清之議員

大変、老人関係について補正を今、したわけですが、職員、臨時職で今対応しているのだろうというふうに思うのですが、利用者が増えるとまだ職員が足りなくなるのかどうか、ここら辺だけお聞きをしたいと。減れば1日30数名、通所されているということで、バスの運転手さん、これが減ればバスの運転手さんが要らなくなるのか、増えればもう1名いるのか、ここら辺の見解だけお聞かせください。

○議 長

瀬尾特老所長。

○瀬尾特別養護老人ホーム所長

現在、デイサービスの利用者が昨年に比べて増えているということで、送迎の範囲も広がっていることということもありまして、運転手の人数が3人体制でないと、規定の時間に規定のプログラムが終了できないということで、今の3人体制が必要となっております。

当然、人数が減れば、また元の2人体制になるということになると思われま。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

減ればと、減っていただければありがたい、健康な方が増えればいいわけですが、現実的にはそうにはならないだろうと思いますので、長期的にきちんと人員の配置お考えいただくようお願いしておきますので、それ以上は答弁はいいです。増えるという観点で職員の配分をお考えをいただくよう町長お願いをしておきます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

通所の介護のところなのですが、その中で、要支援1、2という方については何人でしょうか。

○議 長

瀬尾特老所長。

○瀬尾特別養護老人ホーム所長

直近ではないのですが、9月の実人数ですが、実人数全体で81人、デイサービス利用しておりまして、要支援1、2の方が19人となっております、約4分の1の方が要支援となっております。

○議長

志民和義君。

○志民和義議員

この方については、これは平成29年度から生活支援事業に移行するという事なのですが、これについては見通しとしてはこちらのほうにデイサービスということにはなっていないというふうに理解するのですが、そういうことでよろしいですか。

○議長

志民議員、もう一度お願いします。

○志民和義議員

デイケアの関係ですが、19人が要支援1、2ということですが、それが今度、生活事業になった場合はどういうことになるのでしょうか。

○議長

暫時休憩します。

休憩 午後 4時26分

再開 午後 4時26分

○議長

再開します。

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

志民議員、介護保険制度の改正の部分にかかわるご質問だと思いますので、私のほうからお答えさせていただきます。

要支援1、2の方の軽度の方につきましては、介護保険における介護給付を外して地域支援事業のほうの給付に替えていこうということでの国のほうの指針が示されております。

ただ、実際、町のほうで今後、具体的にどのような形で事業所に対してお願いしていくのかとも含めてちょっとまだ検討中ということで、まだ具体的な方向性等も決まっていないような状況でございます。

以上でございます。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

9ページの工事請負費、これは防水工事を全体的にやったということによろしいですか、そして残金が安く67万で終わったということは、前にも大樹の中学校のことも聞いたのですけれども、15年ぐらいは完全に持つというふうな判断でよろしいでしょうか。

○議 長

瀬尾特老所長。

○瀬尾特別養護老人ホーム所長

特養ができて20年たって初めての防水工事ということですので、この後、また15年ぐらいは大丈夫かなというふうには考えられます。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第94号平成27年度大樹町介護サービス事業特別会計補正予算(第3)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第95号

○議 長

日程第21 議案第95号平成27年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました議案第95号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、平成27年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）をお願いするもので、今回の補正は歳入予算に係る財源の組み替えと地方債の補正でございます。

内容につきましては、水道課長より説明いたさせますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

鈴木水道課長。

○鈴木水道課長

それでは、議案第95号平成27年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきまして説明させていただきます。

今回の補正は、地方債の借り入れに係る補正でございます。

歳入歳出予算の総額に対する補正額はございません。

第1条では、補正後の歳入歳出予算の金額を第1表によるものとするもので、第2条では地方債を変更する内容となっております。

内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきますので、5ページ、6ページをお開き願います。

2、歳入。

6款1項ともに町債、1目下水道事業債、補正額2,120万円の減、2目過疎対策事業債2,120万円の増、これらにつきましては終末処理場の設備更新及び戸配設置事業に係る過疎対策事業債の借入額が配分されたことにより、それぞれ増減するものでございます。

なお、この増減に対する歳出の補正額はございません。

次に、4ページ、総括の歳入をお開き願います。

1、総括。

歳入、6款町債の補正で、歳入合計は、補正額はございませんので、補正前の額と計が同額で3億9,040万円となるものでございます。

次に、2ページの第2表をお開き願います。

第2表、地方債補正。

起債の目的が下水道事業債につきましては、補正前の限度額6,470万円を4,350万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同様でございます。

また、過疎対策事業債につきましては新たな借り入れとなり、補正後の限度額を2,120万円とするもので、起債の方法などは下水道事業債と同様でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第95号平成27年度大樹町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第96号

○議 長

日程第22 議案第96号南十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分についての件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま議題となりました、議案第96号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、南十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分について、組合を構成する4町村の協議により定めることについて議会の議決をお願いするものでございます。

地方自治法第289条では、一部事務組合を解散しようとする場合で、財産処分を必要とするときは関係地方公共団体の協議により、これを定めることと規定しており、この協議に際しては関係地方公共団体の議決を経なければならないこととされております。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第96号南十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分について。

地方自治法第289条の規定により、南十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分を別途のとおり、関係町村の協議の上、定めるものとする。

次のページに協議書の内容、その次のページからは組合の財産に関する調書をつけておりますが、端的に申し上げますと各消防署の管理する財産は各町村に帰属し、共通経費で取得した財産、すなわち消防本部の管理に属する財産を別途協議の上、定めることとするものであります。

このうち、消防本部の管理に属する財産は公用車や備品など、ほとんどが物品であり、分割して各町村に帰属させることが事実上、不可能なため、事前協議等により帰属先を決めること、消防活動において有用性の高い訓練用資機材や応援活動時の野外用具などは配属先、配置先にかかわらずお互いが使用できるよう考えているところでございますので、ご審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げ提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議 長

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第96号南十勝消防事務組合の解散に伴う財産処分についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎休会の議決

○議 長

お諮りします。

議事の都合により、明日12月9日は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日12月9日は休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 4時38分

平成27年第4回大樹町議会定例会会議録（第2号）

平成27年12月10日（木曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員指名
- 第 2 一般質問

○出席議員（12名）

1番 船戸健二	2番 齊藤徹	3番 杉森俊行
4番 松本敏光	5番 西田輝樹	6番 菅敏範
7番 高橋英昭	8番 安田清之	9番 志民和義
10番 阿部良富	11番 柚原千秋	12番 鈴木千秋

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	酒森正人	副町長	布目幹雄
総務課長	松木義行	企画課長兼 商工観光課長兼 地場産品研究センター所長	黒川豊
町民課長兼 税務課長	林英也	保健福祉課長 南十勝子ども発達支援センター 兼町立保育所長	村田修
農林水産課長兼 町営牧場長	瀬尾裕信	建設課長	小森力
水道課長兼 大樹下水終末 処理場長	鈴木敏明	会計管理者兼 出納課長	高橋教一
病院事務長	伊勢厳則	教育長	浅井真介
学校教育課長兼 学校給食センター所長	吉岡信弘	社会教育課長兼 図書館長	角倉和博

農業委員長 鈴木正喜

農業委員長 森博之
事務局長

代表監査委員 澤尾廣美

○本会議の書記は次のとおりである。

事務局長 山下次男

係長 鎌塚喜代美

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は、12名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

- 1番 船戸健二君
- 2番 齊藤徹君
- 3番 杉森俊行君

を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長

日程第2 一般質問を行います。
質問の通告がありますので、これより発言を許します。
まず初めに、5番西田輝樹君。

○西田輝樹議員

おはようございます。

今日は地域創生の総合戦略の基本フレームと考え方についてと、もう一つ高齢者及び若者の方々の雇用対策について、その2点についてお伺いしたいと思います。

それでは先に創生総合戦略の基本フレームと基本的な考え方について町長にお伺いしたいと思います。

大樹町においては、まち・ひと・しごと総合戦略計画の素案がまとまり、意見交換があったことが報じられております。

そこで、町の素案として示された基本フレームと計画の中で最も大切な町としての考えをお知らせ願いたいと思います。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

西田議員の創生総合戦略の基本フレームと考え方についてお答えをいたします。

大樹町まち・ひと・しごと創生総合戦略については、8月に開催をいたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議において、私から推進会議会長に諮問をしており、11月開催の第2回推進会議において素案をたたき台としてご議論をされているところであります。

また、この素案につきましては先の議員協議会でも町議会の皆様にもお示しをさせていただいたところでもあります。

諮問に対する答申をいただいている段階ですので、今の時点で総合戦略の内容について明確にお答えすることはできませんが、素案の人口ビジョン、総合戦略の私なりの考えについてお話をさせていただきます。

人口動態の分析ですが、国立社会保障人口問題研究所の推計によると、大樹町の人口は2040年に3,988人、2060年には2,822人になるとされております。人口減少を食い止め、町の活力を維持していくためにあらゆる施策を講じ、出生率を引き上げ、転出を減らして転入を増やすことにより、2060年には約1,000人の効果をもたらし、約3,800人とする人口ビジョンとしております。

総合戦略では、仕事が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立するとともに、その好循環を支える町に活力を取り戻すことが基本であります。

人口減少対策で一番望まれるのは安定した雇用の創出であると思っております。企業誘致や産業の活性化、起業、新しく起こす起業による雇用の創出が最も望まれるところではありますが、同時に最も難しい課題でもあると認識しております。

当町の農業、漁業は不作・不漁の年もありますが、基盤がしっかりしているので総じて安定していると思っております。しかし、生産品の付加価値を高めること及び販売流通においてはまだまだ脆弱な部分もあり、町内産品を2次産業、3次産業につなげていくこと、そこで雇用を生むことが肝要だと考えております。

また、恵まれた自然、雄大な景観も大きな資源であり、体験型や滞在型などの多様な観光に生かしていくことが必要だと思っております。

最近、クローズアップされている航空宇宙の取り組みは人口問題に大きな効果が期待できるものであり、ロケット射場を含む広域宇宙センターの実現に向けて当町のみならず、十勝、北海道とも連携し、しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

素案では、子育て支援や教育、保健福祉など、各分野に施策が及んでおりますが、まずは働く場所の確保が最も大切であると思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それでは、ちょっと前半の部分については理解が私自信進んでいないところがたくさんありますので、ちょっと確認でお話をさせていただきたいと思っております。

この総合戦略作成によって、直接的な町としてのメリットとございますか、そのことについて

では例えば過疎計画ですとか、過疎債の充当ですとか、辺地計画だと辺地債の有利な充当とかということで目に見えたものがあるのですが、そういうことについてはどのような直接的なと言ったら余り現金すぎるかもしれませんけれども、どのような国からの支援ですとか、これによっての効果をまずお知らせ願いたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、この総合戦略に策定するに当たってのメリット、財政的な部分ということのご質問をいただいたかなというふうに思っております。

国は、地方にこの総合戦略の策定を進めるように義務化をしております。10月以降、全国でこの計画、総合戦略が策定されているという流れにあると思っております。

この総合戦略の中で計画に盛り込んだ事業、または等について国が認めたものについては交付金を充てるということによって予定されているというふうに聞いております。交付金については、半分程度が入るのかなというふうに思っておりますので、そういう部分ではもし総合戦略が策定した中で、国が認めていただいた事業については交付金の対象になるということもあるので、その部分についてはメリットというふうに言えるのかなと思います。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

新聞報道によりますと、早計画というのでしょうか、そういうふうなところについては国として早く計画をつくったことに対するものを何か財政的な支援があるやに読んだのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

国は、この地方に総合戦略の策定を求めるに当たって早い段階で策定したものについては交付金の上乘せ措置を講じるというようなことで示されておりました。

私どもの総合戦略につきましても、推進会議において町民の皆様からご意見を伺った中で策定の作業を現在も進めているところであります。

その策定の中では、推進会議のほうから期限は期限としてあるけれども、大事な計画なのでしっかりやっつけようということで進めてまいりましたので、その部分については国が早期の段階でという10月の期限については、その段階での計画の策定には至らなかったということだというふうに思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

その割増しの度合いとか、そういうふうな委員さんのご意向でしっかりしたものというふうなことなのですけれども、それによって失ったといいますか、本来、頑張ればもらえなかった分というのは、そういうふうなものについては数字的にわかっているのでしょうか。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

大樹町でその計画の中で盛り込んで、事前に手挙げをしている部分があります。こういう事業をやっていききたいという部分で、10月段階で計画が策定に至ったとして事業採択で交付金の対象となるものについては交付金の金額で200万程度ということです。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それぐらいのお金でしたらしっかりした計画をつくりましょうという委員さん方のお考えのほうも理解できます。

次、もう少しできた後の年度別計画ですとか、進行管理といいますか、そういうふうなことについてお伺いしたいと思います。できた後には町民への方々のそういうふうな計画も示されていると思うのですが、一つは5カ年の計画で年度別に年度別計画を樹立して進行管理を行っていくというような、そういうふうなお考えなのか、そこら辺のできた後の管理についてお伺いしたいと思います。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

この総合戦略の大きな特徴となっておりますのは、今年度から31年度までの5カ年の計画をつくるということですが、各年度ごとにその事業の進捗についてPDCAという言い方をしますが、それで事業評価をして見直すものは見直す、改善するものは改善するというような形でこの戦略が進んでいくということになっております。

また、当初の計画は必ず縛られるということではなくて追加が必要なものについては都度、年度ごとに追加もできるということになっておりますので、そういう部分でしっかり各年度、計画に盛り込んだ部分については各年度ごとに事業評価をさせていただきながら進めていくということになるかと思っております。

○議長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今のお答えの中で年度別計画や進行管理については行うということは理解できました。

それで、その検証というのでしょうか、言葉はどういうふうな言葉がいいのかわかりませんが、そのチェックというか、検証についてはどのようなお考え、例えば今、策定委

員さんと言っているのか、委員さんがその任に当たって5年間、基本的に転勤でもなければ、委員さんがその任に当たっていくようなことをお考えなのか、そこら辺、確認させてください。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、策定作業を進めております推進会議の役割については、そういう部分での事業評価をするという部分もあろうかと思っておりますので、この5年間、今年からの5年間ですけれども、この5年間については事業評価等の部分で推進会議にお諮りをして、内容の評価をしていただければなと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

それではちょっと、町長の先ほどのお話の中で答申が出ていないことですので、自分の思いの部分をとというふうなお話ですので、僕も確定的なことではなくて、例えば事業などでもこういうふうなことなんかはどうなのですかというようなことをちょっと具体的にお聞きしたいと思います。

計画の一番右側の部分で具体的な事業をお示しになっていて、これから入れ替えもあったり、今のお話のように年度の途中で入ってきたり、落としていくものとかといろいろあるとは思いますが、頑張っているなど、うちの一つに内循環型の経済を樹立するために木質バイオなどの実際のボイラーの数ですとか、いろいろお示しになっているのですが、例えばそのことを一つとってもそれをちゃんとやるためには、一つは路網の整備だとか、林業従事者の方の確保ですとか、それから林業機械の高度化といいますか、効率化というか、今、一番最新の機械でいけばノルウェーなどのそういうふうな機械メーカーなどは45度の斜面でも木を切ったり、ビューンと何かガンダムみたいな、ああいうふうな作業などもできる機械などもありますし、それからあとは僕なんか今このことに関しては補強しなければならぬなと思っているのは地元の協力会社というのですか、下請けの方というか、そういうふうな協力会社などの育成なども必要だというふうには思っているのですが、具体的に今ちょっと木材のそういうふうな木質バイオの振興というようなことでの、そのようなことも策定委員会なり、町なりとしてのことを踏まえて諮問されているのかなということ、そこら辺の思いのほうは町としていかがなものなのでしょうか。

○議 長

通告は基本的なフレームの考え方ということなのですが、具体的に細かくこれからどんどん入っていきますか。総合計画の、一つずつやっていきますか。

○西田輝樹議員

一つずつやっていきたいと思えます。

○議 長

とりあえずは、まだ素案の段階ですけれども、今の段階での考え方。

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、この総合戦略の主な施策の部分、具体的なお話のご質問をいただきました。経済の振興という部分で、総合戦略の基本目標として活力を高める、資源を豊かさに繋げるまちづくりということで、総合計画でも定めている目標をこの総合戦略でも基本目標とさせていただきます。

その中で、雇用5カ年間で20人つくっていききたいという素案のたたき台にはなっています。

その中で、主な施策といたしまして、今、ご質問のとおり木質バイオマスの設置と町内循環を推進していきたいということも主な施策として挙げております。

それを実現するに当たってはいろいろな方策があろうかというふうには思いますが、そういう部分では森林組合の作業を効率的にやるというような部分についても、その主な施策という部分、項目に挙げている部分の一つの方策ではあるというふうに思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

基本フレームの中で、あともう一つ私気になったのは、具体的に事業でそれぞれの各町村のやつも新聞だけですけれども、いろいろ拾ってきたのですけれども、事業などを計画していただいている基本フレームの中のそういうふうな具体的な事業などで、もう一つお聞きしたいのは、今、総合計画の中の部分からもとってきていますよということなのですが、そのほか、例えば今回も住民懇談会などもされるようですので、そういうふうな中での話し合いから、そういうふうな進行ですとか、区長会議だとか、あとは過去の個別計画なり、過去の総合計画とか、一般質問ですとか、いろいろたくさん意見が出てきていると思うのですけれども、そういうふうな確認といいますか、そこら辺は作業の中でそういうことが生かされているとは思いますが、具体的にそういうふうないろいろなアイデアの中から採用されてきたものもあると思うのですが、そこら辺のチェックなどはどのようにされましたか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま総合戦略の策定に当たっての手続きといたしまして、意見の徴収の仕方のあり方についてのご質問をいただいていたかなというふうに思っております。

この総合戦略の推進会議を開催した中で、この委員の構成については多くの団体、または機関から委員の募集する、応募していただくというようなことで、ご自身で立候補いただい

た方も含めて15名程度の委員で構成をしております。

その中で、当初、出されたのはやはり広く、または若い方からも多く意見を聞くべきだということもありまして、その中で下部組織、役場の職員が中心となる委員会があるのですが、そちらのほうでプロジェクトチームをつかって、自分たちが所管する各団体、またはいろいろな方々にお集まりをいただいて、町民の皆様からこの総合戦略に関係するご意見を伺ったところでもあります。

そういう部分の意見を集約させていただいて、主な施策をまとめております。大樹町には、平成26年からスタートしております第5期の総合計画がございます。その中で、今後10年間の事務事業について必要な部分をまとめているということで、その部分からもこの総合戦略に盛り込んでいかなければならない項目については、事業化、主な施策として上げさせていただきます。

総合計画というのは、全ての部分を網羅しておりますので、総花的という言い方になろうかと思いますが、この部分については大樹町の進める総合戦略という部分で主な施策を挙げさせていただいたところでもあります。

ただ、この施策としても、まだ実はその推進会議の委員さんからはまだまだ総花的だと、ポイントが見えづらいというようなこともありますので、さらに今、議員さんからいただいているところも含めてもう少し絞った形で素案のほうの策定をしていきたいなというふうに思っております。

素案ができ上がった以降、住民の皆様にはパブリックコメントも実施をさせていただきますので、その段階でさらなるご意見があればお聞きをしたいというふうに思っておりますし、来週から7地区で行います地域懇談会の中でも、この今までの経過等も含めてご意見を伺いたいというふうに思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

言葉の総合計画の基本構想などでも、そういうふうな作り方をしていますので、具体的なそういうふうなものというのはなかなか目に見えていませんので、今回の計画で十二分に答申されたものでないということでの話ですけれども、議会にもある程度の中間的なことをお話いただきましたので、僕はちょっと気がついたことといたしますか、そのようなことは町としてどのようなお考えなのか、基本的なことをちょっとお伺いしたいと思います。

計画書の中でももちろん理念というか、その部分を大切にしているいろいろな具体的なことに計画がなっているのですけれども、一つはハードの面とソフトの面があると思います。それから、町が独自で例えば奨学金のこういうふうなことはやろうとか、乳児医療のこういうことはやろうとかというのはそれぞれ自分たちの中で予算が通ればできることもあると思うのですが、私、今回のそれぞれハードの部分ばかりではなくて、ソフトの部分で例えば大樹で生活する豊かさというのですか、心のそういうふうな豊かさだとか、そういうことについては何か

ちょっと計画書の読み方が甘いのかもしれませんけれども、そこら辺などは町としてどのようなソフトと言っているのか、そういうふうな僕の言葉でいえば大樹で暮らす豊かさまみたいなものを実感していただけることでないと人口はここにとどまらないのではないかなというふうには思うのですが、そこら辺はどのようにお考えでしたか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいまこの戦略の部分でハードとソフトの部分があるけれども、そのソフトの部分が見えづらいのではないかとのご指摘、ご意見を伺いました。

この総合戦略、基本的には先ほども答弁させていただきましたが総合計画に網羅されている事業から、大樹町が今、進めようとしている雇用の創出でありますとか、子育てを安心してできるようなまちづくりという部分での必要な施策を抽出してこちらに持ってきているというようなところ、また、ご意見いただきました街なかで子どもたちが安心して遊べるような場所をつくってほしいというような意見も含めて、そういうものの実現に向けての施策を盛り込んでいるところでもあります。

そういう部分ではソフト的な部分というのは非常に見えづらいというご指摘がありました。かかる費用の部分も含めて、なかなか施策としてソフトの部分という部分では確かに見えづらい部分はあろうかというふうに思っております。

総合計画で、この10年間の大樹町の進むべき方向を定めておりますが、その中にはあらゆる部分、ハードの部分、またはソフトの部分も含めて盛り込んでいるところでもあります。

この施策の中で、ソフトの部分が見えないからといって大樹町がこの10年間、ソフトの部分をおざなりというか、置いといて進むということは決してないというふうに思っております。

今回の総合戦略を策定するに当たって若いお母様方からも多くの意見をいただいたという部分、その中には安心して子育てができるようなハードばかりでは限らず、ソフトの部分での充実も多くの意見をいただいておりますので、そういうところについては必要な部分も含めて、しっかり意に添えるような調整をしていきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

あと二つほどというか、人口推計の具体的にちょっとテクニカルなことで申し訳ないのですが、計画書を何回か見させてもらった中で人口のものについてはそれぞれ国の機関ですとか、それから民間の推計などもお使いになって、その中で自分たちのこうやれば人口の減り方もより少なくなるのではないかなというようなことが書いてあったかと思われるのですが、その中で農家戸数ですとか、農業の出荷額だとか、漁家、林業、そのほか経済的なそういうふうなことが見えていないのかなと思ったり、直近の農業の従事者というか、5年間で11.

5%というのですか、十勝での数字ですけれども、そういうふうなことなども事実として表れておりますけれども、そこら辺は今の素案というか、計画の中でどのように反映されているのかとか、考えられているのかということをお伺いしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま人口推計、これは人口ビジョンという形でビジョンを設定してございますが、人口ビジョンに対するそれに推計するに当たっての産業構造の人口の部分を考えているのかというご意見かなというふうに思っております。

大樹町の人口推計をするに当たって出生率がどうかというところが非常に大事なところかなというふうに思っております、大樹町の特殊出生率、数値では1.59という数字で十勝、全道、全国的に見ても高い数値だったということ、この点については私も本当に大樹町としては良かったなとか、嬉しいなというふうに思っているところでもあります。

将来的な人口推計で出生率の目標を2.07という数字にさせていただいておりますが、その到達年度も1.59という高い出生率から見て大樹町の人口ビジョンを策定するに当たっては、国とかが定めた期限よりも早めた形で到達できないかというところで人口ビジョンを設けさせていただいているところであります。

そのビジョンを推計するに当たって、今、ご指摘のとおり産業の部分の人口推計をという部分では、正直、具体的にその部分を検討したということはないというふうに思っております。ただ、全体的に見て大樹町のこの総合戦略の中で雇用の創出という部分では働く方々をつくっていく、そして一人でも多くの方を大樹町で働いていただけるという部分では産業の役割が非常に大きいというふうに思いますので、推計の中で具体的に農業の離農戸数等々も含めて推計の中ではっきりと試算はしてはございませんが、この総合戦略を進めるに当たっての基本的なスタンスとして産業の振興は最も大事だというふうに思っておりますので、そういう部分でこの人口推計どおりにいけるような形での産業の振興策を講じていきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

お話わかりました。わかりましたのですが、僕は人口推計の最終的に2060年だから生きてはいないときのことも、そういうふうな国ではそういうことを要求しているのだろうから、それは仕方がないのですが、今まで自分、生きてきているいろいろ思っているのはいろいろな年金のことも、何のことも人口推計でもいいのですけれども、上位、中位、下位というような、そういうふうな国もいろいろな推計の示し方をしておりますので、僕はその800人が最終的に間違っているとも、そこまで来てないのだからそれは断じて言うようなことはないのですけれども、でも、少なくとも一つは推計値を使うときには僕は下位の数字でシミュ

レーションされるのも、今までの経験則からいったらより間違いない手法かなというふうには思っております。

何が何でも今、これだけ高いのだから国の期待するような成人人口のところまでこの計画では頑張るのだぞということよりも、僕は先ほどソフトのこともお話しましたし、やはり中身だとか、具体的なことは通告してないのだからだめだぞというふうなお考えかもしれないけれども、僕はそういうふうな一つ一つの積み重ねでソフトのことだとか、いろいろなことの、その中の結果、最終的な2060年の人口の推計かというふうには思っています。

最終的に答申なされたときに、町がこの計画というふうには決定されることでしょうか、もっと具体的な例えば2200なのだけれども800人分の減り方は私の町の努力ではこうだよということも何の根拠というか、何のお考えで減り方が少なくできるのか、また答申に出たときにお伺いしたいと思います。

町長おっしゃるように、まだ本当に答申が出てないというか、成文ではないですので、成文ができたときにまたお伺いしたいと思います。

このことについては以上です。

○議 長

それでは、次の質問に移ってください。

○西田輝樹議員

それでは、次に2問目の高齢者及び若者の雇用対策についてお伺いしたいと思います。

国の統計では完全失業率も大変低い状態になっているように報じられていますが、実感としては周囲の状況ですとか、率直に素直に喜べないものを感じております。

町としても各種計画や具体的な施策によって高齢者や若者の雇用拡大に努力されていると思いますが、町長のこれらに対する考え方や町で展開されています具体的な施策をお知らせ願います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

西田議員の高齢者及び若者の雇用対策についてお答えをいたします。

先ほどのご質問の総合戦略でも申し上げたように、雇用の創出は町の活性化に最も重要なテーマの一つであると考えております。

アベノミクス開始以来、景気は回復基調となり、株価は上昇、完全失業率は2002年の5.5%から本年10月の速報では3.1%に減少、また、本年8月の有効求人倍率は1.23倍と1992年以来、23年振りの高水準となっているとされてはおりますが、地方においては議員の言われるように景気回復の実感がなく、また雇用情勢においても回復の実感が湧かないのが現状かと思っております。

十勝の雇用情勢10月号によると、10月の常用有効求人倍率、パートを除きますが、帯広公共職業安定所管内で0.96倍となっており、北海道の1.02倍、全国9月であります

が1.12倍を下回っており、求人が求職者を下回っている状況にあります。

このように、全国と地方では雇用情勢に乖離があり、回復傾向にあるとはいえ厳しい情勢に変わりはないと思っております。

町といたしましても、雇用の拡大につながる施策を講じてまいりたいと思っており、企業立地振興条例の雇用促進補助や地場産業振興奨励事業、今年度、創設をいたしました起業家支援事業の活用を図るほか、テレワークなど新規にチャレンジできる場所の創設を検討してまいりたいと思っております。

高齢者の雇用につきましては、経験豊富な高齢者がその技術や経験を生かし、生き生きと働ける場としてシルバー人材センターがありますが、民間事業者の求人と職を求める高齢者等をコーディネートする機能について考えたいと思っております。

現在、年金の空白期間を埋めるべく再雇用制度が施行されておりますが、さらに雇用確保に踏み込み、定年延長を取り入れる大手企業が現れておりますので、定年延長についても高齢者の雇用確保、人材不足解消に効果があると思われまますので、この動向を注視してまいりたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

先ほどの戦略計画と町長のおっしゃったとおり表裏ですので、すごく大切な施策でないかなというふうには思っております。今回、一般質問をさせていただきました。

それで、先に高齢者のというふうなことでの質問をさせていただきましたので、私、シルバーセンターの一般社団法人化ですとか、そういうふうなことなどについても非常に法人格にとって、そのようになることが一つ働く場の拡大にもなって、高齢者の方にはいいことではないかなと思うのですが、そのことについてまずひとつお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

シルバーセンターの関係でご質問をいただきました。

シルバーセンターにつきましては大樹町社会福祉協議会、今、シルバーセンターを置いて運営をしているという状況にあります。今現在のシルバーセンターの組織のあり方では、行える業務、仕事のあり方に制約があるということでもあります。

今、議員がおっしゃったとおり社団法人化、そういう組織で自らがしっかりとした組織運営をしていくということになれば、担える業務も広がってくるというふうに思っております。

その点については、シルバーセンターもかねてから内部で議論をして検討を進めているところでもあります。

ただ、残念ながら今現在、シルバーセンターの会員含めて、そういう形でのシルバーセン

ターへの組織のあり方の合意が得られていないという状況でもありますので、今後また、シルバーセンターの中でのご議論を通じてそういう方向が検討され、そういう方向に進むのであれば町としても社会福祉協議会を通じてしっかりご支援をさせていただきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

はい、ありがとうございます。

あとですね、雇用を考えると今の時代ですからいろいろな資格が必要になってきて、そういうふうな資格を得ることによっての就職の機会ですとか、収入の増とか拡大されていくのではないかなと思うのですが、ちょっと具体的な話で同じく社協関係のことで恐縮なのですが、ホームヘルパーの昔2級、今、初任者研修と言われているようですけれども、それなんかは前にやっていたのが今は実施されていないのですが、お話を聞くところによるとカリキュラムのほう大幅に難しくなって、大樹町のそういうふうな枠の中では応えきれなくてできないのだというようなことはちょっと調査といいますか、お聞きはしているのですが、そこら辺の資格をもらえるような、得られるようなこと、例えば今は具体的にはホームヘルパーの養成講座のことですけれども、そこら辺などの実施などの復活などはお考えでないのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま新たな雇用を生み出すためには資格の取得も必要だということで、過去、大樹町でやっておりましたホームヘルパーの講習等の復活といいたいまいしょうか、そういう部分でのご質問をいただきました。

議員もご承知のとおり、過去、大樹町でホームヘルパーの研修制度を町内で実施をして、多くの方が資格を得たということの過去がございます。ただ、制度が変わって大樹町で実施ができない状況にあるということで、帯広市での実施に向けて町民の方がそれに受講できるような体制を進めていたところでもあります。

まだまだ具体的な形にはなってございませんが、新年度に向けて介護初任者の研修を大樹町でできないかというところの今、検討を進めているところであります。

介護職員の初任者研修ということで、大樹町内で多くの方々に、町民も含めて受講いただければなという思いもありますので、今現在、新年度、予算も必要な部分もございますので、最終的には予算をお認めいただかなければなりません、その準備といたしましてご相談をさせていただいているところであります。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

初任者研修も新聞によりますと広尾町で実施されているやに新聞で見ました。ですから、もともと大樹がホームヘルパー2級講座も大樹がスタートして広尾がそれにとりうふうなことで、そんなにハードルは高くないのではないかなというふうな認知なのですが、これはまた町長さん今、非常に前向きなことでのご答弁をいただきましたので、よくできるかできないか、内部的なことは検討いただきたいと思います。

それから、これは本当に老婆心というか、老婆心に近いのですが、雪印さんでは何か今度、限定社員さんというか、何か地域限定社員のようなことも考えているのだよということでお聞きして、やってないところはないので、やれないことはないのかもしれませんが、例えば新規職員3人、大樹町で採用するときには1人は地域限定というか、働く場所の限定でなくて、採用の限定で、例えば大樹町のお子さんを例えば採用枠をつくれば、その若者が大樹で就職することによってお父さん、お母さんとか、おじいちゃん、おばあちゃんも何があっても大樹から出ていくような、そういうふうなことのないような、そういうふうな辺地にもなるのではないかなと思うのです。

今は町村会の試験でそういうふうな採用の仕方をとっていますけれども、具体的な地元の方をそのようなことも可能性があればご検討をいただきたいなというふうに思っているのですが、そこら辺はいかがですか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま町内の民間機関が限定社員というような形で地元の雇用を……(発言する者あり)それに関連して大樹町が採用しております職員の採用の関係で町内枠を設けてはどうかというご質問をいただきました。

議員もご承知のとおり、今現在、町の一般事務職については、基本的には十勝町村会が実施をしております統一試験で採用するというので進んでおりますし、その部分については今後も優秀な人材をしっかりと確保していくという部分では、その統一試験というものは今後も尊重していかなければならないというふうに思っております。

統一試験の中で地元の学生、生徒が応募をいただいた中で大樹町に2次試験、3次試験で応募をいただければ、その中から優秀な人材を確保していくというスタンスで今後も望んでいきたいと思っております。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

今のもちょっとすみません、町村失念しましたけれども、そのように採用している町村もあることは申し添えます。

それから、これは最後にします。いろいろ地元で働いていただく方でやはり若者の方、個

別の企業の方は、僕はそれは言えませんが、どうしても資格を持つことによって、例えば大型のショベルだとか、大型のトラックなどの免許は何というのかわかりませんが、またはそのほかの通信教育で資格を取るとか、そういうふうなことも応援することによっても大樹町が魅力のある、若者にとって魅力のある働く場所だというふうに認知いただけることではないかなというふうに思っておりますけれども、そういうふうな資格の取得に対する町として応援などのことについてはいかがお考えでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、雇用の拡大、または就職の部分での資格取得に対する応援をというご意見をいただきました。

大樹高校では、各種検定授業、またはいろいろな部分、パソコンでありますとか、そういう部分の操作の関係の検定に関するご支援をさせていただいております。高校生が就職するに当たっての有利な部分になるのであれば、そういう部分で応援、支援もさせていただいておりますし、今後も継続をしていきたいというふうに思っております。

いかにせん、一般の社会人に対してそういう部分については、基本的には資格についてはご自身でお取りになるということが肝要かなというふうに思っておりますので、今のところ一般社会人に対しての資格取得に対する支援については、今のところについては考えがないということでお答えをさせていただきます。

○議 長

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

ありがとうございました。

以上で、終わらせていただきます。

○議 長

休憩します。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

○議 長

会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、10番阿部良富君。

○阿部良富議員

質問の前に先月、私のところでいろいろと皆さんにお世話になりましたこと、厚くお礼申

し上げます。大変、ありがとうございました。

それでは、一般質問に行きます。

まず一つ目、シカの奨励金廃止についてです。国は今年奨励金の廃止を打ち切りましたが、これは個体数が減ったと見たのか、それとも食害が減ったと見たのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。お願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

それでは、阿部議員ご質問のシカの捕獲奨励金廃止についてお答えをいたします。

平成26年度の町内におけるシカによる農作物被害額は5,673万3千円に上り、シカなどの鳥獣による農作物被害は、依然として大変深刻な状況となっております。

収穫直前の農作物が被害に遭い、営農意欲をそがれるなど早急に対策を強化しなければならぬ喫緊の課題であると認識をしております。

国では、全国各地で野生鳥獣による被害が拡大していることを踏まえ、平成25年度から鳥獣被害防止緊急捕獲等対策として捕獲活動経費に対する支援を行っており、平成27年度において事業は継続されてはいるものの、国の予算額の縮減により補助金が減少している状況となっております。

今後、被害対策が円滑に取り組めるよう十分な予算の確保に向け関係機関と連携して北海道を通じて国に対し強く要望してまいりたいと思っております。

○議 長

阿部良富君。

○阿部良富議員

シカの問題については、被害、はっきり言って食害ですね。この大樹町を見ていると大半の畑はまず見えないのですシカ、ところが生花地区で今年200町デントコーンつくりました。周りの5列は全部、全滅です。中にはシカとかクマが入っております。

だから、私はこれもう少し奨励金を出して取ったほうがいいのではないかと思います、そのシカというのはお産時期にかけて保護区のあるところへ目指して来ます。私は今年5回会いました、6回目にぶつけられました。

だから、私はもう少し駆除、若い人たちを推奨してハンターになってもらうような施策も講じながら、そしてその捕獲したものはなかなか処理にみんな手を焼いています。

ここで、解体処理場を思い切っつけてつくって、第三セクターに運営を委託しながらやっていただいたらいいと思いますが、そこら辺の考えは。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

再度、シカの駆除の関係でご質問をいただきました。阿部議員も何かシカと接触してあば

らをけがされたということでもあります。

そういう部分を含めてシカの被害については地域差がかなりあるというふうにも思っておりますし、生花、晩成、または菟和地区の保護区のあり方にとっても農業者の皆様方から大きなご意見をいただいているところでもあります。

先ほども説明をさせていただきましたが、国の予算が限られているということで、本年度、私どもが計画で挙げた部分の約6割弱の補助金になったということで、8,000円の単価が頭数で割り返すと4,000何がしになってしまったということで、ハンターの方々にとっては国の支援が縮小したというふうな思いがあるというふうに思っております。

この部分については、今後も十分な予算を確保できるように、しっかりと国のほうに要望していきたいというふうに思っております。

また、この有害鳥獣の駆除につきましては猟友会にお力をお借りしているという現状にあります。猟友会の皆様、シカの有害鳥獣駆除を行うためにハンターの免許を取られたというふうには思っておりませんが、そういう方々にこの有害駆除の部分で大きな担い手となっていただいているということ、またハンターの皆様が高齢になってきているというふうなことも含めて、新たなハンターの育成については全道、どこの地域でも大きな課題かなというふうに思っております。

大樹町でもくくり罠についての免許取得に対する奨励事業を行ったりということで、少しでも、1人でも多くの方々に有害鳥獣に携わっていただけるような施策を講じておりますので、今後も含めてハンターの育成等、猟友会の皆様とも相談をさせていただきながらしっかりやっていきたいというふうに思っております。

シカを駆除した後の肉の処理という部分で処理場の三セクでの設置についてのご意見も過去にもいただいておりますし、本日の質問でも再度いただいたところでもあります。

町内民間でシカの駆除をしたものを肉の活用を進めているところもありますが、今後、シカの適切な駆除と、またはその資源としての活用の部分で大樹町として担える部分があれば検討していきたいというふうには思っておりますが、今現在、その部分に向けて計画が進んでいる状況にはないということをご了解をいただきたいと思います。

○議 長

阿部良富君。

○阿部良富議員

今、いろいろと答弁をいただきましたが、今、国の報告によりますと全国で700万頭のシカがいるそうです。シカというのは10頭取って腹を割ると不妊はいません、ほとんど妊娠しております。だから10%の、7万頭生んだら7万頭生きているということです。だから、何とか対策を打っていただきたいと思うのが本音なのです。

やはり、私さっきも言ったけれども生花地区には投げておけばオジロワシからタカからキツネ、いろいろなものが来て大体2日でなくなります。

ところが、こちらの方に来るとなかなかそういうものがないので1週間畑置いたら、変

にやると機械に巻き込まれます。だから私は、やはり解体処理が急務だと思っておりますので、そこら辺は何とかよろしくをお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今、議員ご指摘のとおり、全国的に多数のシカがいるということ、またここ10年で北海道におけるシカの被害が道東が中心だったものが道央、道南まで広がっているという状況にあるというのは私も認識をしているところであります。

幸い、ここ2、3年の傾向では被害が減少してきている、またはそれに伴ってシカの頭数も増加がある程度抑えられてきたのではないかという部分、国が取り組んでおりましたこの対策事業の効果も少なからずあるというふうに思っておりますので、まずは駆除をしっかりとやっていくということが必要なというふうに思っております。

議員お住まいの生花地区には春先にはマガンが到来するというようなことで、マガンでの食害の影響も私も農林課にいたときから実際に現地に入って見てきているということで、そういう部分では多様な自然がある地域であるということ、それに伴って鳥獣被害もどうしてもあるということも認識をしているところであります。

今後、大樹町で鳥獣被害の部分でどういうことができるかというところをまたご相談させていただきながら進めていきたいというふうに思っております。

残渣の肉の処分については時間との闘いという部分もあると思います。1時間程度の時間しかないというようなことで、どういう形で適正に処理ができる方法があるかということについても農林課を通じて猟友会の皆様とも意見交換をしていきたいと思っております。

○議 長

次の質問に移ってください。

○阿部良富議員

2点目に行きます。TPP対策について。

今回、採択になったTPPについては町及び道はどのような考えでいるのか、考えがあれば少しでもお伺いしたいし、また重要5品目と言われましたが、最終的には92品目となりました。ここら辺の今後の影響度はどのように考えておりますか、お伺いしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

阿部議員ご質問のTPP対策についてお答えをいたします。

政府においてはTPP協定の筋合意を受け、総合的なTPP関連政策大綱が11月25日に決定されました。今回の大綱においては今後とも合意内容について丁寧に説明をするとともに、特に農林水産物の重要品目について引き続き再生産が可能となるよう万全の措置を講じることが必要であるとの考えのもと、重要品目に関する経営安定対策の充実、酪農、畜

産や畑作、水産、林業など、各分野ごとの体質強化対策が盛り込まれるとともに、予算の確保、基金などの仕組みについて言及されております。

合意内容には、農林水産物については時間をかけて関税を削減するものや輸入枠増となるものがあり、地域の農林水産業への長期にわたるさまざまな影響が懸念されており、農林漁業者を初め地域における不安と懸念の声はいまだ払拭されておられません。

このため、こうした大きな不安や懸念を払拭するため、日本農業の方向などについて近いうちに講演会を町内で開催をしたいと考えております。

今後は、大綱に盛り込まれた内容について予算化や法整備などが確実に実行されるよう北海道、また十勝町村会とも連携して要望してまいりたいと考えております。

次に、重要5品目、これ以外のイカ、エビ、木材製品などへの影響ということですが、農林水産品の関税は8割が撤廃され、半数は発効と同時に関税撤廃となり、重要品目でも撤廃割合が3割に及び多くの関係者から将来に対する生産現場の不安の声が上がっております。

米、小豆などの重要5品目でも国産価格の下落が懸念をされ、関税収入の減少により生産基盤を支える補助金等の減少、また小麦の輸入価格が下がり国産小麦の価格も低下するということが懸念されております。

水産物については、関税の引き下げによる影響で豚肉や牛肉の価格が下がるという影響で魚の消費が落ち込むということが言われております。林産物についてはカラマツ、トドマツの合板や製材など、直接的に競合し、価格の低下や視野の縮小が懸念されております。

今後、影響を生じることとなった場合は、その影響を最小限にとどめる手だてが不可欠であり、万全の対策を着実に実行されるよう町村会などと連携して国に対し強く求めていきたいと考えております。

○議 長

阿部良富君。

○阿部良富議員

真丁な答弁ありがとうございます。

今、町長言われたように合板とか木材製品、即輸入関税撤廃、それとエビとかサーモン、関税即撤廃、豚肉においては482円が10年かけて50円にするとか、いろいろと細かいものが出ておりますが、やはり私はここまで来ると町とか道はもう少しここまでいったら国は援助するよという方針を打ち出してほしいのです。

今の農家の牛肉とか牛乳、農産物、大体もう精一杯なのですみんなやっているのは。これ下がることによって、はっきり言って農家潰れます。もう、はっきり言って大樹町の農業は規模拡大も限界にきております。

だから、何とか個人に対してこういうものを輸入されたらある程度どうするとか、こうすると、早目に今、政府はやっておられますけれども、政府がやっているのは自分らのもうけのためにやっているのであって人のことは考えておりません。だから何とか町とか道で

はっきりと農家の人たちを救済する措置を考えていただきたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回のTPPの合意を受けて、多くの産業、または経済に影響があるというふうに言われております。

その中で、例えば木材、合板の関係、林業の関係については大樹町が進めております木質バイオの取り組みで雇用をつくっていく、またそれぞれ所得を上げていくということが大切なことというふうに思っております。

水産物につきましても昨今、国際関係の中で漁場が狭まってくるというような影響も今後の漁業者にとって大きな影響があり、その上TPPの関係でさらなる打撃があるということに大きな懸念、心配があるというふうに思っております。

大樹町大宗漁業であります秋サケについて、また漁業者の皆様、また漁組等とも相談をさせていただいた上で資源が少しでも増えるような方策を町として講じていくことが肝要かなというふうに思っております。

ご質問のとおり町、または北海道で農業者の意欲がまたすぐわれないような意欲を持って農業を営農できるような施策を講じてほしいという思い、町としてもしっかり受けて進みたいというふうに思っております。

いかんせん今回、影響があるという部分で町がどういう対応ができるかという財政的な支援という部分では今今お話できるような内容がないというのが実態であります。酪農業にとって多様な経営体がある地域にあるということが地域のコミュニティーを守る意味でも必要だというふうに思っておりますし、今、酪農の生産規模では500トンクラス、中規模の酪農家をしっかり支援していくということが強く言われているところでもあります。

そういう部分で、その中規模の酪農家の経営を維持していくために町、または地元でどういう対応ができるかということも含めて検討して、支援を進めていくということが今、町にとって大切な項目であるというふうに思っております。

○議 長

阿部良富君。

○阿部良富議員

ありがとうございました。

いろいろな策を考えてくれるとは思いますが、はっきり言って道とか国は余り当てになりません。昨年、濃厚飼料が24%上がっているのですけれども、今年の秋口には来年の価格は0.9%引き下げると、上げるだけ上げておいて引き下げると、訳が違ふのだよね。せめて19%か20%引き下げるならいいといっても、0.9%といたら価格にも反映されないと思います。

今年も町長、新聞見て知っているとおりに、やはり新得の大きな肉牛屋さんが倒産いたしま

した。これは牛舎の投資とか、そういうものもありますけれども、やはり餌の高騰には勝てなかったと思います。

だから、今後はやはり先ほども言われましたように国に対してというか、やはり円高でこれだけ飼料が上がったら、それ以上は国が持つとか、そういういろいろな考えを打ち出して行っていただきたいと思います。

そして、農家の離農を食いとめるべき方法としてもう少し国は真剣に考えていただきたい。15年前ですか、農家個人に1週間の牛乳破棄命令が出ました。今後、もし牛乳が余ったらそうなる可能性があるのですよね。だから、早目に国は投げるのではなくて、何かいい方法を考えてほしいということは打ち出してほしいと思います。

余りしゃべってもしょうがないですから、町長の考えをよろしく願いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今後の大樹町農業のあり方についてのご質問をいただきました。北海道、国が当てにならないということで、大樹町もやはり当てにならないと言われてないようにしっかりやっていきたいというふうに思っております。

今、ご質問の中でありましたが生産基盤をしっかりつくっていくということは非常に大切だというふうに思っておりますし、餌の高騰という部分では需給飼料をしっかり自分たちで担うということ、そのためには草地基盤、またはデントコーン畑の生産基盤をしっかりつくっていくと、この地域で担っていくということも大切だというふうに思っております。

大樹町も幸いにして農業、または生乳の生産も100%を切るという状況になく、いまだ頑張っているということをご各農業者の皆様のご頑張りのたまものだというふうに思っておりますし、肉牛についても順調にきているということで、その部分についても敬意を表したいというふうに思っております。

今後も1次産業、全ての面で生産に携わる方、あらゆる業務に携わる方々が安心して営農、または経営を続けていけるような方策についてしっかりと関係者で協議をしながら進めていきたいというふうに思っております。

○議 長

続いて、2番齊藤徹君。

○齊藤徹議員

よろしく願いいたします。

先に通告いたしました今後の介護、子育て、地域支援について町側にお聞きしたいです。

大樹町では生産年齢、年少人口は長期にわたり減少傾向が続いております。一方、老年人口は生産年齢人口が順次老年期に入り、また平均寿命が伸びていることにより平成26年度の実績で65歳以上が約1,900名、後期高齢者率が54.4%の人口割合となっております。

それに伴い、要介護等の認定率が20.6%に達している状況にもあります。国の介護保険制度の見直しで平成29年度から要支援1、2、平成30年度からは要介護1、2それぞれが各自体へ独自の活動、取り組みに移行されると聞いております。

また、出生率も平成26年度は37名程度の落ち込み、平成25年度までは約50名近くまで以上に出生率が高かったのですけれども、今年度も50名は期待できない状況なのかなと思います。生産年齢人口の定着率の安定に向けて子育て支援の環境づくりが必要と考えます。

以上のことから、今後、大樹町において短期、中期、長期にわたる考え方と政策について、まず4点をお伺いいたします。

1点目ですけれども、今年度から介護保険料が月額5,800円の負担になり、今後、今の状況でいくと保険料の負担額はどうなっていくのか、また今回の27年から29年度の第6期の5,800円で推移した場合、第7期以降のどの時点でマイナスに転じていくのか。

2点目ですけれども、今後、介護、要支援1、2、要介護1、2の制度の改正に伴う地域支援、日常生活の大樹町としての政策と取り組みについてお聞きしたいです。

3点目ですけれども、出生数の減少の傾向の中、今年度から町立子ども認定園が移行し、保育事業の今後の町としての考え方、また子育て支援の環境整備、乳幼児から高卒までについて考え方お聞きしたいです。

4点目ですけれども、子ども認定園に伴い今年度から取り組んでいるファミリーサポート事業のこの4月以降の実績と、また今後の新たな事業展開、用途別、カテゴリー別に考えはあるのかお聞きしたいです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

齊藤議員ご質問の今後の介護、子育て地域支援についてお答えをいたします。

ご質問の1点目、今後の保険料負担額、どの時点でマイナスに転じるのかというご質問についてですが、町では平成27年度から平成29年度までの3カ年、第6期大樹町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を平成26年度末に策定をいたしました。

本計画では、3年間の介護サービス量の見込みと人口推計をもとに介護保険料の標準月額を5,800円としており、期間中はマイナスに転じないように試算をしております。

同様に、平成30年以降の保険料につきましても、第7期計画策定時に3年間必要とされる介護サービス量の見込みと人口推計によりマイナスに転じないように設定することとなります。

ご質問の2点目の地域支援の政策と取り組みについてお答えをいたします。

平成27年度の介護保険制度改正に伴い、介護予防、日常生活、総合事業が創設されました。制度の趣旨は介護予防の強化と介護人材の確保であります。介護予防の強化といたしましては、現在、月2回実施している生き生き健康クラブを拡充し、月4回の開催を検討して

おります。

また、介護人材の確保につきましては、掃除や洗濯等の専門職ではなくてもできる支援を町民の方々による有償ボランティアとして実施していただく方法を考えております。

要介護1、2における制度改革につきましては、現在、国において検討している段階と聞いており、第7期計画以降の対応になろうかと予測をしております。

ご質問の3点目の保育事業の今後の町としての考え方、子育て支援の環境整備についてお答えをいたします。

保育事業は本年4月から町立尾田保育所を認定こども園に移行し、11月末現在、29名の児童が入園しております。このうち、幼稚園部門には10名の児童が入園しており、認定こども園を開設した意義があったというふうに思っております。

また、来春、平成28年4月に向けて市街地にあります大樹福祉事業会の南北保育所も認定こども園への移行に向けて現在、準備を進めていただいているところでもあります。

学童保育所につきましては、11月末現在、83名の児童が入所しておりますが、今後、施設のあり方等を検討した上で小学校6年生までの受け入れを行っていく予定であります。

町内保育園や学童保育所への支援につきましては、地域の皆様や大樹高校生にスポーツや文化活動を指導していただいておりますので、今後とも地域の方々や関係機関等と連携し、幼児期から高校までの子どもたちの切れ目ない支援に取り組んでいきたいと考えております。

ご質問の4点目のファミリーサポート事業と今後の新たな事業の展開についてお答えをいたします。

この事業は、乳幼児や小学生等の児童を持つ子育て中の保護者、子育てが終わった方、そしてシルバー世代の方々などを会員として児童の預かりなどの援助を受けることを希望する方と、その援助を行う方に登録をしていただき、地域における総合援助活動を行うもので4月から新たに制度をスタートしております。

ただ、現在、協力会員の登録がいただけないということでファミリーサポート事業の実施には至っておりませんが、地域全体で子育て支援をしていくことが今後のまちづくりにおいても大変重要だと思っておりますので、本事業の周知も含めて住民の皆様と理解と協力をいただくよう努めてまいりたいと考えております。

今後の新たな事業展開につきましては、子ども子育て支援会議においてご意見をいただきながら子育て家庭等のニーズに沿った事業に取り組んでいきたいと考えております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

大変、答弁ありがとうございます。

まず、子育て支援について2、3点お伺いしたいのですけれども、4月から始まりました子育て支援、ファミリーサポートの関係ですけれども、4月の段階ではまず一歩目、園児の

送迎からスタートしたのですけれども、協力者、でも今の答弁の中では協力会員がなく実施には至っていないと、でも町長には強い思いがありまして、子育て家庭等のニーズに沿った事業に取り組んでいきたいと強い答弁をいただいたのですけれども、これも地域性だとか、風土性といった観点からなかなか厳しい状況に置かれているのかなとは推察しています。

でも、やはり今後、地域における総合援助活動は少なからずこれから必要となってくると思うのです。将来に向けて、町長、今の思いの中でどのような事業を用途別だとか、カテゴリーだとかいろいろあるのですけれども、いろいろなファミリーサポートが考えられるのですけれども、今、町長の思いの中でどういう考えをお持ちなのかお聞きしたいです。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま子育て支援、その中でもファミリーサポートの今後の展開、どういうものを私として思いがあるかというご質問をいただきました。

この春から、ファミリーサポート事業、町として制度化をさせていただきました。その中で、尾田に開設をいたしました認定こども園に対する子どもの送迎事業についてもシステムをつくった上で実施に向けて検討してきたところでもあります。

いかんせん4月の段階ではサービスを提供していただける会員の他の登録がなかったと、また新たな認定こども園でのスタートということもありまして、親御さんでそれぞれ子どもについては送迎をするというような形でスタートをしております。

外、ご覧のとおり降雪でこれから厳寒期、非常に厳しい時期を迎えるということでもあります。町の保育を担う担当者と尾田の認定こども園に通う親御さんとの定期的な介護協議の場を持っております。今までに4回の打ち合わせをした中で、ファミリーサポート事業での子どもたちの送迎についての要望も少なからずあるというふう聞いております。その実現に向けて会員登録をいただける方の掘り起こしであるとか、ご依頼についても担当者を通じて今現在、行っているところであります。

協力いただける会員の方が登録をいただいて、子どもの送迎事業がファミリーサポートの事業としてやれるという段階になれば、親御さんたちの幾らかでも安心・安全な部分、お気持ちも含めてあるかなというふうに思っておりますので、今現在、鋭意その実現に向けて担当者と関係者が協議をしているところでもあります。

また、ファミリーサポート事業の大きな役割として、私はぜひシルバー世代の方々に子育てに関係して、その経験、またはお手数をお借りしたい、使っていただきたいという思いがあります。

シルバー世代、もう既に自分のお子様は成長され、またお孫さんの面倒を見ているという方々もいらっしゃるし、そういう方々にお一人でも多くの方々に会員としてご登録をいただいて、例えばサラリーマンとして大樹町に今、住んで、近くに親御さんがいないというような若いお母様方の支援の子育ての手助けになるような、そういう形でこのファミリー

サポート事業が運営できればなという思いを強く持っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今、町長の答弁の中でシルバー世代にお願いしたいと、これは多分、今後これから日常生活総合支援事業の中にも一つは盛り込んでいけるのではないかなと思うのですが、それもちょっとこれから介護制度の中に考えていただきたいと思います。

それで、4月から子ども認定園が開設したりしているのですけれども、町の中の法人事業者も4月から移行するような傾向なのですけれども、これから出生率から見るとなかなか園児が減ってくるのではないかと、そういった中で例えば法人所の施設の老朽化だとか、ただ今、学童保育所の仮で移設をして運営しているのですけれども、今後は6年生を対象にするのですけれども、その施設改修を含めた中で、町としての保育事業の5年先、10年先、幼児人口が減っていく中で、こういった形でシミュレーション構想を今の段階で描いているのか、そうしないと次の一歩がいかないと思うのですけれども、今、町長の将来のシミュレーション構想があるのであれば教えていただきたい。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、先ほどファミリーサポートの関係でシルバー世代に大きな期待をしているという答弁をさせていただきました。議員ご指摘のとおり、日常生活支援という部分で新たな取り組みを進めていかなければならないという部分では、その役割を私も元気なシルバー世代の皆様を期待をしているところでもありますので、その部分も私の思いとしてつけ加えさせていただきますと思います。

町の法人にお願いをしております保育業務であります。法人側も鋭意、来春の認定こども園化に向けてご準備をいただいておりますことを私、本当に嬉しく、また頼もしく思っているところでもあります。

今後、ご指摘のとおり子どもの数が減っていくということはやむを得ないという部分がありますので、現在、北と南で行っている保育園のあり方については、今後、法人のほうともしっかりと相談をしていきたいというふうに思っております。

議員もご指摘のとおり、施設については老朽化、また狭隘化があるというふうに思っております。法人も具体的な用途はありませんが、いずれ一つに集約するという思いは正式には確認をしておりますが、お持ちだというふうには私も思っておりますし、そういう認識でおります。

そういう段階で法人にお願いしている町の保育行政を保育をどうやってやっていくかという部分で、ハード的な部分についてはしっかりと相談をさせていただきたいというふうに思っております。

ご指摘の5年後、10年後を見越してのシミュレーション、または施設のあり方等について今現在、具体的に何年後にこうだということをお示しできるものはありませんが、今後、法人も新たな認定こども園という保育をスタートしていただくということに来春なりますので、それ以降、また法人側とも協議を重ねて大樹町の市街地での保育のあり方については検討していくということで答弁をさせていただきたい思います。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、本当はきちんと総合計画に基づいてシミュレーションを持っていただくと民間企業もそれに沿って運営しやすいのかなと思いますけれども、ぜひこの辺は期待したいと思います。

それでは、次に介護保険の関係でお聞きしたいのですけれども、いろいろ答弁の中で第6期計画では標準価格5,800円としており、期間中はマイナスに転じないようにしていくのだよと、でも30年以降は同様に30年以降の保険については第7期の福祉計画の中でマイナスに転じないように人口推計だとか、介護サービス量を見込んでマイナスに転じないように設定するのだというのですけれども、大樹町の人口推計からいくと29年度では高齢者率が2.1ポイント上がって29年度になると56.9%まで上がるのです。認定率も1.9ポイント増で2.45、例えばこのまま現行の保険料でいくと確実にマイナスに転じるのです。

そうすると、また第7期では保険料は上げていかなければならないのです。これは、大樹町だけではなく、全国的にそうなのですけれども、それで今後、いかにその認定率を抑え、元気な年寄りを繰り出すかという施策で介護予防の効果がいかに高めるのか、また限られた人材をいかに友好に活用するかということを経営の各自治体で取り組むというのが国で出した介護予防と日常生活支援総合事業のガイドラインが創設されたのではないかと思います。

それでは、今、現行の通所介護、訪問介護は新しい制度によってどう変わるのか、簡単でいいですからちょっとお願いします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、介護事業に関するご質問をいただきました。

先ほど、私も答弁の中で説明をさせていただきましたが、介護保険料第6期については5,800円ということで、標準的な部分ではありますが前期に比べて、第5期に比べて1,000円のアップということでもあります。

答弁の中でも説明をいたしましたが、今後3年間で必要とされる介護サービスの見込み、または人口推計等で介護保険を保険料を担っていただける人口の皆様の方々の人口の推移

等も含めて、この第6期については1,000円アップという形になってございます。

この中で、この5,800円という標準的な保険料を定めるに当たって基金も220万円程度の取り崩しをしているという状況にあります。このまま計画どおりにいったということで3年間についてはこの金額を維持できるということでもあります。

この第6期の介護保険計画を策定するに当たって、委員さんで構成する委員会で内容等についてご議論をいただいております。その中で、委員の皆様から多く寄せられたご意見はぜひ3年後に介護保険を適用して、サービスを受ける方々の増加を食いとめる施策を町として講じてほしいということが強く出されておりましたし、私もその部分が非常に大樹町の介護保険料、また介護事業を円滑に進めていく上で必要不可欠であるというふうに思っております。

皆様が少しでも長く元気で暮らせると、そういうことがこの介護事業の円滑な事業の運営に資するというふうに思っておりますので、そういう部分を含めて今、原課を通じて明年度の中で、事業の中でどういうことができるかということを鋭意検討しているところでもあります。

事業内容が固まり、または必要な予算等がある程度、目途がついた段階で予算に計上させていただいて、新年度予算の中に事業を盛り込んでいきたいというふうに考えております。

繰り返しになりますが、ぜひ高齢者の皆様が元気に健やかに元気で暮らせるような、そういう施策をできればというふうに思っているところでもありますし、第7期の介護保険の計画樹立までに幾らかでもそういう部分で新たに介護保険の適用を受ける、認定を受ける、町民の皆様の発生を抑制できるような、そういう施策を来年以降、講じていければなということでも今、検討しているところでもあります。

通所介護、または訪問介護の内容については申し訳ありません、担当のほうから説明させていただきます。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

ご質問の介護予防日常生活支援総合事業のガイドラインにおける通所介護、訪問介護事業の介護別の詳細ですが、国では新たに要支援1、2の方を介護給付費から移行し、日常生活支援総合事業として実施する予定になっております。

これは、訪問介護や通所介護のうち、専門的な技術等が必要な方については今までどおりの見直し事業としてサービスを提供する一方で、地域でもできるような例えば除雪とか、買い物とか、そういったものについては元気な高齢者の方にぜひ担っていただきたいというような考え方に基づいて創生された制度でございます。

以上でございます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

新しい事業の中で通所介護、訪問介護は支援を必要とするのは現行どおりで、ある程度、軽度なものについては地域に任せるのだよと、そういったことで訪問型サービスと通所型サービスということで、多様なサービスが出ているというのですけれども、そういった新たな展開をしていく中で、それを介護予防を担い手とするコーディネーター及びどこが企業体となって進めていくのか。

例えば、今、大樹町に置かれているのは、例えば包括支援センターだとか、社会福祉協議会、それとも地域にたどった住民行政等の共同化だとか、いやいや違うのだと、ある程度の意志、理解のある人が集まってNPO法人を立てて、それに共同体を移管していくのだと、そういったいろいろな考え方あるのですけれども、協議会の設置運営によっては平成28年度の事業とか予算には影響しているのですか、影響してくると思うのです、これから。

その辺、運営主体はどうしていくのか、協議主体、その辺ちょっと、28年度以降どうしていくのかお聞きしたいのですけれども。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今後の新たな町としての取り組みの内容でのご質問をいただいたと思います。

ご指摘のとおり、包括支援センターでありますとか、社協の役割が非常に大きくなっていくというふうに思っております、今現在、担当のほうで社協のあり方、または人員の、スタッフのどういうふうな形でやっていくかということも含めて、鋭意、今、打ち合わせを協議中であります。

詳しい詳細については私、まだ詳しいところまでは報告はいただいておりますが、上がっておりますが、鋭意、今検討を進めているところでもあります。

また、新たな事業を進めるに当たって情報の入手も進めておまして、担当のほうで北海道内よりも先進的であるというようなことも含めて、福島の先進地まで内容、どういう事業を取り組んでいるかということも情報として現地に行って担当の方からお話を聞き、または実際にそのサービスの中身も視察をしてきたということでもあります。

今後、このあり方にとって、大樹町にとってどういうあり方がいいか、または包括支援センター、社協、または民間の方々の連携が非常に重要となるというふうに思っておりますので、そういう部分でしっかりと連携協議をしながら進めていきたいと思っております。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

多分、今の町長の答弁では社会福祉協議会が協議会となって進めていくのかなと思うのですけれども、そればかりではなく老人会とか老人クラブだとかありまして、そういった住民行政等の協働型というか、協力いただけるところはそうやっていただけるような、並行して

歩けるような協議体ですか、組織運営というのをこれから考えていただきたいと思うのです。

それで今、もう一つは生活支援総合事業の中でもう一つの目玉は団塊の世代、75歳以上になるのが2025年をめぐりに住みなれた地域で人生を最期まで続けることといった地域包括ケアシステムの姿の構築がこれから求められてくるのですけれども、例えば75歳までの元気な高齢者が社会参加を促していくことがこれからは掘り起こし、いかに社会に参加してもらおうということが大事だと思うのです。

それでどうしていくかということになりますと、新たな事業を掘り起こすといったら大変なことなので、今の既存の事業の中で例えば地域サロンだとか、寿大学、例えばゲートボールだとか、いきいき健康クラブ、2回から4回に増やすのだよと町長の答弁があったのですけれども、また、文化教室等に積極的に参加できるような、例えばラリーポイント制を開設して、ある程度、点数がたまると特典を与えて、そしてまた意欲を燃やして年寄りがどんどん社会に出るような、そういう仕組みづくりがこれから必要と考えるのですけれども、それは町の工夫というか、事業の取り組みはこれからののか、ちょっとお聞かせください。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま、今後、団塊の世代が高齢化をしていくということで、今後10年ぐらいで大樹の高齢者率がピークになるということでもあります。

私もその点については町としてしっかり対応していかなければならないというふうに思っております、今、議員がご質問の中でもありましたが、新年度に向けて1人でも多くの方々が元気で、まずは家に閉じこもらないで出てきていただくと、街なかに足を運んでいただくというようなことで、先ほども答弁の中でも答弁させていただきましたが、いきいき健康クラブの回数の増というところも重ねて、今、ご指摘のありましたとおりポイント制という形でポイントを付与して、そのポイントを貯めるという目的も含めて足を運んでいただくような取り組みを鋭意、今、検討しているところでもあります。

今、まだその形について具体的にこうですというようなことにはまだ、完成形まで至っておりませんが、ぜひ新年度、そういう部分で事業化ができるように、時間が余りありませんが多くの方々、高齢者の方々のご意見も伺いながら進めているということで経過ではありますが報告させていただきたいと思えます。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、これは1人でも多く社会に参加することによって認知症対策にもなりますので、ぜひ実現に向けて事業で取り組んでいただきたいなと思えます。

今の質問は高齢者向けでしたけれども、最後に次の次世代を担う児童生徒の関係について

ちょっと最後聞きたいのですけれども、5年先、10年先を見据えた中で、今、中学校、高校において地域の特性にある教育が今、教育の中では求められてきているのですけれども、特に生徒にも介護、地域支援の必要性、知識、認識がこれからは定着していかなければならないと思っているのです。

例えば実現すれば、高校生と一緒に取り組む例えば介護認定の講習会、研修会、初任者研修、また認知症に対する理解と予防といったそういった開設、学校現場でいえば介護教育、次世代教育といった将来の担い手育成を含めた教育手段がこれからは必要だと思っているのですけれども、その辺、町側の考えはいかがでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

児童生徒に関するご質問をいただきました。私も、先日行われました高校生議会で高校生の皆様に申し上げましたが、町の将来を担う担い手は今の中高生であるというふうに思っておりますし、10年後、先ほどの話でもありますが、高齢化社会がピークを迎えるというときに、大樹町を支えていただけるのは中高生の皆様だというふうに思っております。

その中で、前段、同僚議員からもご質問の中で回答させていただきましたが、介護初任者の研修制度、新年度から計画を進めているところでもあります。新年度事業ということでもあります。実はその介護初任者の研修に大樹高校の生徒と一緒に受けていただけないかということで、まだ新たな予算がお認めいただけない段階ではありますが、学校のカリキュラム、この時期に学校のほうで策定に入るということで、学校の考え方も含めて今、事務段階で相談をさせていただいているところでもあります。

今現在の状況では、高校も高校の特色ある取り組みとして、ぜひそれは町としてやっていただけるなら取り組まさせていただきますという前向きなご答弁もいただいておりますし、研修の場所として高校生とともに大樹町民が一般の住民の方が共に研修を受けられるような場所の提供についても前向きなお考えをいただいているところでもあります。

新年度に向けて必要な形が整い、また予算がお認めいただければ介護初任者の研修事業については町民と高校生が同じ場所で研修を受けるといったような場をつくっていただければなというところで、今現在、検討を進めているところでもあります。

また、認知症についても高齢者の方々、少なからず認知症にかかわるというようなことが言われております。大樹町の中でも認知症のサポート体制をつくっていくということも大切だというふうに思っておりますし、認知症に対する理解を深めるという意味でも、認知症のサポーター研修にも鋭意取り組んでいきたいというふうに新年度に向けて思っているところでもあります。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

今、町長のほうから高校生も町民と一緒に初任者研修の実現に向けていきたいと、高校側も理解を得ているということなのですけれども、4月から実際、学校現場でやるとしたら、ある程度、予算事業、カリキュラムとあるのですが、その辺を具体的に進んではいるのでしょうか。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

介護初任者研修の関係で、その研修を担っていただくのは帯広にある民間の組織にお願いをするということで、広尾もそういう形で実施をしているということでもあります。

予算が絡むということで、今、予算編成の時期でもありますので、このぐらいの人数で、このぐらいの回数でやったらというようなところでのお見積もり等はいただいておりますし、近隣町村であります広尾等、日程はある程度、かぶせるというようなことで経費の削減も図れるかなというふうに思っております。

高校生を対象にやるということも大きな事業の目的でもありますので、通常の平日授業等があるというようなこともあって、夏季と冬季の休業期間を研修期間としてやれないかというところでの協議も進めているところでもあります。

いずれにしても、学校側の場の提供、またはこの事業、研修制度に対する理解をいただいた上で、ぜひ新年度、そういう形で町民、そして高校生の皆様含めて実施をしていきたいと思っているところでもあります。

○議 長

齊藤徹君。

○齊藤徹議員

ぜひ、次の次世代を担うためにも、これは実現に向けてぜひ強く町側も進めて事業を掘り起こしていただきたいと思えます。

長期の介護予防に向け、介護、医療、予防といった専門的サービスの前提として住まいとか、生活支援、福祉といった部分がこれから求められて、社会全体、大樹町全体で認知症の人々を支えるため介護サービスだけではなく、地域の自助、互助を最大限に活用できるような事業展開を期待いたしまして、これで一般質問を終わります。

○議 長

休憩します。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、11番柚原千秋君。

○柚原千秋議員

酒森町政になって初めて質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。また、先ほど同僚議員がTPP問題について質問されておりまして、多少ダブルところもあると思いますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

先に通告いたしました大樹町農業の担い手の現状と展望について、酒森町長にお尋ねいたします。

平成27年度JA大樹町の農業は豊作型の天候に恵まれ、加えて生産者のたゆまない努力によりまして、算出額は推定128億円の過去最高を見込まれ、その内訳は酪農が113%、肉牛は118%、畑作102%と大きく伸び率を上げました。

十勝全体でも3,000億円、これはこれだけでも府県のベストテンに入るのですけれども、改めてこの基幹産業である十勝農業の力強さ、たくましさを覚えるところであります。

さて、10月5日の関税撤廃が原則の環太平洋連携協定交渉が大筋合意されまして、国内農業対策にはばらまき等の批判を受けないように国際競争力の強化に重点を置くということであります。

そのような中で日本は30年来、これは農業だけでないのですけれども多くの業種で人手不足が続いてきたということでもあります。大樹町も例外に漏れず、高齢化と就業人口の減少であり、農業のIT化が進んでいても家族経営はおろか、法人経営全体であっても労働力の依存なくして経営の持続、成長も困難かと思われまふ。

人手不足は喫緊の課題ではないでしょうか。そこで、大樹町農業の担い手の現状と将来展望をどのように捉えておられるか、対策は考えておられるか町長にお伺ひいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

柚原議員の大樹町農業の担い手の現状と展望についてお答えをいたします。

農業を基幹産業とする本町の担い手の現状は、議員ご指摘のとおり農業就業者の離農や高齢化が年々増加の一途をたどり、我が町における農業の持続的な発展にも支障が生じ、また生産基盤であります農地を守る上でも大変深刻な問題につながるものと考えております。

こうした中、家族経営、法人経営体においても恒常的に労働力が不足しており、雇用労働対策が急務のため、農業雇用者を確保していくには多様な労働力の受け入れが必要であり、町内においても外国人農業研修生を受け入れすることにより、労働力不足を回避している現状と認識しております。

現在、町内ではベトナム、中国、フィリピンなどから研修生を受け入れておりますが、優秀な人材の確保、関係機関の連携とフォロー、良好なコミュニケーションを着実に実践していくことこそが農業経営体強化のための重要な選択肢の一つであると考えております。

一方、若手農業者の育成とともに農業者以外、農業以外からの人材を呼び込むための工夫として、農業法人などに雇用される形での就農、あるいは新規就農者の確保は緊急かつ重要な課題だと考えてもおります。

今後、農業の担い手を確保するためには若者や中高年の活用を積極的に図り、フリーターや団塊の世代等に農業に対する関心を高めてもらうことで意欲、能力のある多様な人材に農業を職業として選択してもらうことが重要であると考えており、関係機関と連携を図りながら大樹町の農業を守るため、今後も努めてまいりたいと考えております。

○議 長

柚原千秋君。

○柚原千秋議員

明春にかけて数戸、その健康上の理由とか、あるいは後継者等で離農を予定されているというふうに聞いております。時あたかもTPP交渉大筋合意と重なってしまして、農業に携わる同業の者として大変寂しく思いますし、明日は我が身かなというように不安にさいなまれるところでございます。

12月2日付の新聞の社説で、農林水産省がまとめた2015年の農林業センサスによりますと、2010年より5年間で減少が最も少ない十勝管内でも11.5%マイナスになったと、離農に依然として歯止めがかかりませんと、TPPが発効すればさらに農業現場を屈強に追い込む可能性があるかと警鐘を鳴らしているのです。

我が国の、これはテレビで見たのですが、最近テレビで見たことなのですが、我が国の農業就業人口に占める農林農業就業者数はたったの3.6%なのだそうです。それから、全国の全ての農業高校、この新卒就労者、たった5%しか就農しないと、非常にこの心細い限りであります。

TPP政策大綱の中でも攻めへの体質強化対策として、農業者の減少、高齢化が進む中、金融支援の充実や農地の大区画化、これは北海道には余り該当しないものと、ほぼ大区画化されていますから、今後の農業をけん引する優れた経営感覚を持つ担い手を育成支援するとあります。

農業経営体質、これは非常に今は歯止めがかからないということで減少しているのですが、逆に組織経営体、いわゆる法人、十勝では全道でも27.8%、2番目に大幅に伸びたということで、つまり国も経営等もグローバル化の中で家族経営が立ち行かなくなるということではないのかなというふうに私は思うわけであります。

第5期大樹町総合計画の中でも、地域農業を担う農業生産法人の育成を図るとあります。ところが家族経営のことについて余り触れてないような気がいたします。恐らく家族経営は減るでしょう。しかし、なくなることは私はないと思うのです。その辺、町長どのように捉えておられますか。

他産業も含めて人手が足りない、頼みの酪農ヘルパーも最近は何かなり手が減少しているのだというふうにも聞いております。そこで、私なりに考えているのですけれども、業務の

分業化、競合化が明確にしなければならない時期が来ているのかなというふうに私は思います。

例えば、乳牛の集団保育、それから育成センターの設置とか、あるいはコントラクター業者のさらなる普及、それから外国人労働者の常態化、窓口の一本化というのでしょうか、それから農業者以外の方でも、例えばほかの業種、漁業に携わっている方なのだけけれども、その仕事の暇な時期というのか、そういう時期私はあると思うのです。実際に私の知人の会社もぜひ使ってくれと言われて最近、採用したという話も聞いております。

それから、町長、先ほどからおっしゃっている団塊の世代とかフリーターだとか、中高年、シルバー、この私、家族経営の中でたまにこういう人がいるのですよ。ある年齢になった父親に、例えば作業牛扱いとかそういうところに来て、要らぬささめ入れないでくれと言って、構うなという息子もいるというふうには、いるようです。ところが、この中高年、我々はもう老年なのでしょうか、またこれが口はうるさいかもしれないけれども、目は届くのですよ。こういうことを大いにやはり、上手に年寄りを活用するとかというようなことは私は大事だと思いますけれども、今、言ったことで町長ひとつお考えを、どういうふうに捉えておられるかお聞きいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま柚原議員から再度の質問をいただきました。

十勝の農業の現状センサスという統計数字で示していただきました。11.5%の減少であるということ、農業という部分だけに限れば日本の優等生、先進地である十勝ですらそういう状況にあるということは、日本の農業の育成にとっても非常に懸念があるというふうにも私も思います。

そして、TPPが取り巻く状況、この先進地であります十勝にも大きな懸念と心配があるということ、これが全国的な規模であれば農業者に与える影響が非常に大きいものであるというふうに思っているところでもあります。

今後、大樹町の農業をどうしていくかということで私の思い、意見をということでもありました。先ほどの総合戦略の部分でも雇用をつくるという場面で農業のお話を少しさせていただきましたが、私、地域における農業の経営体、大樹町は法人経営ということで、特に酪農に対しては農協の指導もあります。地域に法人をつかって、そこが生産の核となって大樹町の農業、酪農を進めていくという現状があるというのも認識しておりますし、その方向も地域の農業を守る方策の一つであるというふうには思っております。

ただ、日ごろから申し上げておりますが、地域のコミュニティーであるとか、地域を守っていくという部分では私は多様な経営体、その中でも個人経営、個人的な、個人家族でやっている経営が大事だというふうには常々思っておりますし、そういう発言もさせていただいております。

酪農が大規模化していくという部分、また現在、先ほどもお話ししましたが500トンクラスの生産を上げている酪農家が600トンまで経営を上げていくと、経営規模を拡大していくということが大樹町の酪農、農業の発展のためには必要不可欠だというふうに思っております。

その中で労働力が減少していくということで、限られた労働力でその農業を維持していくためには議員もおっしゃるとおり農業の経営の中でアウトソーシングを入れていくと、いわゆる経営以外の、自分の経営以外に任せられる部分は他人に任せていくという形が必要だというふうに思っております。

大樹町も酪農家の発展のために町営で育成牧場を事業として経営しております。今まで、過去の歴史から見て大樹町の育成牧場が町内の酪農業の振興に寄与してきたということは大きなものがあるというふうに思っておりますが、今後、従前の形で育成牧場が推移していくのかどうかというのは、非常に頭数、預託の頭数の減少等も見ても難しいかなというふうに思っておりますし、育成牧場の新たな役割はあるのではないかなというふうな思いもしております。

ただ、大樹町の育成牧場を使ってあの光地園で保育を行うということの自然条件の厳しさ等を含めると非常に難しいかなというところもありまして、新たな町内の形で酪農の分業を図れるような、アウトソーシングを図れるような施設整備について農協とともに検討を進めていかなければならないというふうには私どもも、また農協のほうでも考えているところだなというふうに思っております。

コントラ事業についても今現在、建設業等の皆様がコントラのほうに参画をいただいて農作業の受委託を行っていただいております。建設業の方々にも農業、そして林業の現場の作業等に含めてもぜひその作業従事、そういう役割を担っていただくということが地元の経済、1次産業の振興に不可欠だというふうに思っております。

外国人の方々にも先ほど申し上げたとおり、数カ国の方が実際に大樹町で農業従事をしていただいております。今後も労働力という部分では必要な、また貴重な役割、人材かなというふうに思っておりますので、そういう部分でも大樹町で外国の方々が安心して農業に従事していけるような、そういう体制づくりを進めていくことが大切だと思っております。

○議長

柚原千秋君。

○柚原千秋議員

議長お願いがあるのですが、農業委員会会長もおられるので、大変失礼かと思うのですが、外国人労働者のことお聞きしたいなと思うのですが、よろしいでしょうか。

○議長

担い手の現状ということで、特に一本に絞って質問してください。よろしいです。

○柚原千秋議員

今、私、申し上げたように労働力不足、私の地域にも、それから中島の方に新しい法人が

立ち上がりました。

その中で、その構成員だけで運営というのは私はなかなか大変なのだと思います。それで、そこでやはり外部から労働力依存せざるを得ないのだと私は思うのですが、大変人手不足は否めないのです。

そこで、我が町も早くからそういうような、早くは韓国だとか中国だとかと行って、今だんだん下のほうに下がっていったような感じに受け取るのですが、今はベトナムとかと言っているのですが、そういうようなことでこれからは農協あたりの詳しい専門家というのでしょうか、職員あたりの専門職にしている人に聞くと避けられないと、その外国人労働の常態化は避けられないと、当然必要だよということで、先進的に、先駆的に進めておられるということで、あえてなのですが農業委員会長に取り組んでおられるので、その辺をちょっとお聞きしたいなと思っているのですが、ひとつよろしく願いいたします。

○議 長

鈴木農業委員会会長。

○鈴木農業委員会会長

今、外国人研修生のお話についてということで質問がありましたけれども、現状、大樹町におきましても現在でもベトナム、フィリピン、中国から41名ほどの研修生を受け入れております。

議員ご承知のとおり、全国的にも労働力不足の中で海外研修生の受け入れというのはある意味、必要であると私も思っております。ただ、海外研修生の方々、地域住民との交流等、安心して働ける環境、安心して働いてもらえる環境にするためには、地域住民との交流会等の開催というのも必要なことではないかなというふうに思っておりますので、今後、農協等に働きかけて、そういう機会もつくっていききたいなというふうに思っております。

○議 長

柚原千秋君。

○柚原千秋議員

会長、大変ありがとうございました。

質問を続けさせてもらうのですが、大樹町では100年農場、3戸の方が認定されているのでしょうか、されています。これ、私は町の誇りだと思うのです。これからは続出すると思います100年農場。

私、農村の散在する農村風景、景観というのですか。これは多面的な機能の一翼を担っていると思うのです。私はこういうの物を観るのがすごく好きなのです。

食料は安全保障のかなめでもありますし、その点、日本の国は生産履歴の提出が義務でありますから、安心して消費者に食べてもらえるというふうに思っておりますし、それは農業者の使命であるというふうにも思っております。

大樹町、人手が充足されれば、足りればどのぐらいまで大樹の農業生産額は伸びるのかなという、農協の融資の人に聞いてみました。そうすると、大樹町、意外と行政面積は広い

のだけれども、農地面積はびっくりするほどないのですよね。大体140億、10億ぐらいは増えるであろうと、今の土地利用型の経営形態でやってきますと、施設型利用とか何かいろいろ付加価値つけるかどうか知りませんが、そういうことでもあります。

それから、ということでTPP大筋合意をめぐって将来に不安を感じている農家はたくさんいると思います。私も心配しているのですが、要は将来にわたって農業を継続ができて、農家の所得の維持と向上が最も私は大切だと思うのです。

ちょっと古いことを言うのですが、戦国武将の武田信玄は、人は石垣、人は城と言っているのです。それぐらい人間を、働く人を大切にするという、町長この雇用問題、労働問題、これ農業ばかりではないですよ、大樹全般のことを私は申し上げたいと思うのですが、ぜひ関係機関と連携をして、大樹町の発展を私は強く願うわけでありましてけれども、そういうことを期待して、町長にたくさんご答弁いただきましたので、私は大樹町の発展を願って質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議 長

続いて、9番志民和義君。

○志民和義議員

先に通告をしておりました3点について、町長並びに教育長に質問をいたします。

まず、1点目に町長対してお伺いをいたします。インターネット回線、光回線のサービス拡大についてお伺いをいたします。

大樹町内の市街地については光回線のサービスが行われております。しかし、市街地から離れた集落、農村や漁村については整備されておられません。サービス拡大に向けて関係会社に求める考えはないかお伺いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

志民議員のインターネット光回線のサービス拡大についてお答えをいたします。

情報通信回線の高速化の状況ですが、市街地では一昨年の7月から光回線の利用が始まっておりますが、市街地区以外のサービスエリア拡大は利用人口が少ないこと、回線の敷設距離も長いことなど、採算性の面かにも早期実現は難しいとの見解が示されております。

一方、市街地から離れた集落や農村地域における情報通信環境の地域格差や通信速度が遅いことによる不便さを解消し、高速通信サービスの早期拡大を図る意味では光回線ではなく、無線通信によるエリア拡大が有効と考えております。

現在、LTEやワイマックスなど、比較的通信速度が速い無線通信サービスのエリアが拡大しており、ホームページなどで確認するとLTEは既に相川、拓進など一部地域を除いた区域をカバーしており、ワイマックスのエリアも拡大されつつあります。

LTEやワイマックスはデータ通信の制限量が設けられており、制限値を超えると通信速度が制限されるなどの課題もありますが、スマートフォンなど外部モデムとしてインターネット接続させるテザリングなどにより、パソコンでのインターネット利用も可能となります。

いずれにいたしましても、情報通信基盤は重要な社会資本と認識をしており、高度情報化の恩恵は広く享受されるべき考えておりますので、光回線などの有線に限らず、無線通信の環境整備についても引き続き情報の収集や提供、事業者等への早期整備の要請などに取り組んでいきたいと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

今、光回線では線をそのまま引っ張っていかなければならない、個々に。ただ、光回線の良さというのは言われるとおりに減衰することなくどこまで遠く離れてても通信速度が変わらないと、こういうことでは非常にいいものなのですが、なかなか農村地域、山村地域にあっては、また地域から離れた漁村地域にあっては非常に採算性の面と言われると非常に厳しいところで、今、その無線通信という、いわゆるワイヤレスブロードバンドの整備というのは、これまた一方で大事になってくるかなと、私もそう感じております。

この要望を受けてもずっと私も何年も前から受けているのですが、このワイヤレスブロードバンドってどうなのだというと、それはやはり光と比べると話にならないわけではないけれども、何とかなるけれども、やはり光のほうがいいと声なのですよね、それは全く私もそう思っております。自分自身も経験しておりますので、尾田地域に住んで大樹の街にも事務所を持っていますので、絶対大樹の街に来たほうが早いのですよ、はっきり言って。大樹来てやったほうが、それぐらい便利なのですが、そういってもそういう人ばかりではないので、ぜひ今の段階ではワイヤレスブロードバンドの整備というのですか、これはぜひしていただきたいと、要望していただきたいと思うのです。

これは、情報が制限されるというのは、一遍に無線ですから、要領が決まっているものから、その中にたくさん入っていると、当然制限していかないと、通っていかないとみんなだめになってしまうので、だめになるというか、みんなエラーになってしまうので、当然、会社のほうで制限するということが出てくるので、人の使っていないときになるべく使うということになるかと思えます。

そのようなことで、引き続きやっていただきたいと思えます。ただ、今、私は今回ちょっと調査に行ったのですけれども、その方はちょうどADSLの限界点、しかしこのLTEの限界点でもあるということで、どっちが早いかということでNTTにも来てもらったと、しかしどちらからかということADSLのほうがまだいいということになってADSLにしたと。まだ尾田市街から6キロほど離れた農家の若い人にも聞いてみました。時間帯によってADSLで何とかなるのだと、察して今、不自由を感じていないということなので、私はぜひこ

の限界点は4キロといいますけれども、ちょっと4キロ5キロあっても時間帯によって一時的にそういう不自由はあるかと思いますが、交換機ぜひ簡単ではないと思います、会社に要望しなければならないので、ぜひそのADSLでも要望していただきたいというふうに思います。

特に尾田地域にも大きな法人ができました、大きな事業所ですよ、やはり事業所これは大事なことです。それから晩成にもあります、晩成温泉もあります、浜大樹、それから旭浜、こういう石坂もそうですね、そういう地域ありますので、ぜひ整備に向けてやっていただきたいと。もちろん、いろいろなところから来る観光客だとか、これはもうWi-Fiとか整備してほしいということで、今のところWi-Fi、大樹の街中だけだものね、何となるのは。その点も大いに広げていっていただきたいと思いますが、再度お伺いたします。

○議長

酒森町長。

○酒森町長

インターネット環境の改善、または拡充、環境の改善については従前から議員からご質問をいただいているところでもあります。

先ほども市街地における光回線の利用の関係で答弁をさせていただきましたが、大樹町内の光回線化を図るに当たってどのぐらいのニーズがあるかというところを事前に調査をして光の回線が実現したという状況にあります。

幸いにして、市街地の部分については申し込みからそれ以上の方々が利用していただいているということで、事業者からもある程度、採算性のことも含めて効果があったというご意見をいただいております。

農村部地域においてのインターネット回線、インターネット環境の整備については、光については先ほどご説明したとおりなかなか状況は厳しいということで、無線環境の今後の制度、またはシステムがさらに進んでいくということで環境がさらに進むことを私も望んでいくところでもあります。

ADSLの部分については、また機会がありましたら関係するところに私からもぜひ拡大に向けて要望させていただきたいと思っております。

○議長

志民和義君。

○志民和義議員

わかりました。ぜひ、ひとつよろしく、ワイヤレスブロードバンドと併せてADSLについても要望お願いしたいと思います。

今、農村に住みたいという人いますので、これは私も2日ほど前に会って聞いてきましたが、やはり静かで景色が良くていいところなのだ、だから縁もゆかりもない地だけでもこちらに来たと、そして何よりも今、電気も電話もついていると、トイレも除雪もトイレは合併浄化層ですし、何の不自由もないと。道路は除雪もしてくれると、何の不自由もないの

だと、ただこの通信回線の一点が何とかしてもらいたいと、こういうことなのです。そういう熱い要望を受けておりますので、ぜひそれを要望していただきたいというふうに思っています、質問を終わりたいと思います。

次に行ってよろしいですか。

○議 長

次の質問に移ってください。

○志民和義議員

TPPの大筋合意問題について町長に質問をいたします。同僚議員からも先ほど出ておりましたが、TPPについてアメリカ、日本など12カ国が大筋合意したと、10月6日に政府が発表いたしました。

大筋合意の詳細は、国民や国会にも秘密のまま国会決議に反する譲歩をしたということですから。TPPは農業を初め、1次産業、関連産業、これらに大きな影響を受けてまいります。しかし、これで終わったのではなく、これから文書の精査、調印、そして何より日本の国会での批准、こういうことが待っております。

町長におかれましては協定の調印中止と国会での批准を行わないよう求めているかどうか、まだ間に合います。何より国会決議を守る、このことがもう守られていないと、守りますと言って守られてない、このことは大変重要な問題だというふうに考えておりますので、町長の考えをお伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

志民議員ご質問のTPP大筋合意についてお答えをいたします。

TPP交渉が大筋合意に至り、合意内容は重要5品目など大幅な輸入規制緩和措置が盛り込まれ、農業を含む1次産業、関連産業に大きな影響を及ぼすことが予想されます。

国に対してTPPが地域経済や国民生活に与える影響の分析を速やかに行うとともに、地域ごとに丁寧に説明を行うことが必要である、地域社会の持続的発展が図られるよう具体的、かつ万全の対策と予算の確保を講じるべきだと考えております。

また、議員から協定調印中止と国会での批准を行わないよう求めているかどうかと、国会決議を守ることを求めているかどうかのご指摘でございますが、今までTPPに対してはオール十勝として活動を行ってきた経過から、今後も十勝町村会、または十勝管内関係団体連絡協議会などと一体となって活動することが重要であると考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

町長も選挙公約、またその後の質問でもTPPに対しては断固反対と、こういうことだったので、その気持ちは引き続き変わっていないというふうに私も理解しております。

また、これに賛成だという農家の人たちもいませんよ、私も聞いて歩いて。そこで、今までオール十勝で本当にみんなでこれだけ大きな団体個人が要望してきたということで、これは私、今後とも大きな財産だというふうに考えております。この間の11月7日にも関係団体の連絡会議で決議をしておりますけれども、この団体もいろいろ中身は多少あっても、やはりまとまってやっ払いこうということで合意しているわけです。これは、いろいろ最近オール何とか、オール沖縄とか、オール十勝とか、オール北海道とか、やはりそういう一つの要望に向かっていろいろ党派を超えて、考え方を超えて一つにまとまっていくと、こういうことは私は大きな財産だというふうに考えておりますし、これからも私続くと思うのです、このことは。

ぜひ、町長におかれましても、その点について引き続き町村会に向けても頑張ってくださいと思いますが、何か同僚議員にも何か近いうちに何か集会ですか、何か開くとかからって聞いたのですが、そういうような取り組みもぜひ、私も前に求めたことがあったのですが、その点についてもまたぜひ頑張ってくださいと思います。

そのオール十勝で築き上げたこの財産、引き続き守っていただくように、町長に再度、お伺いいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

TPPに限らず、今、十勝は共通する課題についてはオール十勝で対応していこうという動きが非常に活発化になっております。TPPに限らず、地域でこの十勝にとって共通の課題があれば、それは共通の認識を持ってオール十勝で臨んでいきたいというふうにも思っております。

このTPPの関係については今、国がこれから日本の農業をどうしていこうかというところでいろいろな施策を発表しております。その方向性については、しかるべき段階で国のどういう方向に進んでいくのかということも含めて大樹の、または南十勝の農業者の方々、生産者の方々にお話できるような場面を今つくっていききたいなということで準備を進めているところであります。準備が整い次第、また広く皆様にお声をかけていただいて、多くの皆様にその場に参加をしていただいて、今後の方向、またそれぞれのご意見をお聞かせ願いたいと思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

ぜひ、ひとつその点で、オール十勝で頑張って、私たちも頑張りますのでどうぞよろしくお願いたします。なんたってこれは、細かくこの間、新聞に出ていたので、細かく見たらえらい不公平だね、農業に対しては5年後撤廃とか、即撤廃とか、2世代、3世代、100年農場と先ほどお話出たけれども、農業ってそうやって長い年月かけて築き上げたのに、

これから4年、5年でできるのと本当に言いたいぐらいなのですが、一方、自動車にあっては25年後とか30年後に撤廃とか、余りにも差があり過ぎると、そういうふうにも私も考えておりますので、ぜひオール十勝でこの地域産業、農林漁業を初めとした関連産業含めて、地域産業発展のためにオール十勝で要望を引き続きやっていただきたいと思います。

次に行ってよろしいでしょうか。

○議 長

次の質疑に移ってください。

○志民和義議員

浅井教育長に質問をいたします。

シベリア抑留の世界記憶遺産登録について伺います。

第2次大戦後、当時のソ連によって旧日本兵などシベリア地域などに抑留され、重労働を強いられましたが、今年10月10日、国連教育科学文化機関は世界の世界記憶遺産に登録したと発表いたしました。

そこで、次の点について伺います。

国連教育科学文化機関、いわゆるユネスコですが、この世界記憶遺産に登録されたシベリア抑留とは一体どんなことか。

二つ目に、大樹町内にもシベリア抑留を経験された方、また既に亡くなられた方のご遺族もおります。町民に対してシベリア抑留の実態について知らせる取り組みを行う考えはあるかお聞かせいただきたいと思います。

○議 長

浅井教育長。

○浅井教育長

志民議員のシベリア抑留の世界記憶遺産登録についてお答えいたします。

一つ目の国連教育科学文化機関、通称ユネスコの世界記憶遺産に登録されたシベリア抑留の内容に関するご質問についてでございますが、登録された内容は第2次世界大戦後、国内で最後まで多くの引揚者と遺骨を受け入れた京都府舞鶴市において引き揚げの史実を末永く後世に継承し、また、平和の尊さを多くの方に発信するために舞鶴引揚記念館で収蔵する引き揚げや抑留に関する資料をユネスコに申請しユネスコにおいて人類が長い間記憶して後世に伝える価値があるとされる記念物として世界の記憶遺産として登録されたもので、登録された物件は敗戦に伴いソ連領のシベリア地域に捕虜として長期に抑留された約60万人から80万人と言われる日本軍と民間人たちの抑留生活と日本、本国への引揚げの歴史を伝える日記、手紙、はがき類や抑留中に描かれた記録画など570点の資料となっております。

これらの資料には、過酷な抑留生活の間での出来事や故郷日本や家族を思う気持ちなどが書かれており、舞鶴への生還、1945年から1956年シベリア抑留等日本人の本国への引き揚げの記録として整理されているものでございます。

二つ目の町民に対してシベリア抑留の実態について知らせる取り組みに関するご質問に

ついてでございますが、登録された舞鶴市の記録の概要については既にホームページ等でも公表されていることや、シベリア抑留に関する書籍もこれまで多く出されており、現時点において教育委員会として改めて周知する予定はございませんが、社会教育関係団体などが行う学習活動において、歴史の学びや平和を考える機会でのテーマの一つになるものと考えております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

ご丁寧な私も知らないこともあったりして、この抑留された人数、60万から80万と、私も改めて57万人というのが厚生労働省の発表なのです。ところが事実は東京新聞では70万人とか80万人とかと出ていて、こういうことなので非常に大きな問題だなというふうに思っております。

そこで、もうちょっとここまで大切な社会教育の学習で大切なテーマだというふうにお考えになっているという理解はいたしました。もう一步踏み込んで、どうでしょうここで何かの機会が結構なのですが、そういう体験者もおります、もう高齢になってはいますが、できないとしたら何かそういうことを研究されている方をぜひ呼びして一度講演会などをやられてはどうでしょうか、私から提案いたしますがいかがでしょうか。

○議 長

浅井教育長。

○浅井教育長

再度のご提案でございますけれども、教育委員会では住民の方々の主体的な生涯学習の活動を推進するためにこれまで大樹町の文化協会との共催で生涯学習講座の開催、あるいは住民の自主学級の活動への支援、また高齢者の生きがいをづくりのための寿大学、こういった開講を行っております。

こうした活動の中で教養を深める講座、あるいは郷土を理解する講座など行われております。実際に戦争を体験した人の話を聞く活動、私も大いに意義あるものと考えますので、そういった事業の計画策定の中での提案することは可能と考えております。

いずれにしても、こうした内容についてはさまざまな捉え方がありますことや、戦後70年ということで体験した方々が高齢になっております。こういった講師の方々の確保の問題、あるいは住民の方々の学習ニーズなるかどうか、そういったことも踏まえながら今後、考えてまいりたいと思っております。

○議 長

志民和義君。

○志民和義議員

ぜひ検討いただきたいことを伝えて、質問を終わりたいと思います。

○議 長

休憩します。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時05分

○議 長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、1番船戸健二君。

○船戸健二議員

先に通告したとおり、冬期間の除排雪に関して1項目3点の質問をさせていただきたいと思えます。

除排雪相談窓口の開設の考えについて。前年度の除排雪に関しての町民からの相談、要望に対する今年度の対策について、大量降雪時における通勤、通学路等の生活道路の確保について、以上のことについて酒森町長にお伺いします。

○議 長

それでは、船戸議員初めての質問なので、その辺を踏まえて酒森町長お願いします。

○酒森町長

それでは、船戸議員ご質問の冬期間の除雪に関してお答えをさせていただきたいと思えます。

排雪の部分も含めて答弁をさせていただきます。

1点目の除雪相談窓口の開設の考えについてではありますが、町道の除雪方針につきましては例年12月に町広報紙への折り込みや行政区長会議などを通じて住民の皆様に周知をしており、住民や行政区長様からの要望や相談につきましても建設課が相談窓口として対応しているところでもあります。

また、除雪が困難な高齢者や障害者の方々につきましては、緊急時における避難路を確保するため、保健福祉課において除雪サービスなどの相談を受けておりますので、今後も例年同様の体制で相談窓口を設けたいと考えているところでもあります。

次に、2点目の前年度の除排雪に関しての町民からの相談、要望に対する今年度の対策についてであります。市街地については大雪の際の通勤、通学路の除雪方法や歩道の除雪、さらには凍結路面の対応等の相談、要望がありますので、今年度も引き続き緊急性や交差点の見通しなど、安全面や住民生活に支障がないよう除排雪対策を講じてまいりたいと思っております。

また、郡部においては市街地とは道路や住宅状況が異なりますので、個別の事情や行政区長などからの相談、要望にも対応していきたいと考えております。

このほか、除雪対象外路線につきましては、家畜飼料の運搬でありますとか、春先の融雪

剤散布など、要望に応じて例年対応しておりますので、新年度、年明けも含めて対応していきたいと思っております。

次に、3点目の大量降雪時における通勤、通学路等の生活路線の確保についてですが、基本的には通学路、生乳の搬出路、生活道路の1次路線を優先し、午前7時までに除雪を完了し、円滑な交通を確保することを進めております。

近年は、気象状況の変化もあり、想定外の大雪や厳冬期に雨が降るなど、異常気象の影響を受けておりますが、除雪作業につきましては雪の降り方や降る時間帯、さらに30センチ以上の大雪の場合は2回から3回程度の除雪出動となりますので、住民生活に支障を及ぼすこともあるかなというふうにも思っております。

今後も除排雪につきましては、町の除雪方針に基づき委託業者とも連携を図りながら冬期間における交通安全の確保や住民生活に支障のないような除排雪作業を実施をしまいたいと考えております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

例年、多くの相談、要望が寄せられていると思いますが、交通障害、交通事故の危険性が高いというような緊急的な重要な案件については早急な対応をしていただきたいと思えます。

特に交差点の隅に堆積される雪山は多くの町民の方から見通しが悪く危険なため、早目に排雪してほしいという声を聞きますので、歩行者の安全と車輛の事故防止を第一に考え対応していただきたいと思えます。

次に、高齢者、障害者、自力で除雪できない方が申請できる除雪サービス事業の利用者の前年度実績、実人数、今年度の申請者人数についてお聞きしたいと思います。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

今回の雨を伴うような大雪の場合、除雪、または道路上の排雪についても交通上の支障があったというふうにもお聞きをしておりますし、そういう部分についても国道、道道との絡みもありますが関係機関連携をとりながら鋭意、住民生活のご不便を感じないような対応については今年度も除排雪心がけていきたいというふうに思っております。

保健福祉課が行っております除雪サービスの内容については、担当から説明をいたさせます。

○議 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

昨年度の除雪サービスにつきましては、実利用人数といたしましては一月で一番多い月で

35人となっております。延べでいたしますと227人に対して除雪を行っております。

今年度、平成27年度の登録者数につきましては、昨日に1件また追加がありまして全部で42人というふうになっております。

以上でございます。

○議長 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

今後の除雪サービス事業の規定の緩和の考えについて伺いたと思います。

○議長 長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

除雪サービスの対象者につきましては、おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯、あるいは身体障害者手帳1級、2級を持っている世帯、あるいはこれらに準ずる世帯であって、町民税非課税の世帯、自力で除雪することが困難で、かつ親族から除雪の援助を受けることができないということを対象者ということにしております。

ここの拡大の部分につきましては、今のところこの人数で大体1シーズン40人程度というところでやっておりますが、この人数でも大分、委託をしております社会福祉協議会のほうでもなかなか手が回らないような状況もあるというふうに聞いております。

ただ、そういう世帯が今後、増えるということになれば、この除雪サービスでいかどうかということも含めて検討していかなければならないと思いますので、そういう点も含めて制度のあり方について検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

ありがとうございます。

では次に、大量降雪時の通勤、通学路等の生活道路の確保についてという質問に基本的には7時までには除雪を完了し、円滑な交通を確保するというお答えをいただきましたが、短時間にまとまった雪が降った場合のような非常時には現在の除雪体制と合わせ、個人の除雪を請け負っている業者には町道の除雪支援、歩道の除雪支援の要請をできるような体制等を検討してはどうかお聞きしたいと思います。

○議長 長

酒森町長。

○酒森町長

30センチを越すような降雪の場合の除雪につきましては、先の高校生議会でも議員からご指摘をいただいているところでもあります。

その中で、歩道用の除雪については歩道用のロータリー車を更新したということで、性能のアップも含めて去年よりは早い段階で支障を解除したいという思いで除雪をさせていただこうかなと思っております。

いかにせん、作業機の関係で全ての道路が7時までに完全に空くというような状況は雪の量によってはなかなか実現できないというふうにも思っております。

今後、通学路等の安全を確保するという意味でどういう体制をつくっていくことがいいかは除雪をお願いをしている委託先の業者さんともちょっと相談をしていきたいというふうに思っております。

今年度も子どもたちの安全を確保するということも含めて、通学路の除排雪については支障のないような対応をとっていければなというふうに思っております。

○議 長

船戸健二君。

○船戸健二議員

今後、関係機関と協議を重ね非常時の体制強化について十分な検討をしていただきたいと思えます。

町民が安心で安全な生活を送るためにも現在の除排雪体制の維持、整備を強化し、除雪サービス事業を推進し、町民の期待に応えていっていただきたいということを最後に一般質問を終わりたいと思えます。

○議 長

続いて、8番安田清之君。

○安田清之議員

先に通告いたしました、利子補給について質問をさせていただきます。

利子補給の給付額についてはそれぞれ日本政策銀行、帯広信金、運転資金1,000万、設備資金3,000万と定められておられます。

年利が1.8を超えるものが補給されておりますが、今年の金融金利の低下傾向は1.0を超える時代に入ってきていると、利子補給については軽減策、どのような今後、利子補給をする上でどのようなお考えがあるかお聞きをしたいというふうに思えます。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

安田議員の中小企業融資資金、中小企業特別融資制度についてお答えをいたしたいと思えます。

町では、中小企業の振興、経営の合理化等を図るため二つの要綱により中小企業者に対する利子補給事業を行っております。

中小企業融資資金利子補給は、日本政策金融公庫から借り入れた資金について、中小企業特別融資利子補給は町が運用基金として預託した金額をもとに帯広信用金庫が設定した融

資枠から借り入れた資金についてそれぞれ年利1.8%を超える利率について5年間、利子補給をすることとしております。

議員の言われるようにバブル崩壊以来、景気低迷とデフレ傾向が続き、政府はゼロ金利政策など、経済対策を打ち出し、現在も低金利の状態が続いており、9月の長期プライムレートは1.10%となっております。

町の二つの利子補給のうち、金融公庫資金はおおむね1.35%から2.1%で、平成26年度の補給対象者は借り入れ6件のうち2件となっております。

特別融資は、平成26年度から開始した町の預託金と北海道信用保証協会への保証料の支払によりおおむね1.15%から1.50%の超低金利となっております。

町では、保証料の全額を補助しており、借り入れる方は実質金利のみの負担となっております。特別融資については、預託金制度を始めた平成26年度以降、利子補強が算定されない状況が続いております。町の預託金は現在9,000万円で3倍の2億7,000万円までの貸し付け枠となっておりますが、本年も借り入れ希望が多く、今回の補正予算で1,000万円の追加をお願いをさせていただいたところでもあります。

これにより、預託金の合計が1億円となり、貸付枠は3倍の3億円としたところではありますが、今後、借り入れ希望が貸付枠を超えるというような場合には3倍で設定している貸付枠を4倍とすることも検討していかなければと思っております。

3倍から4倍に変更した場合、借入金利率がおおむね0.2%程度上昇するので、この負担増分を含めて利子補給することも今後、考えてまいりたいと思っております。

運転資金、設備資金は商工業活性化の原動力でもありますので、商工会、また金融機関とも相談し、管内町村の状況も考慮しながら当町の中小企業の皆様に対する利子補給制度の充実を図ってまいりたいと思っております。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

町長、商工業の利子補給について充実を図りたいというお話をさせていただきました。

しかしながら、根本的に利子補給の金利の査定、仕方、金利の決め方等々を話し合わなければいけないのではないかなという気がするのであります。

しかしながら、今、金利、帯広信金含めて保証協会含めてやっていただいておりますが、もう現実的に借り入れのうちの2件しか該当しないということは、現実的にも金利が下回っているということになるのだらうというふうに思います。

そこで、ちょっと提案をさせていただきます。現実的に金利というのは会社ごとに違うものだというふうに思っております。ですから、幾らで借りても町が利子の何分の1とか、半分とか、3割とかといろいろ考え方があろうというふうに思います。そういう考え方で進んでいただくことが一番、商業者のためにはなるのではないかというふうに思います。

これだけの枠を持ちながら、現実的に保証協会付きといいますけれども、帯広信金は1割

しか負担をしないわけです。保証協会が万が一あったら全部やるわけですから、信金にこんなに預託があるのかなという思いも一つはあります。

それからもう一つ、どこの金融機関でも何でこれ2社なのかだけお聞かせをください。何のために金融公庫と信金だけなのか、商工業者は違う銀行からお借り入れをしているわけです、設備でも何でも。そこら辺の検討は町長としてどう思いになりますでしょうか、現実的に広尾から借りている方もおられるでしょうし、都市銀行といえますか、などからも借り入れを起こしているところがあるというふうに私は思っております。

そこら辺は考え方、今ちょっと言いましたけれども、金利幾らで借りても何%は利子補給するよと、他銀行から借りてきてもきちんと設備資金、早く言えば機械のきちんとしたものがついて、銀行の証明があればそれに対して出すよというぐらいの新しくなられた町長ですから、このぐらいの決断をしていただいてもありがたいかなと、これは予算決算で相当、僕、前の町長のときから言っているのです。だから協議は十分してくれているのだろうというふうに思っておりますので、1回だけ町長、私の今話した部分、ご検討いただけるかどうか、短くで結構ですのでよろしく願いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま安田議員からご質問をいただきました、大樹町の利子補給制度で対象としているのは金融公庫の資金、また町内にあります帯広信用金庫のほうに預託をして運用しております特別融資の利子補給制度ということでもあります。

金利については、従前から1.8%で、その超える部分について利子補給をさせていただいたということで、金融公庫資金のほうについては借り入れの6件のうち1.8%を超える部分については2件だったということもあって、26年度についてはその2件について利子補給をさせていただいたところでもあります。

信金で預託を行って実施をしております利子補給については、おおむね1.15から1.5という金利となっているということも含めて、金利の利子補給については発動されていないという状況で、保証料についてのみ利子補給をさせていただいているという状況にあります。

何で信金だけなのかということではありますが、地元にある唯一の金融機関であるということも含めて、帯広信金のほうに従前から預託をさせていただいていた経過があるというふうに思っております。

残念ながら、大樹町の財政がひっ迫したというようなこともあって、途中、その預託も取りやめたという時期がございましたが、平成26年度から中小企業の振興を図るために復活をさせて、今年度の補正でお認めいただいた額も含めて1億円の予算をそこに充てて、資金を運用しているという状況にあるということでもあります。

地元にある金融機関ということでの活用ということも含めて信金のほうで実施をさせて

いただいておりますので、今後についても帯広信金のほうで運用させていただければなというふうに思っております。

議員ご指摘のとおり、それぞれの自営業者、中小企業業者の方々で取り引きのある金融機関というのはそこに限らずということも承知をさせていただいております。ただ、大樹町が進める中小企業の融資に関する利子補給という部分では従前どおり、この公庫の部分と、また私どもが預託をさせていただいている町の運用基金として活用いただいている部分を中心として進めていくことが肝要かなというふうにも思っております。

金利のあり方については、従前から1.8ということで今現在も発動されていないような制度の構成になっているということは、今後、検討の余地があるかなというふうに思っておりますし、管内的な他の町村のこの利子補給制度のあり方についてもいろいろな形があるというふうにも担当のほうから聞いておりますので、今後、大樹町のこの利子補給制度が中小企業の皆様にとってさらに効率で安心できるような制度に、どういう形がいいかということについては今後検討を進めるということでご理解をいただきたいと思っております。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

一步譲って信金、公庫、これは町の考え方もあるので、これは一步私が出がったとして、今後考える、今後考えるといったら、これまたずっと考えてしまうです。ですから、町長余計なことは言わないよ、僕。28年度の予算にもう協議をさせていただいて、予算組ができるように、28年度から予算付けをするようなお考えをいただいて、やり方は物の考えがいろいろありますので、商工会、それから等々と協議をさせていただいて、どこら辺が適正なのか、商工業者のためにも原動力になっているのですよ、大変ありがたい資金であると認めておりますので、どうか利子補給の補給の仕方を借りた金額の何%、これが一番平等な貸し方、補給の仕方かなというほうに思っておりますので、28年度にどうかこの部分をお入れいただけるかどうか、ひとつお願いをいたします。

○議 長

酒森町長。

○酒森町長

新年度の予算にかかる部分ではありますが、信金に預託している運用の基金が1億円まで積み上がった状況にあります。枠として3億という枠がありますが、今年度の資金需要を見ますと、その3億という枠も足りなくなる可能性があるかなということで、その部分についての対応が必要だというふうに思っております。

4倍枠になった段階で金利が上がるということもありますので、そういう上がった部分の対応についてどうしていくか、また先ほど申し上げたとおり、1.8%の利子補給の金利負担の水準というのは今の情勢に即してどうなのかということも含めて、いろいろ検討した中で28年度の予算に反映できるものについては反映をさせていただきたいという

ふうに思っております。

○議 長

安田清之君。

○安田清之議員

町長、ちょっと切れ悪い。できるものでなくて、できるのですからこれ、簡単なのですよ。やっていただくということをお願いだけで結構でございますので、後は商工会等々の役員さんと十分お話をいただき、大樹の商店の活性化のためにお力を貸していただきたいなというふうに思いますので、それ以上は言いませんが、してくれるものと確信をしてやめます。

○議 長

これで、一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議 長

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

散会 午後 2時33分

平成27年第4回大樹町議会定例会会議録（第3号）

平成27年12月11日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 第1 会議録署名議員指名
- 第2 陳情第1号 TPP(環太平洋連携協定)交渉の大筋合意に関する陳情について
- 第3 委員会の閉会中の継続調査について

○出席議員（12名）

1番 船戸健二	2番 齊藤徹	3番 杉森俊行
4番 松本敏光	5番 西田輝樹	6番 菅敏範
7番 高橋英昭	8番 安田清之	9番 志民和義
10番 阿部良富	11番 柚原千秋	12番 鈴木千秋

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	酒森正人	副町長	布目幹雄
総務課長	松木義行	企画課長兼商工 観光課長兼地場 産品研究センター所長	黒川豊
町民課長兼 税務課長	林英也	保健福祉課長兼 南十勝子ども発 達支援センター 兼町立保育所長	村田修
農林水産課長兼 町営牧場長	瀬尾裕信	建設課長	小森力
水道課長兼 大樹下水終末 処理場長	鈴木敏明	会計管理者兼 出納課長	高橋教一
病院事務長	伊勢巖則	特別養護老人ホ ム所長兼老人デ ィサービスセンター所長	瀬尾さとみ

教 育 長	浅 井 真 介	学校教育課長兼 学校給食セン ター所長	吉 岡 信 弘
社会教育課長 兼 図 書 館 長	角 倉 和 博	農 業 委 員 会 長	鈴 木 正 喜
農 業 委 員 会 事 務 局 長	森 博 之	代 表 監 査 委 員	澤 尾 廣 美

○本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	山 下 次 男	係 長	鎌 塚 喜 代 美
---------	---------	-----	-----------

◎開議の宣告

○議長

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、

4番 松本敏光君

5番 西田輝樹君

6番 菅敏範君

を指名いたします。

◎日程第2 陳情第1号

○議長

日程第2 陳情第1号TPP(環太平洋連携協定)交渉の大筋合意に関する陳情についての件を議題といたします。

委員会における審査が終了しておりますので、委員会の報告を求めます。

経済常任委員長杉森俊行君。

○杉森俊行経済常任委員長

12月8日に本委員会に付託された、陳情第1号TPP(環太平洋連携協定)交渉の大筋合意に関する意見書について12月8日に委員会を開催し、審議をした結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

TPP交渉は、環太平洋連携協定の大筋合意を受け、管内ではブランド化を推進する十勝ブランド戦略推進協議会において、むしろTPPを武器とした安心・安全というところで生き残りを図るとして、十勝ブランドの確立に乗り出している。

大樹町議会は、先にTPPに関する陳情を採択し、政府に今後のTPP交渉について意見書を提出した経緯があり、調印中止と国家批准を行わない陳情は政府においても各種対応施策の対策が発表されている状況であることから、現実的な対策に向けた現行の活動が肝要と考え、本陳情書については全会一致で不採択すべきものと決定いたしました。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

○議長

審査の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

委員長に伺います。簡単な一言ですが、この審査の中で継続とか、趣旨採択とか、そういうことにしたほうがいいのではないかという意見は出ませんでしたか、その一言だけお伺いします。

○議 長

杉森俊行君。

○杉森俊行議員

そういう意見は出ませんでした。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

志民和義君。

○志民和義議員

ただいま提案されておりますT P Pに関する陳情について、陳情に賛成の立場で討論を行います。

T P P交渉については、いろいろ関係町村会、そして関係機関、第1次産業を初め関連産業、消費者団体、医療団体、そういうところからも一致して、オール十勝でこのT P P交渉には撤退の行動をとってまいりました。

昨日の酒森町長の答弁でも、今後ともオール十勝で取り組んでいくという答弁があり、また同僚議員2人からもT P P合意に対する不安の声、心配の声が一般質問でも出されるという状況になっております。

このT P P交渉に関しては、ちょっと時間をとらせていただきますが、その前にW T O協定、その前段になっておりますG A T Tウルグアイラウンド農業合意、これが大本になっております。この大本になっておりますG A T Tウルグアイラウンドの農業合意で主に三つの重大なことが決められております。

一つは米のみ強制輸入と言われておりますミニマムアクセス米、そして麦、酪農品についての強制輸入のカレントアクセス、そして二つ目が生産刺激的価格新政策の撤廃、そして三

つ目が貿易障壁となる食品添加物の規制基準の撤廃、この三つが合意されておりました、それに従って、その後、WTO協定、そして今回のTPPと進んできておりました、このTPPはそれらを全て飲み込んでしまう大変重大な農業関係ばかりでない、農林水産業の第1次産業に直接かかわる重大な問題となっております。

その中でも十勝は第1次産業に支えられたこの地域として、大きく発展してまいりまして、食料の受給率も1000%を超えると、こういう大変、農業関係では突出した優秀な地域として日本国中からも評価されているところでございます。

前置きが長くなりましたが、少なくとも私は今回の趣旨に、今回の陳情に対して趣旨採択ぐらいはすべきでなかったかなというふうに考えておりました、本陳情に賛成をいたします。

議員、職員の皆様の賛同を心からお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○議 長

次に、反対討論の発言を許します。

西田輝樹君。

○西田輝樹議員

TPP環太平洋連携協定交渉の大筋合意に関する陳情書について反対の立場で発言いたします。

12月8日に付託された本件は、経済常任委員長の報告のとおり、同じく反対であります。

理由は、先に大樹町議会でTPPに関する陳情を採択しており、政府に今後の対策についてTPP交渉にかかる意見書を提出した経緯があります。

現在は、調印中止と国家批准を行わないことへの行動よりは、政府に対して実のある対策を求めることが肝要と考えます。

現にマルキン、肉用牛肥育経営安定特別対策事業などにおいても、従前の赤字補填が8割から9割に増額されており、農業土木費などについても従来予算額への復活が農業団体より予算要求がされております。

このような現実的な活動により、TPPの悪影響を払拭することが大切と考え、陳情書に対して反対の意見を申し上げます。

○議 長

次に、賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議 長

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議 長

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、陳情第1号T P P (環太平洋連携協定)交渉の大筋合意に関する陳情についての件を起立により採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は、不採択とするものであります。

本陳情は、原案のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長

起立4人。

起立少数であります。

よって、本陳情は、委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

◎日程第3 委員会の閉会中の継続調査について

○議 長

日程第3 委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

各委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付したとおり申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議 長

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議 長

以上をもって、本定例会に付議された案件は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

平成27年第4回大樹町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時12分